平成２８年　第１回

身延町議会定例会会議録

平成２８年３月　３日　開会
平成２８年３月１５日　閉会

山梨県身延町議会

平成２８年

第１回身延町議会定例会

３月　３日

平成２８年第１回身延町議会定例会（１日目）

平成２８年３月３日
午前　９時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　諸般の報告
日程第４　町長施政方針
日程第５　教育長教育方針
日程第６　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について
日程第７　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第８　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第９　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第２２　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２５　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第２６　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
日程第２７　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画（自平成２８年４月至平成３３年３月）について
日程第２８　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第２９　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
日程第３０　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
日程第３１　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
日程第３２　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）
日程第３３　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３４　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第３５　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算(第４号)
日程第３６　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３７　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３８　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）
日程第３９　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４０　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）
日程第４１　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第４２　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）
日程第４３　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算
日程第４４　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第４５　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算

日程第４６　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算
日程第４７　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第４８　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第４９　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第５０　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第５１　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第５２　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５３　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５４　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５５　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５６　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５７　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５８　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５９　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第６０　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第６１　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第６２　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第６３　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	赤池　朗	２番	田中一泰
３番	広島法明	４番	柿島良行
５番	芦澤健拓	６番	松浦　隆
７番	河井　淳	８番	福與三郎
９番	草間　天	１０番	川口福三
１１番	渡辺文子	１２番	伊藤文雄
１３番	深澤　勝	１４番	野島俊博

３．欠席議員は次のとおりである。

なし

４．会議録署名議員（３人）

７番	河井　淳	８番	福與三郎
９番	草間　天		

５．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（２１人）

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川　信
会計管理者	竹ノ内　強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課農林担当副主幹	大村　隆	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢　香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

６．職務のため議場に出席した者の職氏名（２人）

議会事務局長　中 村 京 子
録　音　係　佐 野 和 紀

開会　午前　9時００分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

（　あ　い　さ　つ　）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

平成２８年第１回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表す次第でございます。

提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、

７番　河井　淳君

８番　福與三郎君

９番　草間　天君

を指名します。

日程第２　会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から１５日までの１３日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から１５日までの１３日間と決定しました。

日程第３　諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。

本定例会にはお手元に配布のとおり条例の制定・改正等２１案件、規約の変更１案件、指定管理者の指定３案件、補正予算１１案件、当初予算２１案件、過疎地域自立促進計画案の合計５８件が提案されています。

本日の説明員として地方自治法第１２１条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては一覧表としてお手元に配布したとおりであります。

次に１２月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第４　町長施政方針。

町長から施政に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん、おはようございます。

桜の花も膨らんでまいりました。梅の花も開き春が感じられる好季節になってまいりました。

本日ここに平成２８年身延町議会第１回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員の出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて世界を考えるとき、北朝鮮のミサイル打ち上げに象徴されるように新興国が全世界の注目を集めているように思われます。わが国にあっては国際情勢流動化とグローバル化が進む中、政治経済は停滞をし活力を欠き社会状況は混沌として、さまざまな課題が顕在化しております。

そんな中、国では一億総活躍社会を提唱されました。これの実現に向けた新３本の矢の中で第１の矢には希望を生み出す強い経済、第２の矢は夢をつむぐ子育て支援、第３の矢は安心につながる社会保障が謳われております。一億総活躍社会の実現は地方創生がもとになると私は思います。

このような中、わが身延町の活性化の基本となります身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を昨年中に策定させていただきました。私の口から言うのはどうかと思いますが、大変素晴らしい戦略が出来上がったと自負しております。

今後はこの戦略に基づき素晴らしい身延町、住みよい身延町をつくってまいりますので議会の皆さまや町民の皆さまのなお一層のご指導・ご協力を期待しております。

これより行政報告をいたします。

まずは国および身延町の財政状況および予算についてであります。

国の平成２８年度予算につきましては経済再生と財政健全化の両立する予算と位置づけ一億総活躍社会関連事業などに重点配分が行われたことにより、一般会計総額９６兆７，２１８億円。平成２７年度当初予算に比べて０．４％増の過去最大規模で閣議決定をされ、今国会において３月末までの年度内成立を目指しております。

今回の予算では元気で豊かな地方の創生を全力で応援し、子育て支援など社会保障の充実を可能な限り実施するとしています。同時に国債発行額については税収を平成２７年度より３兆円多い５７．６兆円と見込んだことにより新規国債発行額は３４．４％と７年ぶりに低水準に抑えたことにより国債依存度は３５．６％に下がったとはいえ、借金に大きく依存する状況が続いている状況には変わりありません。

財務省は国の借金が平成２７年１２月末時点で１，０４４兆５，９０４億円になったと発表しました。この借金を２８年１月１日現在、わが国の人口、推計１億２，６８２万人で割りますと国民１人当たり約８２４万円の借金を背負っていることになります。今年度末には借金はさらに増え、過去最大となる１，０８７兆３千億円の見通しを立てています。

今後も人口が減り続くとすると１人当たりの借金はさらに増え続けることになり、国の財政運営はさらに厳しい状況が続くと思われます。

さて本町の地方債残高は平成２７年度末の見込みで特別会計も含め約１２１億１，６００万

円で平成２６年度末と比較して３億９，１００万円の減であります。この地方債残高を本町の平成２８年２月１日現在の住民基本台帳人口１万３，１０７人で割りますと町民１人当たり９２万４千円となり、前年度と比較して４万２千円の減となります。

今後も本町の財政運営において地方債残高の抑制は不可欠でありますので、地方債の発行に際しまして財政措置の有利な起債の選択等に十分配慮してまいりたいと思います。

次に今回、提案させていただいております一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては本年度事業の精査により補正させていただいております。

一般会計では一億総活躍関連予算として、国の補正予算に計上された地方創生加速化交付金事業・低所得者の高齢者に３万円を配る年金生活者等支援臨時福祉給付金事業などの予算を計上させていただきました。

第２表の繰越明許費補正では事業の追加および変更をさせていただきました。繰越事業につきましては、事業の早期完成を目指し職員一丸となって取り組んでまいりますのでご理解をお願い申し上げます。

まず収入ですが国県支出金につきましては、各種補助事業において年度内の事業量等を考慮し、それぞれの負担に応じて減額等の補正をさせていただきました。その中で国の補正予算にかかる事業の財源といたしまして国庫支出金に地方創生加速化交付金４，０８７万６千円。年金生活者支援臨時福祉金事業にかかる交付金７，２００万円などそれぞれ計上をいたしました。地方交付税につきましては３億９，６１４万４千円。繰越金につきましては３億８，６６６万３千円を追加補正させていただき、今後の財政基盤の強化を図るための財源として繰上償還等へ充てさせていただいております。また臨時財政対策債の３億円と借換債分５億６，７７０万円につきましては財源が確保できましたため、借り入れを行わないことといたしました。

次に支出ですが歳入予算で申し上げましたとおり年度内の各事業においてそれぞれの予算について増減をさせていただいたところでございます。特に国の補正予算案に計上された交付金事業といたしまして、まち・ひと・しごと創生事業に４，１００万４千円。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業に７，２００万円などを計上させていただきました。これらの事業につきましては全額２８年度へ繰り越しさせていただくものであります。

次に平成２８年度の身延町一般会計予算は総額８４億８，３６０万円で対前年比１．０%の増としたところであります。この主な要因といたしましては身延町総合戦略に基づきますまち・ひと・しごと創生事業関連経費の増額および合併特例事業債基金造成分の基金積立関連経費の増額でございます。本町の一般財源の主なものといたしまして町税１３億７，７２５万９千円を計上させていただきました。２７年度に比べ０．８%の減となっております。地方交付税と臨時財政対策債を合算した実質交付税は４０億９，８００万円の計上となり歳入全体の４８．３%を占め自主財源である町税が全体で１６．２%であることから改めまして国への財源依存度の高さを再認識したところでもございます。

２８年度、主な事業につきましては町民の皆さんの移動手段確保を図るためデマンド交通システム事業および赤字バス路線の維持費、ならびに町有バスの運行経費等としてバス運行対策費に８，１３７万３千円を計上しております。２８年度中には町内交通網を見直し町民の皆さんの利便性向上を図ることとしております。

次に身延町総合戦略のアクションプランに記載された子育て支援・定住促進などを実施していく経費としてまち・ひと・しごと創生事業費に１億２，０４６万２千円を計上いたしました。

また衛生費では若い世代の罹患率が高い子宮頸がんが予防ワクチンに対する積極的な接種勧奨が控えられている状況から健診による早期発見・早期治療へつなげるため子宮頸がん検診の自己負担分を無料とする予算を計上させていただきました。

次に地域基盤整備事業として町道整備等を継続的に実施し農林業の基盤整備、有害鳥獣対策等も引き続き推進してまいります。特に橋梁の長寿命化修繕計画に基づく橋梁の耐震および修繕事業や道路ストック修繕事業等、老朽化したインフラ整備を重点的に実施してまいります。

２８年度は町道田原鴨狩線道路改良工事、町道大道市之瀬線道路改良補装工事等の工事請負費に１億５，２００万円。町営住宅西嶋第２団地外壁改修工事に４，３０９万２千円を計上いたしました。教育費では小学校閉校に伴う行事等に関する補助金、５校分２千万円。小学校スクールバス４台の購入に３，２４０万円。中学校スクールバス運転業務委託料に８，４８３万６千円などを計上したところであります。

特別会計につきましては、身延町国民健康保険特別会計を含む２０の特別会計により総額６５億６，６４６万１千円となったところであります。この中ではライフラインの整備として簡易水道事業、ならびに下水道事業特別会計等が含まれております。平成２７年度末でなかとみ青少年自然の里が閉館となることに伴い、なかとみ青少年自然の里条例とともに青少年自然の里特別会計を廃止することとし、今議会に特別会計設置条例の一部を改正する条例を上程させていただいているところであります。

次に総合戦略関係予算についてであります。これまでの経過ですが昨年１２月１５日の第４回策定委員会を開催していただき、人口ビジョン策定に伴う本町の目標人口を７，６００人とし５つの基本目標の身延まち・ひと・しごと再生総合戦略を決定していただき、同月の２１日には議会まちづくり検討特別委員会の皆さんへ説明をさせていただきました。また２月には町民の皆さんに身延町人口ビジョン総合戦略概要版を配布し周知をさせていただきました。

なお２月２４日に議会まちづくり検討特別委員会の皆さんへ本議会へ上程している総合戦略関係予算の説明をさせていただきました。議員の皆さんにはすでに総合戦略およびアクションプラン、ならびに総合戦略関係予算集計表を提示させていただいておりますが、この戦略およびプランに計上した事業について５つの基本目標実施に向けて積極的に展開をしてまいります。

それでは５つの基本目標ごとに主な事業について申し上げます。

基本目標の地域に根差した雇用の創出では、関係者の連携により地場産業の活性化としてあけぼの大豆推進協議会を設立し、あけぼの大豆の種子の確保と生産技術の向上のための講習会を開催しブランド化と第６次産業化を推進してまいります。

この事業につきましては地方創生加速化交付金の対象事業として申請をいたしましたので、平成２７年度補正予算で計上させていただいております。これ以降は新年度予算に計上させていただいておりますが、下部温泉の魅力アップとインバウンド観光の推進事業では山梨県の補助事業を活用する中で観光看板の改修工事を実施してまいります。

基本目標２の町を元気にできる人材の育成では昨年も実施しましたが、町長と語る高校生の集いを今後、毎年開催し意見交換を行い将来を担う人材育成の契機としてまいります。人材育成講習会の開催はまちづくりや地域活性化について学ぶWAKAMONO（わかもの）大学を開催し人材の育成を進めてまいります。また地域おこし協力隊を採用して町を元気にできるグループ活動を起こし、地域や町の将来を考え行動できる若手活動組織の立ち上げを行ってまいります。

基本目標３の人の流れをつくり移住定住促進では、町内に居住している主にひとり暮らしの高齢者を対象に身延町版ＣＣＲＣについて身延山大学や医療介護機関と協議会を設立し、実施について検討を進めてまいります。

また宅地分譲の促進および移住定住者への支援制度等の創設については、町有地を宅地分譲地として整備をするとともに町外から転入者で新たに住宅を建設した方には新築住宅祝金を、中古住宅を購入した方には住宅購入祝金を支給します。また空き家バンクを利用して移住した方には引っ越し祝金を支給し定住促進を図ってまいります。

基本目標４の結婚、出産、子育て環境の充実では保護者の負担の軽減を図る目的で所得に応じて在園者の第２子以降の保育料の無料化を行い入園時・小中学校入学時に必要となる園服、制服、体育着、学用品等の支度金として入園・入学祝金を支給するとともに小中学校で使用する教材や校外学習、修学旅行および小中学校の給食費へ補助を行ってまいります。

また１８歳までの医療費の無料化の継続と新たに１８歳までの重度心身障害児の医療費窓口無料化を実施してまいります。さらには児童生徒の学力向上を図る目的で中学生一人ひとりにタブレット端末を貸与し、小学生にはグループワーク用に授業等で活用するタブレット端末を配備します。

英語教育では英語指導助手による中学校の学習時間を増やすとともに小学生に対しても学習の機会の充実を図り保育園児に対しては町立保育園同様、私立保育園においても英語会話に親しむ機会を設けてまいります。

基本目標５の特色ある持続可能な地域社会の形成では高齢者を狙った悪質電話による詐欺等の犯罪を未然に防止する自動応答録音装置の購入費へ補助を行ってまいります。また公共施設へのＡＥＤの設置を拡充配備し、住民が安心に暮らせる環境づくりを進めてまいります。

以上、身延町総合戦略の補正予算および新年度当初予算にかかる主な事業について申し上げさせていただきました。

次に身延町プレミアム商品券事業についてであります。

国の地方創生における平成２６年度補正予算であります。

地域消費喚起・生活支援対策交付金を活用し平成２７年７月１５日より平成２８年１月１７日までの利用期間で身延町プレミアム商品券事業を実施いたしました。商品券の販売につきましては予定していた１万７，７００冊すべてをご購入いただきました。併せて期間中、福祉商品券も１，５２０冊の配布を行い商品券の合計は１万９，２２０冊で５００円券の枚数では２３万９，２２０枚でありました。またご協力をいただいた店舗数は１７５店舗でありました。商品券の最終的な使用枚数は福祉商品券と合わせて２３万７，４００枚で換金率は９９．２％となりました。商品券により町内で使われた金額は１億１，８７０万円となり、この事業の目的であります地域消費喚起に大きく貢献したものと考えております。

ご協力をいただきました多くの町民、関係者の皆さんに感謝を申し上げます。

次に第４次身延町行政改革大綱の策定についてであります。

本町ではますます厳しさを増す社会経済情勢を踏まえ、行政改革を継続する中で平成２５年度から平成２７年度までの３年間を第３次身延町行政改革大綱により取り組んでまいりました。この３年間を検証し、今後の行政改革の基軸を検討する中で身延町行政改革推進委員会において審議をいただき、これまでの行政改革の根幹を引き継ぎ平成２８年度から平成３０年度までの第４次身延町行政改革大綱を策定いたしました。全職員が行政課題を共有し知恵を出し合い

最大限に能力を発揮し、一人ひとりが改革実行の担い手を基本方針として取り組んでまいります。

次に身延町の人事評価制度についてであります。

地方公務員法の改正により客観的透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入され平成２８年４月から実施することとなりました。人事評価制度はより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに能力・実績に基づく人事管理を行うことにより組織全体の士気の高揚を促し、公務能率の向上につなげ住民サービス向上の土台をつくることを目的としています。

地方分権が進展する中、個々の職員には困難な課題を解決する能力や高い業績をあげることが従来以上に求められています。本町でも平成２０年度から試行を重ね処遇への反映を実施してまいりましたが、今般の制度化を起点としてより一層、将来を担う人材育成や組織の活性化に取り組んでまいります。

次に平成２８年度国民健康保険特別会計、ならびに後期高齢者医療制度についてであります。

平成２８年度国民健康保険特別会計の予算は保険給付費等の平成２７年度実績を踏まえて編成いたしました。ご承知のとおり本町の１人当たりの医療費は平成２６年度では県下第２位と高く、また加入者の保険税率も県下で高い位置にあるといった課題を抱えているところであります。

そのような状況の中ではありますが、平成２７年度国民健康保険特別会計は良好な決算が見込まれるところであります。県が財政運営責任を担う平成３０年度を視野に入れ、平成２８年度においては税率改正を行わず、同じく平成３０年度に創設される保険者努力支援制度を見据え医療費抑制により一層取り組んでまいります。

また後期高齢者医療制度でございますが、先般開催された山梨県後期高齢者医療広域連合の議会定例会において関係条例の一部改正や平成２７年度補正予算、ならびに平成２８年度当初予算が可決されたところであります。

今回の議決事項を見ますと２年ごとに見直しが行われる被保険者の皆さんにご負担をいただく保険料の率については、平成２８年度および２９年度は改正は行わず据え置きとされました。また均等割額５割軽減および２割軽減の軽減対象の拡大を図り、低所得者等に配慮された改正となっております。

国民健康保険および後期高齢者医療制度は医療費抑制が課題となっております。医療費抑制のためには健診率の向上、生活習慣病予防に重点を置き日常生活の見直しや健康意識を高める活動を推進していくこととしております。

次に個人番号カード交付事業についてであります。

本町においては3月１日現在、個人番号カード作成枚数が６９８件でありましたが今後も申込件数は増加していることが見込まれます。本町では1月２６日より町民課、下部・身延両支所において住民の皆さんに来庁していただき交付を行っているところであります。

交付につきましては１人につき１０分から１５分程度の時間を要し、混雑も予想されるところですが番号利用法、ならびにカード事務処理要綱等を順守し適正かつ円滑に事業を推進してまいります。

次に中学校の閉校、開校についてであります。

後期統合計画に定めた小中学校統合について、平成２６年１２月議会でご議決をいただき準備をしてまいりました中学校の統合がいよいよ目前になってまいりました。統合中学校の開校

に先立ち、今年度で閉校する４中学校の閉校記念式典が３月１９日には身延中学校、２０日には中富中学校と下部中学校、２１日は久那土中学校で開催をされます。それぞれの中学校が長い歴史と伝統に培われた学校で優秀な多くの生徒を社会に送り出してまいりました。地域社会と文化の中心的役割を担ってきた中学校が閉校になることは寂しい思いもありますが社会情勢の変化への対応、教育環境の充実、義務教育の推進を目的に適正規模・適正配置を考えた上での統合でございます。４月８日には新たに身延中学校が開校いたします。これまでの４中学校の伝統を継承し、そこに通う生徒は集団の中で多様な考えに触れ切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み確かな学力の向上と生きる力を身に付けてくれるものと信じております。

町では昨年１１月に策定した身延町教育大綱に基づき教育振興、教育環境の充実、子育て支援策など将来の身延町を担う子どもたちに関する施策を優先施策として実施してまいりたいと考えております。

町民の皆さんにおかれましてもご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に平成２８年成人式についてであります。

１月１０日、身延町総合文化会館において身延町成人式を挙行いたしました。成人者１５７名のうち当日は１２８名の新成人の皆さんに出席をいただき、また来賓として野島町議会議長、ならびに多くの皆さんのご臨席のもと式典をつつがなく執り行うことができました。新成人から力強い誓いの言葉をいただきました。新成人の皆さまには将来の夢を描き明日につながる努力を惜しまず、これからも有意義な人生を送っていただきたいと思います。

次に中部横断自動車道新清水ジャンクションから増穂インターチェンジまでのインターチェンジ名称決定についてであります。

現在、国土交通省や中日本高速道路株式会社、山梨県では中部横断自動車道清水ジャンクションから増穂インターチェンジ間を平成２９年度全線開通に向け整備を進めていただいておりますが、このたび開通に向けてインターチェンジ等の名称が関係自治体から意見を聞く中、平成２８年2月２６日に国土交通省より決定の連絡をいただいたところであります。本町にかかわるインターチェンジ名は、町の原案どおり身延町和田地内の地域活性化インターは身延山インターチェンジ、身延町波高島地内のインターチェンジは下部温泉早川インターチェンジ、身延町下田原地内の活性化インターは中富インターチェンジに決定となりましたので、ご報告をいたします。

次に下水道事業加入状況についてであります。

公共下水道の各戸への接続については平成２８年２月末現在、中富処理区は加入戸数９９４戸で加入率６５．２%、身延処理区は加入戸数４０７戸で加入率５０．１%、下部処理区は加入戸数５９戸で加入率４１．３%であります。

今後も加入率アップに向け努力をしてまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に平成２７年第４回定例会以降の主な行事への参加について申し上げます。

１２月１５日、火曜日、飯富病院正副組合長・担当課長会議。

１６日の水曜日には峡南広域行政組合理事会。

１７日の木曜日には身延町下水道審議会。

２１日の月曜日には山梨県林業公社理事会。

２３日の水曜日には身延町消防団軽積載車交付式、下部の第１分団。

２４日の木曜日には県国保団体連合会役員会。それと飯富病院定例議会。
２８日の月曜日は仕事納め式。
年が明けまして１月４日、仕事始め式。
８日には南部警察署管内新年交通安全祈願祭、身延山。
それから１０日の日曜日には平成２８年身延町成人式。
１２日の火曜日には町の臨時議会。
１３日・１４日には鴨川市を訪問し、しだれ桜を持参したところであります。
１５日の金曜日には県下町村長会議。
１７日の日曜日には平成２８年の身延町消防団出初式。
１９日の火曜日には下水道事業会計検査。
２１日の木曜日には第１回山梨地方創生会議。
同じく２３日の土曜日には身延町消防団新年会。
２月１日の月曜日は下山大庭の望月全江さまの１００歳祝い。
２日の火曜日と３日の水曜日は飯富病院の先進病院研修。尾道市民病院と公立みつぎ病院。
４日の木曜日には中部横断道沿線地域ビジョン策定協議会。
６日の土曜日には第７回みのぶボランティアの集い。
９日の火曜日と１０日の水曜日には全国町村長研修会。全国過疎地域自立促進連盟理事会。これは東京でございます。
１２日の金曜日には県国保団体連合会役員会。
１３日の土曜日には身延山大学２０周年記念式典。
１４日の日曜日は第６６回富士川駅伝競走大会。
１７日の水曜日は山梨県市町村職員共済組合役員会。
１８日の木曜日は中富学級の一芸会と身延町子ども・子育て会議。
１９日の金曜日は第４３回山梨県峡南地域高齢者作品展。
２３日の火曜日には峡南衛生組合臨時議会。
２４日の水曜日には峡南地域林業振興協議会通常総会と身延町要保護児童対策地域協議会。
２５日の木曜日には山梨県市町村総合事務組合の定例会。飯富病院議会全員協議会。大野の望月光子さまには１００歳の祝い。
２６日の金曜日、県国保団体連合会２８回通常総会。
２９日の月曜日には峡南広域行政組合臨時議会。それと山梨県市町村共済組合組合会。
３月１日、身延高校第６６回卒業証書授与式。峡南衛生組合正副管理者担当課長会議。
３月２日、水曜日、身延山高校第６８回の卒業式。
以上、主なものについて報告させていただきました。
その他地域の各種団体等の会議や県や国への要望活動にも出席をいたしました。
結びに私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。このためには行政と町民の皆さんがそれぞれ役割と責任を担っていくことが大切であると思います。
「住んでよし　訪ねてもよし　おらが身延（まち）」、町民の皆さまが住みたくなるまちづくりに取り組んでまいりますので議員の皆さまや町民の皆さまの格段のご協力をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長の施政方針を終わります。

――

日程第５　教育長教育方針。

教育長が教育に対して方針を述べる旨の申し出がありましたので、これを許します。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

平成２８年度身延町教育委員会教育方針、ならびに主要施策についてご説明をさせていただきます。

身延町教育委員会では国の第２期教育振興基本計画、県の新山梨教育振興プランおよび身延町総合計画後期基本計画などを参酌し昨年９月に身延町教育振興プランを策定しました。

基本理念を明日のふるさと身延を担う人づくり、基本目標として他者を思いやり社会の絆を大切にする人づくり、自ら学び考え行動する創造性豊かな明日を担う人づくり、郷土を学び郷土を愛し地域文化を育む人づくりの３つの目標を定め、平成２７年度から平成３０年度までの４年間の教育振興の基本方針を定め、今後取り組むべき施策の方向性を明らかにしました。

また身延町総合教育会議を昨年５月と１１月、２回の会議が開催され町長と教育委員会で協議・調整を図り１１月に身延町教育大綱が策定されたところでもあります。

教育行政を推進する方針となる身延町総合計画、身延町教育大綱、身延町教育振興プランの３つの基本計画に即し迅速かつ的確な対応をしていかなければなりません。教育委員会では明日のふるさと身延を担う人づくりを目指して身延町の教育振興に全力を傾注してまいります。

それでは学校教育について平成２８年度主要施策をご説明いたします。

まず児童生徒の教育環境の充実および教育費の保護者負担額の軽減を図り、子育て世帯の支援策として平成２８年度から新たに導入する施策について説明をいたします。

１つ目の施策として、まず小中学校入学祝金の支給であります。

教育関係経費の増大が子育て世帯に大きな負担となり、特に学校入学時には新たにそろえる用品も多く多額の出費が強いられます。ランドセルや学習用品、中学校入学では制服、体育着、部活動の用具など購入費などもかさみます。これらの費用の一部として小学校入学時に３万円、中学校入学時に６万円を祝金として支給をします。

次に学校給食費１食当たり１５０円の公費負担についてです。

学校給食は児童生徒に栄養のバランスが取れた食事を提供し、健康の保護増進や体力の向上を図るとともに心身の健全な発達に役立てる教育活動の一環として実施しています。学校給食にかかる経費のうち食材料費分は保護者の負担をいただいておりますが、このうち小学校は１食当たり２７０円、中学校は３００円を給食費として納めていただいています。１食当たりの食材料費のうち１５０円を町が公費で負担することとし、保護者は小学生が１２０円、中学生が１５０円を納めていただくことになります。保護者負担額はこれまでの給食費の半額以下となります。

次に小学校修学旅行助成金の増額についてです。今まで４千円の補助であったものを限度額２万５千円までに増額をします。

また教育環境の充実と学力向上対策として補助教材費の公的負担についてであります。小学生１人当たり年額６千円。中学生１万円を補助します。児童生徒に基礎的・基本的な知識と能

力などの学力を身に付けさせるため、教科書以外の補助教材を有効に利用し学校教育の充実に努めるとともに保護者負担の軽減を図るため、予算の範囲内で教育補助教材費を町が負担したいと考えています。

次にＩＣＴ機器の整備事業についてです。

新設中学校においては生徒の高度情報社会への対応と学力向上を目指しＩＣＴ機器の充実・整備を行います。生徒、教師、一人ひとりに１台ずつタブレット型パソコンを貸与し同時に周辺機器の整備とソフトウェアの充実も図り、授業や課外活動に有効に活用してまいります。

それから外国語指導助手ＡＬＴの増員についてです。

現在は４つの中学校に３人のＡＬＴを配置し外国語の指導を行っていますが、２８年度は中学校に２人のＡＬＴを配置し外国語教育の充実を図ってまいります。

次に災害発生時の児童生徒の安全確保についてであります。在校時の災害対策備品整備を行います。

児童生徒が在校時に災害が発生し保護者への引き渡しができるまでの間は学校で保護しなければなりません。また学校は災害発生時の避難場所にも指定されています。そのため児童生徒、避難者が使用する備品類などを整備します。各小中学校に発電機、投光器、石油ストーブ、カセットコンロ、簡易毛布などを配備いたします。

以上が平成２８年度の主な新規事業の概要であります。

次に管内小中学校の統合についてであります。

本年４月に開校する身延中学校については昨年の２月１７日の設置から１１月までの間、中学校統合準備委員会で回数にして９回の会議を開催し学校名、校歌、校章、制服、通学支援、教育課程などのほか中学校の統合に関する事項についてご協議をしていただき教育委員会へ提言をしていただきました。

学校名については昨年７月２１日の第２回臨時議会において身延中学校とする条例改正案をご議決いただいたところであります。新身延町中学校が円滑なスタートができるよう学校、生徒、保護者、教育委員会がそれぞれ準備をしてまいりました。いよいよ４月８日には開校いたしますので、皆さまのなお一層のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に小学校の統合についてであります。

小学校の統合は平成２９年４月に５つの小学校を２校に、平成３０年４月に２つの小学校を１校に統合し現在７校ある小学校を３校に統合する準備を進めております。

仮称、身延第１小学校、第２小学校、第３小学校統合準備委員会を昨年の１０月１９日に同時に設置をし小学校の統合に向け協議を開始していただいております。

まずはじめに学校名の検討をしていただいており、今月末か４月には各準備委員会から教育委員会へ学校名の提言がなされる予定であります。その後は校歌、校章、通学支援などについて協議・検討をしていただくことになっています。

次に複式学級の解消についてであります。

小学校の複式学級は隣り合う学年の人数が１２人以下のときに生じることになります。平成２９年度の小学校統合以降は当面、複式学級は生じないと思われますが平成２８年度は久那土小が２、下部小２、原小学校２、下山小が１と４つの小学校で７つの複式学級が生じる見込みです。統合までは引き続き予算編成権を有する町長の理解を得ながら可能な限り町単独負担教諭を配置し複式学級の解消に努めてまいります。

次に教職員支援についてです。

言うまでもなく未来を切り開くのは人です。その人をつくる教師の頑張りこそ教育の土台であると考えます。昨今、教師はややもすると児童生徒を取り巻く社会環境、生活環境など教師の努力ではいかんともしがたい状況に翻弄され、教師個々が理想とする学校教育に支障を感じているやに思えます。

本町は幸いにも平穏な教育環境であると言えますが、教育委員会は引き続き教育現場における教職員の教育力を信じ、これを力強く支えてまいります。

次に学校施設設備環境の充実についてです。

言うまでもなく学校施設は多くの時間を学校で過ごす児童生徒にとって快適な学習、生活の場でなくてはならず、また災害時における避難所として住民に安全・安心な空間を提供する場でもあります。

老朽化の進んだ施設設備は不要不急を勘案しながらではありますが、特に統合後に使用する校舎を中心に計画的に修繕等を行ってまいります。

次に特別支援教育支援員の配置および特別支援学級の設置であります。

特別支援教育支援員の配置については昨年同様、困り感のある児童生徒の学習や生活を支援するため全校に支援員を配置します。また特別支援学級についても障害の区分および程度に応じ小学校は３学級、中学校に２学級を開設し、きめ細やかな対応を引き続き行ってまいります。

次に中高連携についてです。

現在の県の身延・南部地域中高連携推進検討委員会設置要綱に基づく学校関係者、町関係職員、県関係職員の１０人で構成される推進検討委員会が適宜開催をされ、中高一貫教育の１つの形態として身延高校と身延中学校、また南部中学校が連携することについての検討を行っています。

本格実施の時期はまだ明確ではありませんが、平成２７年度には中高の教員による授業研究やサマーセミナー、防災サマーキャンプ、芸術鑑賞会、部活動合同練習などを行い連携を図っています。

今後も引き続き現在の試行などを検証し、本格実施について検討してまいります。

続きまして、生涯学習関係について説明いたします。

本町における生涯学習活動はそれぞれの地域、また各種団体を中心に子どもから高齢者まで多種多様な活動が行われております。公民館活動やスポーツ、レクリエーション、歴史、美術、芸術、音楽、読書、青少年育成など町民の皆さまは多様な学習活動を実践しており、その熱意はますます盛んなものがあるといえます。

生涯学習は人々が自己の啓発や生活の向上のために自発的意思に基づいて行うことを基本とし必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで生涯を通じて行う学習だといわれています。生涯学習は生涯にわたって元気で楽しく学び習う活動であり、その活動には性別、年代を超えた交流が生まれ人々が元気になり、その中で生まれ育まれたつながりが地域協働のまちづくりに生かされていくものだと思います。

教育委員会ではこのような視点に立って生涯にわたり学習していく環境づくりを進めるため学習活動の支援、生涯スポーツの推進、文化・芸術の振興と文化財の保護、青少年健全育成の推進に取り組んでまいります。

それでは平成２８年度の主要施策について、ご説明をいたします。

１点目として先般策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき次の４事業を展開していきます。

まず地場産業の活性化とＰＲの強化を目的とし西嶋和紙、和紙の里の活用推進を図ります。県内はもとより関東圏域の学校などをはじめ広く一般に向けて西嶋和紙、ならびに和紙の里体験施設の利用をダイレクトメールなど効果的な手段により働きかけます。また西嶋和紙の需要開拓を目的とし首都圏等で行われる見本市への参加を支援するため、西嶋和紙工業組合へ補助金を交付します。

次に若い人が積極的に地域を考え行動する組織づくりを通じ、町を元気にできる人材の育成に取り組みます。これは人材育成講座、仮称、WAKAMONO（わかもの）大学を開催しさまざまな立場の若者により町の将来について語り合い調査・研究を進め、この講座が機会となり全町的に町を元気にする人材育成を支援していきます。

次に郷土愛を育む教育の充実施策として大学講座との連携により地域の文化、歴史を学び郷土愛を育む学習の場として講座等を開催します。郷土を学ぶことにより郷土を愛し、郷土に誇りを持てる子どもを育てる環境づくりを行います。

次に生涯学習活動の拠点である社会教育、社会体育施設へのＡＥＤの配備を進めます。公民館、分館、体育館などは多くの町民が集い生涯学習の場として利用されています。利用者に不測の事態が生じた場合、直ちにその危険を回避する手段として有効なＡＥＤを配備することにより、より安心して施設を利用していただけるよう安心･安全な施設管理に努めてまいります。

さらに平成２８年度におきましても町民の皆さまが生涯学習に取り組んでいただけるよう次の施策を展開していきます。

１として地区公民館、分館を学習活動の拠点として安全に利用していただくことを念頭に施設を提供していくとともに分館運営、また集落館整備を進め地域の皆さまが交流するコミュニケーションの場として講座などの充実を図ってまいります。

２として心と体の健康はすべての人が望んでいます。特に団体活動は多くの仲間とプレイをすることで楽しみは大きくなります。多くの町民の皆さまが町民一スポーツを合言葉にスポーツレクリエーションをより安全に、より一層楽しむことができるよう施設の提供、各種スポーツ教室等の開催等、生涯スポーツの推進に取り組んでいきます。

スポーツ活動の中心となる体育協会はさらに自立的な活動や活性化が図られ、競技力の向上を目指せるように支援を進めてまいります。

また地域住民の皆さまの健康づくりの一助となるような事業を体育協会およびスポーツ推進員とともに検討してまいります。

次に３として文化・芸術の振興と文化財の保護です。

文化・芸術は心を癒してくれます。また文化財はふるさとの歴史文化の証であります。このため多様な価値観や情報を提供してくれる図書の充実、魅力ある自主事業、企画展などを継続して開催していきます。

なお平成２８年度は総合文化会館開館２０周年の年であり、年間を通して魅力ある講演などを計画し多くの皆さまに足を運んでいただければと考えています。さらに今後も町民一人一芸運動を念頭に町民の皆さまが自ら率先して文化・芸術活動に参加できるよう各種文化団体やサークル活動を支援してまいります。また身延町の歴史や文化財の証人であり、豊かな自然の象徴である文化財については県指定文化財、旧市川家住宅の茅葺屋根の葺き替え改修を２カ年

の計画で予定をし、その保存に努めていきます。

また平成２０年度から取り組んでいる国指定天然記念物、身延町ブッポウソウ繁殖地の保護・増殖を図るため、生息調査などを実施し地域住民の皆さまと共同する中で保存管理計画の策定に取り組みます。

そして文化財の保護、保存とその活用に努めるとともに地域固有の歴史遺産を学ぶ機会の充実に努めてまいります。

最後に４として青少年健全育成の推進です。

子どもたちの健やかな成長、のびやかな心身の発達には家庭と地域の教育力をより一層向上させていくことが大切であります。身延町青少年総合対策本部、ならびに青少年育成身延町民会議が掲げるスローガンの「地域の子どもは地域で守り育てる」のもと連携をしながら町全体でのあいさつ運動、子どもたちを見守る運動などを進めるとともに青少年育成の諸活動を地区公民館と連携しながら推進をします。

これまで申し上げました各種の事業を実施するにあたっては町民の皆さま、関係団体と協力・協働の上、必要とされる事業を取り入れ、事業の見直しを行い取り組んでいきたいと思います。

これによって新鮮なメニューを提供することができ町民の皆さまの学習意欲を喚起し、学習活動の輪が元気なまちづくりにつながっていけるようにしたいと考えております。

以上、本町の教育行政推進にあたり町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、平成２８年度教育方針、ならびに主要施策の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

教育長の教育方針を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は１０時２０分といたします。

休憩　　午前１０時０５分

再開　　午前１０時２０分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第６　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について

日程第７　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

日程第８　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について

以上の３議案は条例制定案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、提案理由のうち議案第２号から議案第４号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定についてであります。

身延町行政不服審査会条例の議案を提出いたします。

平成２８年3月３日　提出

身延町長　望月仁司

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、新たに行政不服審査会を設置する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第３号　身延町法務専門職員の任用に関する条例についてであります。

以下は省略をさせていただいて、提案理由を申し上げます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、審査手続き業務を行う法務専門職員を任用するため条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理について条例で定める必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第２号から議案第４号につきましては以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

〇議長（野島俊博君）

次に議案第２号から議案第４号までの詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

〇総務課長（樋川信君）

それでは議案第２号、第３号、第４号について詳細説明をさせていただきます。

なお、この３案件につきましては2月２４日の議員全員協議会で説明させていただきましたので主なところの説明とさせていただきます。

議案の２ページをお開きください。

はじめに議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

行政不服審査制度は行政処分に関し、国民がその見直しを求め行政庁に不服を申し立てる制度でございます。行政不服審査法は昭和３７年の制定以来、５０年以上が経過し実質的な法改正は行われておらず、その間、国民の権利・利益に関する意識や関連制度を取り巻く環境も変化し時代に即した見直しが求められておりました。

今回、公正性の向上、使いやすさの向上、救済手段の充実・拡大等の観点から新しい行政不服審査法が平成２８年４月１日から施行されることになりました。この改正に伴い行政不服審査法第８１条第１項の規定に基づき行政不服審査会を設置する必要があるため、条例の制定を行うものであります。

２ページの第１条から３ページの第１１条まで、身延町行政不服審査会にかかる設置や所掌事務、また第６条で審査会に専門的知識を持った専門委員を置くことができる規定を定めるものであります。

附則

施行日は平成２８年４月１日とするものであります。

以上で議案第２号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。

本条例は議案第２号で説明しました身延町行政不服審査会条例の制定に伴い、審理手続きを行う法務専門職員の任用等に関し条例の制定を行うものでございます。

審理手続きを行う審理員は職員の中から指名されなければなりません。しかし職員の中から審理員を確保するには非常に困難であります。したがって外部から弁護士等の専門家を法務専門職員として任用し審理手続きに当たってもらうというものであります。

法務専門職員の身分は非常勤の特別職として審理手続きが必要となったときに任用するものでございます。

第１条、趣旨から第７条、罰則まで身延町法務専門職員の任用等に関する規定を定めるものであります。

附則

施行日は平成２８年４月１日とするものであります。

以上で議案第３号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について詳細説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員の退職管理の適正を確保するため退職管理に関する規定を新たに設けられました。

このことから離職者が職員に対し在職時の職務に関連した影響力を執行することがないよう条例で定める必要があることから新たに条例を制定するものでございます。

第１条では趣旨。第２条では再就職者による依頼等の規制について。第３条では任命権者への届け出についてそれぞれ定めるものであります。

附則

施行日は平成２８年４月１日とするものであります。

以上で議案第４号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第９　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１４　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第２０　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２２　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第２４　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２５　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について

以上の１７議案は条例改正案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第５号から議案第２１号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、現行の審査会制度における審理員による審理の適用除外について規定する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

行政不服法の全部改正に伴い、身延町税条例の一部を改正する必要が生じた。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
行政不服法の全部改正に伴い、審査請求人に対する提出書類等の写しの交付等に関わる手数料について定める必要が生じた。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行および身延町公平委員会に関する例規の見直しを行ったことに伴い、身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じました。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
身延町公平委員会に関する例規の見直しを行ったことに伴い、身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する必要が生じました。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する必要が生じた。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律および学校教育法等の一部を改正する法律の施行により身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてであります。
以下は省略をし、提案理由を申し上げます。
平成２７年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

平成２７年人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止することに伴い、身延町特別会計設置条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

山梨県において重度心身障害者医療費助成制度の見直しが行われ、障害児に対する医療費助成方法を窓口無料化方式へ変更することに伴い、身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略をし、提案理由を申し上げます。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

保育料負担軽減に関する国の政策、山梨県の事業及び本町の総合戦略を実施するため身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例についてであります。

以下は省略し、提案理由を申し上げます。

地域の実情に応じて円滑な公民館活動を図るため、身延町公民館条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案第５号から議案第２１号については以上でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第５号から議案第２１号までの詳細説明を求めます。

はじめに議案第５号から議案第１４号までの詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第５号から議案第１４号までの１０案件について説明させていただきます。

はじめに議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

行政不服審査法の全部改正に伴い、既存の３つの条例に関連している条例の一括改正条例としてまとめて条例の一部改正を行うものでございます。

行政処分に関し不服申し立てがあったときは審査庁は原則として審理員による審理手続き、行政不服審査会への諮問・答申を行うことになっております。行政不服審査会を設置する趣旨は審査庁から独立した中立の機関がその採決をチェックすることにより採決の公正性、客観性を担保とすることになりました。このことから現行制度において原処分、または採決の際に他の第三者機関が関与している場合は審理員による審理手続きが省略されるものであります。

現行の情報公開条例には情報公開審査会があります。また個別情報保護条例および特定個人情報保護条例にも個人情報保護審査会の規定がございます。これらの条例に関するものに不服申し立てがあった場合には、これらの各審査会が審議をすることになっておりますので今回の改正では両審査会の規定の中に審理員による審査手続きの適用を除外する規定を設けるものであります。

具体的には情報公開条例でいいますと新旧対照表の１ページをご覧ください。

不服申し立てが審査請求に一元化されたことにより第３章の章名をはじめ不服申し立てを審査請求に改めるものであります。

２ページにいきまして審査会への諮問を規定した現行条例の１５条と１６条の内容を新１６条にまとめ、新１５条として審理員による審理手続きの適用除外の規定を設けるものであります。

その他、新法の内容に合わせた必要箇所の改正であります。３つの条例ともほぼ同様の内容

の改正でございます。
議案の１３ページにお戻りください。
附則
施行日は平成２８年４月１日とするものであります。
以上で議案第５号の詳細説明を終わらせていただきます。
議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
行政不服審査法の全部改正に伴い今回、行政不服審査法施行令も新たに制定されました。この新法および新法施行令の改正に伴う条例の一部改正であります。
１６ページをお開きください。
４行目、第４条第２項関係は字句の追加でございます。
８行目、第４条第３項関係は根拠法令が施行令になったことと条番号の改正でございます。
１１行目、第４条第６項関係は審査申出人にかかる委員会への届け出に関する条文の追加でございます。
１４行目、第６条第５項関係は新法による追加でございます。
１８行目、第６条第２項関係については行政手続き等における電気情報処理組織、電子申請のことでございますが、これを使用して弁明した場合にはそのまま弁明書が提出されたものとみなすという条文の追加でございます。
２３行目、第１１条第１項中の条文は新法による追加でございます。
下から７行目ですが施行日は平成２８年４月１日とするものでございます。
以上で議案第６号の詳細説明を終わらせていただきます。
次に議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
２０ページをお開きください。
上から３行目、第１８条の２第１項中、不服申し立てを審査請求に改める。
行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申し立てが審査請求に一元化されたことによる字句の改正でございます。
附則
施行日は平成２８年４月１日とするものであります。
以上で議案第７号の詳細説明を終わらせていただきます。
議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
本条例の一部改正についても行政不服審査法の全部改正に伴う改正であります。
新法では処分庁が審理員に提出した弁明書等のすべての書類については原則、審査請求人への閲覧と写しの交付が認められています。このことから２２ページの上から５行目になりますが第８条に新たに審理員の権限による手数料の減額、または減免についての規定をただし書きで加えるもので、上から９行目になりますが第２項から第４項を加えるものであります。
なお、また下から１４行目、別表中の４５項の次に１項を加えるものであります。これは行政不服審査法に関する書類の交付の際にコピー等の手数料を定めたものでございます。

附則
施行日、平成２８年４月１日とするものでございます。
以上で議案第８号の詳細説明を終わらせていただきます。
次に議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律による改正により今回の改正は地方公務員法上、従来の勤務評定制度に代えて人事評価制度の導入が義務づけられるなど地方公務員について能力および実績に基づく人事管理の徹底が図られることから本条例を改正するものであります。
改正法のうち能力および実績に基づく人事管理部分のポイントにつきましては１つとして能力本位の任用制度の確立、２つ目として人事評価制度の導入、３つ目として分限事由の明確化であります。この分限事由の明確化で分限事由の１つとして人事評価、または勤務の状況を示す実像に照らし、勤務成績がよくない場合と明確化されております。
それではお手元の資料の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。
１９ページになりますが旧の表、第１条では職員の意に反する降任、免職および休職となっている者を地方公務員法第２７条第２項の規定の改正により降給の事由ならびに職員の意に反する降任、免職、休職および降給、この降給が新たに追加されました。降給に改めるものでございます。
右側の新の表、第２条で降給の種類、第３条で降給の事由、第４条で降号の事由を追加し、２０ページにいきまして５行目、第５条の降任、免職および休職の手続きに降給を追加するものであります。
また条項の追加により第３条を第６条とし、第４条を第７条とするものであります。
第５条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削る。この改正は条例の施行に関しての承認は公平委員会の所掌事務には当たらないとのことから削除し、第８条とするものであります。
議案の２５ページにお戻りください。
上から６行目、附則でこの条例は平成２８年４月１日から施行する。
ただし第５条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削る改正規定は、公布の日から施行するものであります。
以上で議案第９号の詳細説明を終わらせていただきます。
次に議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。
本条例は地方公務員法に基づき職員の懲戒の手続及び効果に関し、必要な事項を定めております。
２８ページをお開きいただきたいと思います。
上から４行目、第５条中「身延町公平委員会の承認を得て」を削るものであります。この部分の改正については先ほど議案第９号で説明したとおりでございます。
附則
この条例は公布の日から施行する。
以上で議案第１０号の詳細説明を終わらせていただきます。
議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例に

ついて詳細説明をさせていただきます。

３０ページをご覧ください。

本条例につきましても地方公務員法および地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第５２条の２第１項に規定する人事行政の運営等の状況の公表に関する報告事項について改正が行われたため、本条例を改正するものであります。

上から４行目、右側ですが同条第６号中「及び勤務成績の評定」を削り８号とし７行目、第７号に職員の退職管理の状況を加え、下から４行目、第２号に職員の人事評価の状況をそれぞれ追加するものであります。

下から３行目、第５条第２号は議案第７号で申し上げましたとおり不服申し立てが審査請求に一元化されたことによる字句の改正でございます。

附則

施行日につきましては、平成２８年４月１日とするものであります。

以上で議案第１１号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

３２ページをご覧ください。

本条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法第２４条の項ずれにより本条例を改正するものであります。

上から４行目、第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改めるものであります。

また学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の小中学校に加え小学校から中学校までの義務教育を一貫として行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、上から５行目になりますが第８条の２第１項第２号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部」を加えるものであります。

附則

施行日、平成２８年４月１日とするものでございます。

以上で議案第１２号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

３４ページをご覧ください。

平成２７年国の人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に伴い、一部改正を行うものであります。

上から５行目、第１７条の４第２項第１号中については一般職、特定幹部職員、再任用職員、再任用特定幹部職員の勤勉手当の支給率の改正を行うものであります。

一般職は「１００分の７５」を「１００分の８５」に、特定幹部職は「１００分の９５」を「１００分の１０５」に改め、それぞれ１００分の１０の引き上げを行うものでございます。

また再任用職については「１００分の３５」を「１００分の４０」に、再任用特定幹部職は「１００分の４５」を「１００分の５０」に改め、それぞれ１００分の５の引き上げを行うものでございます。

次に一般職の給料表の改正でございます。人事院及び人事委員会では一般職の給与が民間の給与を下回る調査結果をもとに民間給与との均衡を図るため引き上げ勧告を行いました。これ

に伴い身延町においても人事委員会勧告に準じ、上から８行目ですが別紙第２から別紙第２の４まで、３４ページから５３ページになりますがこの給料表を改正するものでございます。平均改定率は０．４％でございます。

５４ページをご覧ください。

上から２行目、第１６条中の条文につきましては職員１時間当たりの給与額の算出方法の改正であります。現在は国家公務員法と同様の算出方法としておりますが、地方公務員については労働基準法の算出方法が適用されることになったため、算出方法の根拠に準じた改正を行うものでございます。

上から９行目、第１７条の４第２項第１号中については第１条で引き上げました勤勉手当の率１００分の１０を案分し６月期と１２月期の２期に配分し直す改正内容でございます。

上から１３行目、第３条につきましては単身赴任手当の額の改正であります。平成２７年３月の第１回定例会の議案第１０号にて、単身赴任手当の月額を「２万３千円」から「３万円」に改正させていただきました。また附則において平成３０年３月３１日までの間は３万円を超えない範囲と定めたものでございます。しかし昨年８月の人事院勧告で期間が短縮され、平成３０年３月３１日を平成２８年３月３１日に改められましたので、本町におきましても「平成３０年３月３１日」を「平成２８年３月３１日」に改めるものであります。

なお、身延町では単身赴任手当の支給に該当する職員はおりません。

附則

（施行期日等）

第１項、この条例は公布の日から施行する。ただし第２条の規定は平成２８年４月１日から施行する。

以上で議案第１３号の詳細説明を終わらせていただきます。

次に議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

５６ページをご覧ください。

平成２７年の国の人事院勧告及び山梨県人事委員会の勧告に準じ、一般職の勤勉手当の率の改正に伴い特別職の期末手当の支給率０．１カ月の引き上げを行うものであります。

第１条、上から５行目、第３条第４号中「１００分の２１２．５」を「１００分の２２２．５」に改めるものであります。

第２条、上から８行目、第３条第４号中「１００分の１９７．５」を「１００分の２０２．５」に、「１００分の２２２．５」を「１００分の２１７．５」に改めるものであります。

第１条の改定を受け０．１カ月を６月期に０．０５カ月、１２月期に０．０５カ月に振り分ける改正であります。

今回の改正により全体の支給率は年４．１カ月から４．２カ月となります。

なお、施行日につきましては公布の日から施行し、第２条の規定につきましては平成２８年４月１日であります。

以上で議案第１４号の詳細説明を終わらせていただきます。

以上、議案第５号から１４号までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第１５号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

５８ページをお開きください。

今回の一部改正につきましては、山梨県立なかとみ青少年自然の里が平成２７年度末をもって閉館することに伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例が廃止されることにより特別会計として設置しておく必要がなくなったため、条例から削除するものであります。

上から４行目、本則中第９号に規定されております身延町青少年自然の里特別会計を削り各号を繰り上げるものでございます。

附則

第１項では施行期日を、第２項では経過措置を規定しております。

経過措置につきましては本来、会計年度は４月１日から翌年の３月３１日まででございますけれども、地方自治法に基づき翌年の４月１日から５月３１日までの出納整理期間が認められているための経過措置でございます。

以上で議案第１５号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第１６号から議案第１８号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは最初に議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について説明いたします。

平成２７年第４回定例会において障害児に対する医療費助成方法を窓口無料とするための一部改正条例案を議決していただきました。その内容は本年４月１日から障害児については重度心身障害者医療費助成制度の対象者から除外することで子育て支援等の医療費助成制度の対象として窓口無料化を実現するというものでした。

一方でこの間、山梨県におきましても制度の見直しが行われまして本年４月１日から重度心身障害者医療費助成制度の中で障害児に対する助成方法を窓口無料方式へ変更することとなりました。町では県の見直しを受け、今回改めて重度心身障害者医療費助成制度の中で障害児の窓口無料化を実現するため条例の一部改正を提案するものです。

６０ページをご覧ください。

改正の要点は現行、第８条に新たに２つの項を追加するというものです。

改正規定ですが上から４行目をご覧ください。まず新たな項を追加するために現行の第８条第４項を第６項とします。

次の同条第３項中の「療養の給付等に関わる」という文言を削る改正ですが、これは当該第３項の表現全体を見直したところ不要な文言であるため今回の改正に併せて表現を整備するもので、第３項の規定内容に変更を加えるものではありません。

続いて第３項の次に新たな２つの項、第４項と第５項となりますが障害児に対する窓口無料方式を可能とするための規定を追加いたします。

現行の第８条は助成金の支給方法を規定しておりまして、受給者等がいったん窓口で支払ったのちに町への請求に基づき、その者へ助成するという償還払いを原則としつつ町への請求行為を省略できるよう自動還付方式を可能とする規定内容となっています。今回、新たに追加する第４項ですが受給者のうち１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者に限っては、その者が保険医療機関の窓口で支払うべき費用を町がその者に代わって当該保険医療機関へ支払うこと、つまり窓口無料方式を可能とするための規定です。

次に新たに追加する第５項は窓口無料方式の場合、助成金は本来の支給対象者に代わって保険医療機関に支払われることとなりますので、この場合においても当該助成金は本来の支給対象者に対し支払われたものとみなす旨を規定しています。

ここで１点申し添えたいと思いますが、第４項の規定の中で窓口無料の対象者を昨年議決していただいた一部改正条例案と同様、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者といたしました。県の制度におきましては、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までにある者とされておりまして、県の対象年齢を超えて窓口無料とした部分、この部分に対する国のペナルティにつきましては、県の補助対象とはならず町単独財源での対応となりますが、この点につきましても議会のご理解を頂戴したいと存じます。

最後に本条例案の附則について説明いたします。

第２項は自動還付方式と窓口無料方式による助成方法の適用関係を明らかにするための規定で障害児に対する窓口無料方式はこの条例の施行日である本年４月１日以降に受診する場合に適用されますが、同日前の受診については従前の自動還付方式による助成方法が適用されることを明示しています。

また附則の第３項は今回の条例改正に伴いまして、昨年の第４回定例会で議決していただいた平成２７年身延町条例第３６号について施行する必要がなくなったため廃止する旨を規定したもので、附則第１項ただし書きの規定により今回の一部改正条例の公布の日をもって廃止といたします。

議案第１６号についての説明は以上であります。

続きまして議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

６２ページをご覧ください。

平成２６年法律第８３号として公布された地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により介護保険法の一部が改正され、現行では居宅サービスに位置づけられている通所介護のうち利用定員が１９人未満の小規模な通所介護を本年４月１日から地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとなりました。これは少人数で生活圏域に密着したサービスであるとの考え方によるものです。この法改正を受け、本年２月に地域密着型サービスの人員等の基準を定めた厚生労働省令の一部が改正され本年４月１日から施行されることとなりました。

市町村は地域密着型サービスの事業の人員等の基準を条例に定めるにあたっては、厚生労働省令の基準を勘案することとされていることから現行条例の一部を改正するものです。

今回の一部改正の主なものは次の３点です。

１点目は地域密着型通所介護に関わる人員等の基準を新たに設けること。２点目は地域密着型通所介護の新たな基準を踏まえ、同様の通所介護サービスを提供する認知症対応型通所介護の事業についても地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置などを義務づけること。３点目は一部改正条例の附則において利用定員１９人未満の現行の通所介護事業所がこの条例の施行日である本年４月１日から小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に転換する場合の宿泊室の設置を一定期間猶予する旨を規定すること。

以上の３点が主なものでありまして、その内容につきましては先般の議員全員協議会の折に説明させていただきましたので、ここでの再度の説明は省略させていただきます。

その他、細々とした改正がありますがそれらは法改正に伴う条項番号のずれの修正、あるいは新たな規定の追加により他の条文を整理する必要が生じたための事務的・技術的な改正でありまして、もともとの規定の内容に変更をもたらすものではありませんのでこれについての説明を省略させていただきます。

今回の条例改正に当たり、厚生労働省令で規定される国の基準の改正内容を検討した結果、町ではこれと異なる内容を規定すべき特段の事情はないものと判断し、国の基準改正と同様の改正をしようとするものであります。

本条例の施行日は厚生労働省令の施行日と同じ平成２８年４月１日を予定しております。

以上、議案第１７号の説明を終わりまして続きまして８１ページをお開きください。

議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

先ほどの議案第１７号と同様、地域密着型介護予防サービスに関わる国の基準が改正されたことに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

なお、説明に当たりまして事務的あるいは技術的な要請による改正についてはもともとの規定内容に変更をもたらすものではないことから、その部分の説明については省略をさせていただきます。

８２ページをお開きいただきまして、上から１２行目をご覧ください。

第３９条中の改正が今回の主となる改正部分です。第３９条は介護予防認知症対応型通所介護の事業に関わる運営基準として地域との連携について規定した条文です。現行は２つの項で構成されていますが、今回の改正において新たに３つの項を追加いたします。先ほどの議案第１７号において要介護１から５の方を対象とする認知症対応型通所介護の事業について、地域との連携や運営の透明性を確保するために運営推進会議の設置等の基準を追加いたしました。これと同様の考え方から要支援１、２の方を対象とするこの介護予防認知症対応型通所介護の事業についても地域との連携をさらに深めるため、議案第１７号と同様の基準を追加するものです。

第３９条中の改正規定をご覧いただきますと、まず現行の「第２項」を「第４項」に改めたのちに第５項として新たな規定を追加します。

第５項の趣旨は、高齢者向けの集合住宅などと同一の建物に所在するサービス事業所がその集合住宅に居住する高齢者のみにサービスを提供するような閉鎖的なサービスとならないよう地域の高齢者にもサービスを提供するよう努めることを求めたものです。

続いて８２ページのちょうど中ほどになりますが、第３９条第１項を第３項に改めたのちに

第１項を第２項として新たな２つの項を追加します。

新第１項の趣旨は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、町の職員等を構成員とした運営推進会議を設置することを求めています。これは地域に開かれたサービスとすることで一定のサービスの質の確保を図ることを目的とするものです。

８２ページの下から８行目、新第２項は運営推進会議に対して行った活動状況に関する報告、それに対する運営推進会議の評価、その他要望や助言等の記録を作成し公表することを求めるもので、これらの規定を追加することでさらなる地域との連携を図り運営の透明性を確保しようとするものです。

次に下から６行目、第４０条第２項の改正規定をご覧ください。

第４０条は介護予防認知症対応型通所介護の事業に関わる記録の整理について規定していますが先ほどの第３９条の改正で説明した運営推進会議、この会議に関わる報告、評価、要望、助言等の記録を整理し一定期間保存することを求めるため第６号を追加するものです。

以上が一部改正条例の本則における主な改正内容です。

最後に８３ページをご覧ください。

附則第２項の経過規定に関するものですが先ほどの議案第１７号と同様、利用定員１９人未満の現行の通所介護事業所がこの条例の施行日である本年４月１日から介護予防小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に転換する場合、設備基準に定める宿泊室の設置を一定期間猶予する旨を規定しています。

以上で説明は終わりますが、本条例を定めるに当たりまして勘案すべきとされる厚生労働省令の基準の改正内容を検討した結果、町ではこれと異なる内容を規定すべき特段の事情はないものと判断し国の基準改正と同様の改正を提案するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第１９号の詳細説明を求めます。

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

８６ページをご覧ください。

電気事業法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町の道路占用徴収条例の一部を改正するものです。

身延町道路占用料徴収条例第４条第１項第６号中の電気事業法第２条第１項第１０号に条項ずれが生じたため「第２条第１項第１０号」を「第２条第１項第１７号」に改めるものです。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第２０号の詳細説明を求めます。

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関す

る条例の一部を改正する条例についての詳細説明をいたします。

８８ページをお開きください。

今回の改正は、国の制度改正によりひとり親と多子世帯の保育料軽減の制度改正による改正と保育料無料化事業の県助成を受けながら、町が対象範囲を拡大して実施する多子世帯の保育料無料化事業のための改正であります。

それぞれの規定の具体的な内容は、備考６が国の制度改正によりひとり親世帯の１号認定子どもについて第３階層の第１子の保育料を現行制度の半額とし、第２子を無料とする内容に加えて多子計算にかかる第１子の年齢制限を撤廃し、第１子の年齢にかかわらず第２子を半額、第３子以降を無料とする内容です。

備考７が国の制度改正によりひとり親世帯の２号認定と３号認定子どもについて、第５階層までの世帯の第１子の保育料を現行制度の半額とし、第２子を無料とする内容です。

備考８が町の総合戦略による保育料の無料化事業であり、山梨県の保育料無料化事業を活用しながら多子計算にかかる第１子の年齢制限を撤廃し、第１子の年齢にかかわらず第７階層までの世帯のすべての第２子以降を無料とする内容です。

附則

施行期日は平成２８年４月１日からとするものです。

以上で議案第２０号の詳細説明を終わります。

○議長（野島俊博君）

次に議案第２１号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について詳細説明をさせていただきます。

身延町公民館条例では中央公民館、地区公民館および分館の設置および管理や運営など基本事項について社会教育法に基づいて定めております。

９０ページをご覧ください。

条例中、第１６条第１項については公民館運営審議会についての規定ですが公民館に公民館運営審議会を置くとされております。このたびの一部改正は各地域において公民館活動を実践されている分館から地域における高齢化や過疎化によって公民館運営審議会の設置が困難な状況のため規定を見直していただきたいとの声が寄せられました。

関係団体との調整を進め教育委員会および社会教育委員会議の審議等を経て公民館運営審議会を「置く」から「置くことができる」と改正するものであります。

以上で議案第２１号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第２６　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてでございます。

以下は省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。

山梨県立なかとみ青少年自然の里の廃止に伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第２２号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について、若干の経過を含めまして詳細説明をさせていただきます。

なかとみ青少年自然の里は、昭和６２年に山梨県立なかとみ青少年自然の里として開所しました。開所から平成１７年度までは県から身延町が委託され、町の施設と併せて共同運営がされていました。平成１８年度から現在までは身延町が県から指定管理者としてその業務を委託され運営を行ってきました。この間、開所から２９年を経過し施設の老朽化および利用者の減少が進み、また県からの委託金・補助金を受ける中、県の事業の効果や県の施設の必要性を外部有識者が判定する山梨県行政評価アドバイザー会議において施設の譲渡・廃止、また補助金等の廃止について協議が行われ補助金については廃止、施設の管理・運営委託費については廃止も含めて施設の運営方法を再検討することと判定されました。

これを受け県では存続また廃止に向けて検討を行い、町との協議を進め県各部局による未利用財産利用調整会議において施設の利用を図りましたが、県として利用することには至りませんでした。

また関係する外部団体による利用も募りましたが、具体的な利用計画を示すものはいなかったと聞いております。この時点で県から町が利用することについての打診があり、また事業者から町への照会も数件ありましたが、やはり具体的な利用計画を提示していただくまでには至りませんでした。これにより本町としては施設運営経費、さらに予想される修繕費等を勘案し利用することは困難との判断に至りました。

県では平成２６年１２月の山梨県議会に山梨県立青少年自然の里設置及び管理条例の一部を改正する条例が上程され、県立なかとみ青少年自然の里にかかる規定が削除され、施行日を平成２８年４月１日として改正条例が議決されました。

ここに至るまで町としましても施設の存続に向けて県と協議を続けてきましたが、山梨県立なかとみ青少年自然の里の廃止に伴い、身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する必要が生じたため今議会に上程させていただきました。

以上で議案第２２号の詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

―――

日程第２７　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画(自平成２８年４月至平成３３年３月)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

以下は省略させていただきまして、提案理由を申し上げます。

身延町過疎地域自立促進計画を策定するため、過疎地域自立促進特別措置法第６条第１項の規定により議会の議決を経る必要がございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議案第２３号の詳細説明を求めます。

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画の策定について詳細説明をさせていただきます。

まず過疎対策の沿革について説明をさせていただきます。

昭和３０年代以降の高度経済成長に伴いまして、農山漁村地域から都市地域に向けて若者を中心として大きな人口移動が起こり、都市地域においては人口の集中する過密問題が発生する一方、農山漁村地域では住民の減少により地域社会の基礎的生活条件の確保にも支障をきたすような、いわゆる過疎問題が発生をいたしました。

これに対処するため議員立法によりまして１０年間の時限立法として昭和４５年過疎地域対策緊急措置法が制定されました。また昭和５５年過疎地域振興特別措置法が制定され、平成２年過疎地域活性化特別措置法が制定されました。また平成１２年４月１日、１０年間の時限立法としまして過疎地域自立促進特別措置法が施行され、平成２２年４月１日、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行。そして平成２４年６月２７日、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。この本改正によりまして現行法の有効期限は平成３３年３月末日までとなっております。

本町の過疎の指定の経過でございますけども昭和４５年に旧下部町、旧中富町が、また昭和４７年には旧身延町が過疎地域対策緊急措置法の指定を受けました。その後、旧３町ともに昭和５５年に過疎地域振興特別措置法、平成２年に過疎地域活性化特別措置法、平成１２年には過疎地域自立促進特別措置法の指定を受け、合併後は２回の一部改正をする法律の施行により現在まで各種補助事業等を活用して過疎対策事業を積極的に実施してまいりました。

今回の身延町過疎自立促進計画の変更は過疎地域自立促進措置法が平成３３年３月末日まで延長されたことに伴いまして、本町の計画を平成２８年４月から平成３３年３月までの５年間とし文章や数値の変更および事業を追加した内容となっております。特に昨年１２月に策定しました総合戦略関係の事業も新たに追加し、これからの本町のまちづくりと活性化に結びつけ

ていく計画となっております。

今後、過疎対策事業債を活用しての事業を執行していくにはこの過疎地域自立促進計画に事業計画が掲載されていないと過疎債を借り入れすることができません。毎年この計画と照らして事業を行っていくことになりますが、新規事業につきましてはその都度見直しを行い軽微な変更をしていくことになります。

以上、詳細説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第２８　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので提案理由のご説明を申し上げます。

議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

以下は省略して提案理由を申し上げます。

平成２８年の４月１日から入札参加資格申請の受付および審査に関する事務を山梨県市町村総合事務組合が共同処理することに伴い、山梨県市町村総合事務組合規約を変更するには地方自治法第２８６条第１項の規定により関係地方公共団体の協議が必要であり、この協議には同法第２９０条の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

議案第２４号の詳細説明を求めます。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは議案第２４号について詳細説明をさせていただきます。

今回の山梨県市町村総合事務組合規約の変更内容については、これまで各市町村および一部事務組合が個別に実施している入札参加資格申請の受付および審査事務を４月から市町村総合事務組合が一括で受付および審査の事務を行うというものであります。

これにより申請者は今まで各市町村にそれぞれ提出していた書類を４月からは電子申請により山梨県市町村総合事務組合に一部申請するだけで済むことから各受付団体および申請者双方の事務負担の軽減につながるものであります。

改正内容でございますが４行目、第３条中「第１１号」を「１２号」とし、第５号から第１０号までを１号ずつ繰り下げ、第４号の次に次の１号を加える。６行目の第５号、競争入札に参加するものに必要な資格の審査に関する事務を加えるものでございます。

７行目、別表第２、第３条第１号から第４号までに掲げる事務の項の次に次のように加える。

第３条第５号に掲げる事務を加え、参加市町村と一部事務組合を加えるものでございます。

なお、別表第２に第３条第５号に掲げる事務を加えたことによって別表６号以下を１号ずつ繰り下げを行うものであります。

附則

（施行期日）

この規約は平成２８年４月１日から施行する。

以上で議案第２４号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

――

日程第２９　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について

日程第３０　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について

日程第３１　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について

以上の３議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、提出案件のうち議案第２５号から２７号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてであります。

１．管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名　称　身延町勤労青年センター

所在地　山梨県南巨摩郡身延町宮木１７０５番地

２．指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団　体　の　名　称　株式会社富士川倶楽部

主たる事務所の所在地　山梨県南巨摩郡身延町宮木１７０５番地

代 表 者 の 氏 名　代表　髙野正海

３．指定の期間　平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日まででございます。

提案理由を申し上げます。

平成２８年３月３１日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じた。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてであります。

１．管理を行わせる公の施設の名称および所在地

名　称　身延町下部温泉会館

所在地　山梨県南巨摩郡身延町下部１１３０番地１

２．指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名

団　体　の　名　称　身延町商工会

主たる事務所の所在地　山梨県南巨摩郡身延町梅平２４８３番地３６
代 表 者 の 氏 名　会長　笠井章
３．指定の期間　平成２８年4月１日から平成３１年3月３１日まででございます。
提案理由を申し上げます。
平成２８年3月３１日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要でございます。
これがこの議案を提出する理由でございます。
次に議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてであります。
１．管理を行わせる公の施設の名称および所在地
名　称　下部温泉会館駐車場
所在地　山梨県南巨摩郡身延町下部１１３０番地１
２．指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地および代表者の氏名
団　体　の　名　称　身延町商工会
主たる事務所の所在地　山梨県南巨摩郡身延町梅平２４８３番地３６
代 表 者 の 氏 名　会長　笠井章
３．指定の期間　平成２８年4月１日から平成３１年3月３１日まででございます。
提案理由につきましては平成２８年3月３１日に指定管理者の指定期間が満了するので、新たに指定管理者を指定する必要が生じました。ついては、指定管理者の指定にあたり地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決が必要でございます。
これがこの議案を提出する理由であります。
なお、詳細につきましては担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。
○議長（野島俊博君）
議案第２５号から議案第２７号までの詳細説明を求めます。
樋川総務課長。
○総務課長（樋川信君）
それでは議案第２５号から議案第２７号について、指定管理者の指定に関わる議案であります。
今回、上程いたします3件につきましては指定管理期間が本年3月３１日をもって終了するため、4月１日からの指定管理について身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第６条に基づき１月２７日、水曜日、午後１時から本庁舎２階会議室で指定管理者選定委員会を開催しました。
町長からの諮問に対し指定管理者にふさわしいかを慎重に審査・選定し答申をいただきました。このような経緯を踏まえ今回、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決をしていただくために上程するものであります。
議案第２５号については、身延町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第２条により公募を実施しました。また議案第２６号および２７号の２施設については、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の指定管理候補者の選定の特例として第１号の公の施設の性格、規模、機能等を考慮し設置目的を効果的かつ効率的に達成するため地

域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できると思慮するときに該当すると判断し公募をいたしませんでした。

議案第２５号の身延町勤労青年センターの指定管理者の指定ですが、指定管理の申請者は株式会社富士川倶楽部でございます。

主な内容は身延町宮木にあります身延町勤労センターの管理運営であります。地域の活性化と地域住民の健康維持、福祉増進を目的とした施設の活用と富士川リバーツーリズムを拠点施設として町内外へ新たな観光産業として取り組んでいます。

次に議案第２６号の身延町下部温泉会館の指定管理者の指定でありますが、指定管理申請は身延町商工会であります。

主な内容は身延町下部にある身延町下部温泉会館の管理運営です。町民の健康と福祉の増進を図るとともに観光客の誘客により町の活性化に寄与しています。

次に議案第２７号の下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定でございます。指定管理申請者は同じく身延町商工会です。

主な内容は身延町下部温泉会館に付属する駐車場として管理運営を行い利用者の利便性を図っております。

３件とも指定の期間は平成２８年４月１日から平成３１年３月３１日までの３年間とし、それ以降は改めて施設の管理運営方法等について評価・検討を行うこととしました。

以上で議案第２５号から第２７号までの指定管理者の指定に関する議案の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は１３時といたします。

休憩　　午後１２時００分

再開　　午後　１時００分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第３２　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）
日程第３３　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３４　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第３５　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３６　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３７　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３８　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）
日程第３９　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第４０　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）
日程第４１　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第４２　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）

以上の１１議案は補正予算案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

指名をいただきましたので、議案第２８号から議案第３８号について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８，２０６万４千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８９億１３２万７千円とする。

２．歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条、繰越明許費の追加及び変更は「第２表　繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条、地方債の変更は「第３表　地方債」による。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，４４２万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２３億１，０９５万６千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４６１万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６，９２２万９千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ８，４７８万２千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２２億４，６７３万９千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２８９万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４７２万２千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３，９５８万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８億１，８１２万５千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１５１万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，６７１万８千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１０９万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億６，５００万４千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２２５万１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４，９５０万７千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ３万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５１０万３千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）についてであります。

（歳入歳出予算の補正）

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６０万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７６万８千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

なお詳細につきましては、２８号から３７号については担当より説明をいたさせますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第３８号は詳細説明を省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

議案第２８号から議案第３８号までの詳細説明を求めます。

なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第３８号についての詳細説明は省略いたします。

はじめに議案第２８号の詳細説明を求めます。

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）につきまして詳細説明をさせていただきます。

７ページをお開きください。第２表　繰越明許費補正であります。

まず追加であります。２款１項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化事業１，３５０万円とまち・ひと・しごと創生事業４，１００万４千円の繰り越しでありますが、国の補正予算に計上されました事業であり、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

３項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費交付金４００万１千円の繰り越しでありますが国の補正予算に計上され、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

３款１項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業７，２００万円の繰り越しでありますが国の補正予算に計上されました事業であり、国が繰り越しをするため繰り越すものでございます。

２項児童福祉費の保育所の利用者負担軽減に係るシステム改修事業９９万４千円と第２子以降保育料無料事業に係るアドオンツール開発事業３０万３千円の繰り越しでございますがシステム改修等が今年度中に終了することができないため繰り越すものでございます。

６款１項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金６４５万円の繰り越しでありますが用地交渉および境界確認に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

８款２項道路橋梁費の橋梁修繕事業１億４００万２千円の繰り越しでありますが、西嶋第一橋橋梁修繕工事が関係機関との河川占用協議等に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

道路改良事業３，００２万円の繰り越しでありますが、町道西谷線および町道田原鴨狩線の道路改良工事が他事業との調整および関係機関との河川占用協議等に不測の日数を要したため繰り越すものでございます。

次に変更分であります。１１款１項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧工事は昨年９月の第３回定例会において補正第３号で繰り越させていただきました林道富士見山線災害復旧工事の繰越額が確定したことにより５，８７５万円を減額し１億９，７２５万円に変更するものでございます。

次に８ページをお開きください。第３表　地方債補正であります。

まず追加であります。一般補助施設整備等事業債は地方公共団体情報セキュリティ強化事業に対する６００万円の借り入れでございます。過年度発生災害復旧事業債は林道富士見山線災害復旧事業に対する２，７１０万円の借り入れであります。

次に変更であります。

過疎対策事業債は橋梁長寿命化修繕事業など１，８６０万円の減額により限度額を１億３，

５１０万円とするものであります。合併特例事業債は身延中学校改修工事、県営中山間地域総合整備事業負担金など５，４１０万円の減額により限度額を１億９７０万円とするものでございます。

臨時財政対策債および臨時財政対策債の借り換え債分につきましては、財源の確保ができたため借り入れを行わないことといたしました。現年発生災害復旧事業債は林道富士見山線災害復旧事業が過年度扱いとなったため充当していました２，７１０万円を減額し限度額を１３０万円とするものでございます。

まず歳入でありますが１２ページをお開きください。

今回の補正につきましては２７年度事業の精査により歳入歳出予算科目全般にわたり増減をさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

２款の地方譲与税から９款地方特例交付金までは国・県の交付決定に合わせまして増減の補正をさせていただきました。

１０款の地方交付税につきましては、地方交付税を増額補正し繰上償還等の財源に充てさせていただくものでございます。

１３ページをご覧ください。

１４款１項１目２節保険基盤安定負担金９４２万７千円の増額は保険税の軽減に応じた財政支援の拡充が行われたことにより増額したものであります。

１４ページをお開きください。

２項１目総務費国庫補助金６，４６３万６千円の増額は地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金、個人番号制度構築費補助金、地方創生加速化交付金などの増によるものであります。

２目民生費国庫補助金７，２９０万８千円の増額は年金生活者支援臨時福祉給付金事業費交付金ほかの増によるものでございます。

１５款１項１目２節保険基盤安定負担金３５４万８千円の増額は国庫支出金と同じく保険税の軽減に応じた財政支援の拡充が行われたことによる増額であります。

１７ページをお開きください。

１９款の繰越金でありますが３億８，６６６万３千円の増額とさせていただきました。

次に歳出を説明させていただきます。１９ページをお開きください。

２款１項１目一般管理費の７７２万９千円の増額は１５節と１９節に地方公共団体情報セキュリティ強化対策にかかる工事費と負担金を計上したことによるものでございます。

２１ページをお開きください。

９目地域住民生活緊急支援事業費８１０万円の増額は２６年度から２７年度へ繰越明許いたしました地方消費喚起・生活支援型交付金と地方創生先行型交付金を返還するための計上でございます。

１０目まち・ひと・しごと創生事業費４，１００万４千円の増額は国の補正予算で計上されました地方創生加速化交付金充当事業でございます。

２２ページをお開きください。

３項１目戸籍住民基本台帳費、１９節２３４万５千円の増額は個人番号カード関連事業費交付金の増額でございます。

２４ページをお開きください。

３款１項１目社会福祉総務費、２５ページの２８節１，５７６万９千円の増額ですが国民健康保険特別会計への繰出金の増額でございます。

３目高齢者福祉費、２８節１，１６６万１千円の減額は介護保険特別会計および介護サービス事業特別会計の繰出金の減額でございます。

４目老人医療費、２８節４６１万円の増額は後期高齢者医療特別会計繰出金の増額でございます。

５目障害福祉費、２６ページの２３節７３６万９千円の増額は障害児通所給付費国庫負担金ほかの過年度還付金の増額でございます。

２８節６万８千円の増額は国民健康保険特別会計への繰出金の増額でございます。

２７ページをご覧ください。

８目年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費７，２００万円の増額は６５歳以上の住民税非課税者へ３万円の臨時福祉給付金を交付するため国の補正予算で計上された予算でございます。

２項１目児童福祉総務費、１３節１００万８千円の増額は保育所等の利用者負担軽減に係るシステム改修等による増額でございます。

２８ページをお開きください。

８目特定教育・保育施設費、１３節の３０３万１千円の増額は民間保育所保育費用の増によるものでございます。

２９ページをご覧ください。

４款３項１目簡易水道運営費、２８節９９５万８千円の減額は簡易水道事業特別会計繰出金の減額でございます。

３１ページをお開きください。

６款２項３目林業土木費、１４節４００万円の増額は林道の雪かき等にかかる重機借上料の増額でございます。

３３ページをお開きください。

８款１項２目急傾斜地崩壊対策費、１９節１７７万５千円の増額は急傾斜地崩壊対策事業９カ所の事業費確定による負担金の増額でございます。

２項１目道路橋梁維持費、１４節１，２００万円の増額は町道の雪かき等にかかる重機借上料の増額でございます。

３５ページをお開きください。

６項１目下水道総務費、２８節３６８万６千円の減額は下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計の繰出金の減額でございます。

４４ページをお開きください。

１２款１項１目元金、２３節３，５０８万７千円の増額は２２年度に借り入れました合併特例事業債を繰上償還するための増額でございます。

以上で議案第２８号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第２９号および議案第３０号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

それでは最初に議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算編成につきましては、主に歳入歳出それぞれについて平成２７年度最終決算を見込み国・県等からの交付金および補助金申請等の状況を勘案しつつ歳入歳出予算を計上させていただきました。

それでは歳入から説明させていただきます。６ページをお開きください。

４款国庫支出金、６款前期高齢者交付金、７款県支出金、８款共同事業交付金につきましては関係機関への申請および交付決定に基づき４款１項２目療養給付費負担金を２，８０６万３千円減額。３目高額医療費共同事業負担金に１２１万４千円増額。４目特定健康診査等負担金を５万８千円減額。６款１項１目前期高齢者交付金に７，７７６万１千円増額。７款１項１目高額医療費共同事業負担金に１２１万４千円増額。８款１項１目高額医療費共同事業交付金を３４５万６千円減額。２目保険財政共同安定化事業交付金を２，００２万６千円減額の予算計上をさせていただきました。

１０款１項１目一般会計繰入金のうち１節保険基盤安定繰入金、保険税軽減分を９５万５千円減額。２節保険基盤安定繰入金、保険者支援分に１，８８５万３千円増額。３節職員給与費等繰入金を１６万円減額。５節財政安定化支援事業繰入金を１９６万９千円減額。６節その他一般会計繰入金に重度心身障害者医療対策費支給事業ペナルティ補てん分６万８千円を増額の予算計上をさせていただきました。これらの補正は年度内の所要額に対する一般会計繰入金の確定に伴ったものであります。

次に歳出を説明します。８ページをお開きください。

１款１項１目一般管理費、２節から４節は人件費ですので詳細説明は省略させていただきます。

２款保険給付費の財源組み替えにつきましては、歳入でご説明しました補助金及び交付金の補正予算に伴った各歳出科目に対する財源充当による組み替えとなり、財源の内訳は説明欄に記載されたものとなります。

７款１項１目高額医療費共同事業医療費拠出金に４８５万８千円増額。２目保険財政共同安定化事業拠出金に１，９２０万６千円増額の予算計上をさせていただきました。この増額補正は国保連合会への拠出金の確定によるものであります。

８款保健事業費の財源組み替えにつきましても２款と同様の理由によるものです。

また１０款予備費に２，０５１万９千円を増額しましたのは国・県等からの交付金や補助金申請等、ならびに一般会計からの繰入金の確定に伴い歳出への財源充当をした際、生じた一般財源の余剰分を予備費に予算計上したものであります。

次に議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の詳細説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては歳入歳出それぞれについて広域連合、ならびに本町において平成２７年度最終決算を見込み予算計上をさせていただきました。

歳入から説明させていただきます。６ページをお開きください。

３款１項１目療養費繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により６００万円の増額です。

２目事務費繰入金につきましては一般管理費の減額等によるもので７９万円の減額です。

３目保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合からの確定見込み額により６０万円の減額です。

次に歳出を説明します。７ページをご覧ください。

１款１項１目一般管理費、２節から４節につきましては１名分の人件費ですので詳細説明は省略させていただきます。１４節を８万２千円、減額の予算計上をいたしました。これは後期高齢者医療標準システム窓口端末リース料の額確定によるものです。１９節を８３万５千円減額の予算計上をしました。これは広域連合からの負担金確定に伴い後期高齢者医療事務費負担金の減額をしたものであります。

１款３項１目保健事業費において、特定健康診査業務について委託料の額確定に伴い１４万３千円の増額の予算計上です。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金については、広域連合納付金の決定に伴い療養給付費負担金６００万円の増額。保険基盤安定負担金６０万円の減額予算計上といたしました。

以上で国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第３１号および議案第３２号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）について説明をいたします。

今回の補正につきましては平成２７年度の事業費の実績を見込んだ中、計算した結果、歳入歳出それぞれ８，４７８万２千円を減額するものであります。

６ページをお開きください。まず歳入から説明をいたします。

１款保険料１，８７５万８千円の減。それから４款１項国庫負担金１，３２８万８千円の減額。それから４款２項１目調整交付金４２６万８千円の減額。２目地域支援事業交付金６千円の増額。５款へ飛びまして１項１目介護給付費交付金２，３８９万８千円の減額。２目地域支援事業支援交付金２万８千円の増額。６款１項県負担金１，４４５万１千円の減額。

７ページへ移りまして６款県支出金２千円の増額。８款１項１目介護給付費繰入金１，０６６万９千円の減額。２目地域支援事業繰入金２千円の増額。

以上の補正は歳出の２款保険給付費および５款地域支援事業費の増額、または減額補正に伴い、その財源をそれぞれの負担割合に応じて補正するものであります。

次にいったん６ページに戻っていただきまして４款２項４目介護保険事業費補助金１８万３千円の増額は介護保険法改正に伴うシステム改修費に対する国庫補助金で改修費用の２分の１を見込んでおります。

７ページに戻りまして８款１項３目その他一般会計繰入金３２万円の増額ですが１節１３万５千円の増額は人件費補正に伴うもの、２節事務費繰入金の１８万５千円は法改正に伴うシステム改修費の町負担分を繰り入れるものです。

次に１０款諸収入９千円の増額は介護保険給付費支払準備基金の運用益である利子を歳入に計上いたしました。

歳入の補正は以上です。

次に８ページをご覧ください。歳出について説明します。

１款総務費、１項１目２節および３節は人件費補正に伴うものです。

１３節委託料は介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修業務を委託するもので３６万８千円の増額です。

次に２款の保険給付費についてですが、これまでの実績を勘案しながら年度の給付費を見込んだ補正であります。

２款１項介護サービス等諸費につきましては１目居宅介護サービス給付費から９目居宅介護サービス計画給付費までそれぞれ記載のとおりの減額、もしくは増額補正で合計で８，１９７万２千円の減額であります。

２款２項介護予防サービス等諸費についても１目介護予防サービス給付費から次ページの７目介護予防サービス計画給付費までそれぞれ減額、もしくは増額補正で合計９８２万３千円の減額補正であります。

２款３項１目審査支払手数料につきましては、サービス事業者からの請求に基づき国保連合会がその内容を審査し支払いを行う業務に対する手数料ですが３５万３千円を減額いたします。

２款６項１目特定入所者介護サービス費、これは施設入所者等で所得が低い方に所得に応じて食費や居住費の自己負担限度額を超えた部分について保険から給付するものでありますが６８０万円の増額であります。

次に４款１項１目給付準備基金積立金の９千円の増額は基金の運用益である利子９千円を歳入に補正計上いたしましたが、これを基金に積み立てるための補正です。

５款１項２目一次予防事業費は財源を見直すものであります。

１０ページに移ります。

５款１項３目総合事業費清算金ですが１９節負担金補助金及び交付金に１０万円を計上しました。これは介護保険法改正に伴う地域支援事業の見直しにより平成２７年４月から新しい介護予防日常生活支援総合事業が始まりました。県内ではすでに北杜市、南アルプス市、中央市がこの事業に取り組んでいます。この先行する３市に所在する住所地特例施設、例えばサービス付き高齢者向け住宅などがこれに当たりますが、住所地特例施設に身延町から転入した方が居住し当該施設が所在する自治体の総合事業を利用した場合、自己負担を除いた費用を身延町が負担することとなります。そのようなケースに備えるために予算を計上いたしました。

５款２項１目介護予防ケアマネジメント事業費４万６千円の減額は、人件費補正に伴うものです。

７款諸支出は財源の組み替えであります。

以上で議案第３１号の介護保険特別会計補正予算の説明を終わらせていただきまして、続きまして議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）について説明をいたします。

６ページをお開きください。歳入から説明をいたします。

１款サービス収入の１５７万６千円の減額。２款繰入金の１３１万４千円の減額。合わせて２８９万円の減額となります。

次に７ページをご覧ください。歳出について説明をいたします。

１款事業費２８９万円の減額は臨時職員に関わる社会保険料等の事業主負担分、それと賃金

を減額するものです。当初予算ではケアマネージャーの資格を有する臨時職員２名を雇用するための費用を予算化いたしましたが、働いてくれる方が１名しか確保できず今回１名分の予算を減額するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第３３号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）について詳細説明をさせていただきます。

４ページをお願いいたします。

第２表　地方債補正でありますが地方債補正の変更につきましては簡易水道事業債、ならびに過疎対策事業債の限度額をそれぞれ９，０２０万円としておりましたが建設に関わる簡易水道事業費の減額に伴い簡易水道事業債、過疎対策事業債をそれぞれ１，１２０万円減額し、合わせて２，２４０万円減額し地方債限度額を１億５，８００万円に変更するものであります。

続いて歳入から説明させていただきます。７ページをお願いいたします。

２款１項１目簡易水道負担金につきましては大城簡水　大城地内、中富南部簡水　小原島地内の工事完成に伴う供用開始により加入負担金が５２１万６千円の増額補正であります。

３款１項１目簡易水道手数料につきましては開栓手数料２０万３千円の増額補正であります。

４款１項１目簡易水道国庫補助金につきましては、建設事業費の減額により国庫補助金１，２６４万２千円の減額補正であります。

５款１項１目簡易水道一般会計繰入金、１節水道事業費繰入金につきましては人件費の減額に伴い総務費繰入金が１３万８千円の減。建設事業費の減額により建設費繰入金が３０８万２千円の減額補正であります。

８款１項１目水道事業債につきましては建設事業費の減額により簡易水道事業債、過疎対策事業債、それぞれ１，１２０万円の減額補正であります。

次に歳出について説明させていただきます。８ページをお願いいたします。

１款１項１目簡易水道管理費、１１節需用費につきましては光熱水費、電気料２００万円の減額補正であります。

１９節負担金補助及び交付金につきましては５０万７千円の増額補正であります。三保簡水につきましては市川三郷町山保簡水から受水をしており、その維持管理費の一部を負担しておりますが今回、山保簡水内の修繕費がかさんだための増額補正であります。

２款１項１目一般管理費につきましては人件費ですので説明を省略させていただきます。

２款２項１目簡易水道建設費、１３節委託料につきましては下部簡水、中富北部、中富西部、身延中央簡水において委託の実施方法の見直し、事業内容精査、入札差金等により１，５７８万７千円の減額補正であります。

１５節工事請負費につきましては２，０９２万４千円の減額補正でありますが、内容につきましては説明欄に記載のとおりです。いずれも事業内容精査によるものと、あと入札差金等によるものであります。

１７節公有財産購入費につきましては大城簡易水道にいきまして湯平、門野地区の配水池の

用地取得が完了したことにより８９万７千円の減額補正であります。

１９節負担金補助及び交付金につきましては５１万６千円の減額補正であります。中富南部簡易水道小原島地内の県道南アルプス公園線補装本復旧を県に委託しておりましたが、この工事が完了し山梨県への負担金が確定したことによるものであります。

３款１項１目元金につきましては財源組み替えであります。

以上で議案第３３号の詳細説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第３４号および議案第３５号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでははじめに議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）について詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

今回の補正は主に各事業費の精査による補正でございます。

１款１項１目農業集落排水使用料７千円の減額。２目小規模集合排水使用料１万３千円の減額。これらにつきましては収入見込みによるものです。

２款１項１目農業集落排水事業繰入金１万４千円の増額。２目小規模集合排水事業繰入金１万円の増額。３目戸別浄化槽整備事業繰入金１５２万４千円の減額。これらにつきましては維持管理費、公債費の精査によるものであります。

３款１項１目繰越金に前年度繰越金として５千円の増額をさせていただくものです。

７ページをお願いいたします。歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては省略させていただきます。

１款１項１目上之平地区維持管理費７千円の増額は人件費でございますので省略させていただきます。

２項１目元金につきましては一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えであります。２款１項１目北川地区維持管理費につきましては一般会計繰入金の減、繰越金収入の増に伴う財源組み替えであります。２項１目元金につきましても一般会計繰入金の増、使用料収入の減に伴う財源組み替えであります。

３款１項１目戸別浄化槽整備事業維持管理費を１５２万２千円減額させていただくものです。これにつきましては１２節役務費１５７万５千円の減額につきましては、市町村設置型浄化槽の汚泥引き抜き手数料の実績に伴い減額するものであります。

以上で議案第３４号の詳細説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）について詳細説明をさせていただきます。

この会計も今回の補正は主に各事業費の精査による補正でございます。

６ページをお開きください。歳入から説明をさせていただきます。

１款１項５目下部下水道事業分担金に５世帯分、１００万円を追加させていただくものです。

３款１項一般会計繰入金につきましては１目中富下水道事業一般会計繰入金から６目下水道一般会計繰入金までそれぞれの維持管理費、公債費等の精査により合わせて２１８万６千円を

減額させていただくものです。

４款１項１目繰越金に前年度繰越金８万８千円を増額させていただくものです。

７ページをお願いします。歳出を説明させていただきます。

人件費につきましては省略させていただきます。

１款１項１目下水道事業総務費４万８千円の増額は職員の人件費ですので省略させていただきます。

２項１目中富下水道事業維持管理費９７万２千円の減額につきましては１１節需用費１００万４千円の減額につきましてですが、これはマンホール修繕箇所３カ所分の減額でございます。

２目帯金、塩之沢下水道維持管理費は一般会計繰入金の減額、繰越金の増額による財源の組み替えでございます。

３目角打、丸滝下水道事業維持管理費４万４千円の増額。

４目身延下水道事業維持管理費２１万３千円の減額。

５目下部下水道事業維持管理費５千円の減額につきましては、人件費ですので説明を省略させていただきます。

１款３項１目中富下水道事業元金、５目角打、丸滝下水道事業元金、８ページにいきまして７目身延下水道事業元金につきましては一般会計繰入金の減額と繰越金の増額による財源の組み替えでございます。

以上で議案第３５号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第３６号の詳細説明を求めます。

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

それでは議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）について詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。

歳入、１款１項１目施設使用料、２款１項１目青少年自然の里補助金、３款１項１目山梨県青少年自然の里委託金についてはそれぞれ減額となりますが、これは主催事業の講座・教室等の利用者および食堂事業の食事提供数の減少、また主催事業の利用者が減ったことにより補助対象事業経費が減少したための減額となります。

次に歳出について説明いたします。７ページをご覧ください。主な項目について説明させていただきます。

１款１項１目一般管理費の７節臨時職員賃金１５万円の減額については事務補助、臨時職員の勤務日数が当初計上日数より下回ったための不用額です。１１節需用費のうち消耗品、燃料費、食糧費については利用者の減少によりそれぞれ減額となります。印刷製本費２１万２千円の減額はパンフレットの作成が不要となったことによるものです。修繕費６６万９千円の増額については特殊建築物定期調査および消防用設備等点検調査による指摘事項の修繕を行い県に引き渡すこととなります。

１２節役務費手数料１３万２千円の増額は閉所引き渡しに伴うゴミ処分手数料、パソコン等

リース物件のデータ消去を行い、物件を返却するための経費を計上いたしました。

１３節委託料１１万９千円については、閉所に伴い重油を貯蔵する地下タンクの清掃および漏えい調査を行うものです。

次に２款１項１目体験施設運営費の８節報償費、１１節需用費の減額につきましては主催事業の利用者の減少による講師謝礼および物品購入費の不用額です。

８ページをお開きください。

１４節中、賃借料１８万５千円の増額はキャンプ場に隣接する農地を借地していましたが今般閉所により、その借地料を支払うものです。

３款１項１目食堂事業費については、利用者の減少により食事提供数が減ったことによる業者への食堂業務委託料の減額が主なものとなります。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第３７号の詳細説明を求めます。

遠藤下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）について詳細説明をいたします。

今回の補正は平成２７年度事業の精査によるものでございます。

それでは予算書、６ページをご覧ください。歳入からご説明いたします。

１款１項１目温泉使用料、１節使用料につきましては３万５千円の減額であります。これにつきましては休止中の旅館の減額分であります。

次に歳出に入ります。７ページをご覧ください。

１款１項１目温泉管理費、１１節需用費のうち修繕費につきましては３８万４千円の減額補正であります。

２款１項１目下部奥の湯温泉事業基金積立金、２５節積立金につきましては３４万９千円を増額補正し当初予算の１１５万５千円と合わせ、１５０万４千円の積み立てとするものであります。

以上で議案第３７号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

議事の途中ですが、鈴木教育長は公務のためここで退席となる旨の届け出がありましたので報告します。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１４時１５分といたします。

休憩　　午後　２時０５分

再開　　午後　２時１５分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

―――

日程第４３　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算
日程第４４　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第４５　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第４６　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算
日程第４７　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第４８　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第４９　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第５０　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第５１　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第５２　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５３　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５４　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５５　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５６　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５７　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５８　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５９　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第６０　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第６１　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第６２　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第６３　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の２１議案は平成２８年度の予算案でありますので、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、議案第３９号から議案第５９号までの２１議案について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ８４億８，３６０万円と定める。

２、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第２表　地方債」による。

（一時借入金）

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定により一時借入金の借り入れの最高額は５億円と定める。

（歳出予算の流用）
第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおり定める。
（１）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。
以下は省略させていただきます。
次に議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２１億８，７４４万９千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億８，８０６万３千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２３億８，１１４万６千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７９５万５千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１０億２，４２６万円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３，２２３万１千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４億３，１１７万９千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１，００８万円と定める。
以下は省略をさせていただきます。

次に議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２９万２千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ６９万８千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１７万１千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１６万７千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４６万５千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ２６万６千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ４８万９千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算についてであります。

（歳入歳出予算）

第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５１万３千円と定める。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３０万８千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１８万１千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
次に議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ１７万２千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
最後は議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算についてであります。
（歳入歳出予算）
第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ３７万６千円と定める。
以下は省略をさせていただきます。
平成２８年度予算案につきましては以上でございます。
なお、議案第４８号から５９号は詳細説明を省略し、議案第３９号から議案第４７号については担当に詳細説明をいたさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）
議案第３９号から議案第５９号までの詳細説明を求めます。
なお、配布してあります詳細説明省略議案により議案第４８号から議案第５９号についての詳細説明は省略します。
はじめに議案第３９号の詳細説明を求めます。
笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）
議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算につきまして詳細説明をさせていただきます。
ページを追って歳入歳出を説明させていただきますが昨年と変わっているところ、金額の大きな事業等を中心に説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。
まず８ページをお開きください。第２表　地方債でございます。
まず過疎対策事業債１億５１０万円ですが白子１号橋ほか５事業の橋梁長寿命化修繕に２，３３０万円。打越随道ほか１カ所の道路ストック修繕に４３０万円。町道田原鴨狩線ほか２カ所の道路改良に４，０４０万円。耐震性貯水槽３基に１，８００万円。消防積載車４台に１，９１０万円をそれぞれ充当するものでございます。
次に合併特例事業債４億１，３１０万円ですが中山間地域総合整備事業の負担金に９，９７０万円。小学校の統合準備として各小学校改修およびスクールバス４台購入に２，８４０万円。まちづくり振興基金への積み立てとして２億８，５００万円を充当するものでございます。
合併特例事業債の借り換え分２億８３０万円ですが、平成２３年度に５年ごとの利率見直し

方式で借り入れたものを借り換えるものでございます。

次に臨時財政対策債２億４千万円であります。それから臨時財政対策債の借り換え分３億７，３８０万円ですが、平成２３年度に５年ごとの利率見直し方式で借り入れたものを借り換えるものでございます。

歳入の説明をさせていただきたいと思いますので、１１ページをお開きください。

１款町税につきましては歳入の１６．２％を占めております。１項町民税は個人町民税納税義務者数の減などにより１，５８０万円の減額。３項軽自動車税は税率改正により８００万円の増額で計上をし町税の合計では１，１６９万７千円の減額計上となっております。

２款の地方譲与税から１３ページの９款地方特例交付金までは国税、県税で徴収しました税を一定の割合で市町村に交付していただけるもので国・県の試算、また２７年度の決算見込み等を踏まえまして予算計上をさせていただいたところでございます。

１０款の地方交付税でありますが、これにつきましては２７年度から合併算定替え増額分の縮減が始まっており前年度よりも１億９，４００万円を減額いたしました。普通交付税が３６億４，８００万円。特別交付税が１億５千万円。計３７億９，８００万円となり、歳入全体の構成比率は４４．８％になっております。

１２款分担金及び負担金につきましては７，４４１万７千円で３７．１％の減額になっております。これは１項１目民生費負担金、１節の保育料と３目教育費負担金の学校給食負担金を子育て世帯の負担軽減のため減額したことによるものでございます。保育料は収入がおおむね６４０万円以下の家庭について第２子以降の保育料は無料とし、給食費は１食当たり１５０円を助成し現状の半額以下の負担額にするものでございます。

１４ページをお開きください。

１３款使用料及び手数料につきましては８，７７１万６千円で３．７％の増額となっております。これは１項１目総務使用料が４節の身延支所使用料および下部支所使用料の科目変更により２８０万１千円の増額。７目教育使用料が６節のなかとみ現代工芸美術館使用料の増額などにより１４７万円の増額となったことによるものでございます。

１５ページをご覧ください。

１４款国庫支出金は５億５，５０１万７千円で１３．３％の減額となっております。

１項１目民生費国庫負担金は２節保険基盤安定負担金、１６ページ、６節低所得者保険料軽減負担金の増により１，２９５万１千円の増額となっております。

２項２目民生費国庫補助金は保育料負担軽減補助金などにより４７３万３千円の増額となります。

４目の土木費国庫補助金は社会資本整備総合交付金の減額により７，７９１万６千円の減額となるものであります。

６目教育費国庫補助金は３節中学校費補助金に２７年度計上されていました学校施設環境改善交付金等の減により２，３５０万８千円の減額となっております。

１７ページをご覧ください。

１５款県支出金は４億５，９３７万３千円で２７年度とほぼ同額となっております。

１項１目の民生費県負担金は２節保険基盤安定負担金の増により１，０２５万円の増額となっております。

１８ページをお開きください。

２項４目農林水産業費県補助金は２７年度計上されておりました農村地域防災減災事業補助金および農業基盤整備促進事業補助金の減により１，６７５万８千円の減額となっております。

１９ページをご覧ください。

６目教育費県補助金は２節文化財保護費補助金の県指定文化財、旧市川家住宅保存修理にかかる文化財保存事業補助金の増により７３４万５千円の増額となっております。

７目商工費県補助金は３節観光費県補助金の観光誘客看板整備にかかる富士の国やまなし観光振興施設整備補助金の増により６４３万１千円の増額となっております。

３項１目総務費県委託金は２節統計調査費委託金に２７年度計上されておりました５年に一度行われます国勢調査の委託金が減となったことにより７７１万７千円の減額となりました。

２０ページをお開きください。

１６款財産収入は７６７万８千円で１７．７％の減額となっています。１項１目１節財産貸付収入が身延支所使用料の科目を１３款１項１目４節庁舎等使用料へ変更したことにより１４２万円の減額となったことが主な理由であります。

２１ページをご覧ください。

１８款繰入金は１億６，９０１万円で４８２．２％の増額となっています。１項１目財政調整基金繰入金は財政の健全な運営に資するため１億５千万円の繰り入れを行うものであり、これが増額の主な理由でございます。

４目佐野實地域振興基金繰入金１千万円につきましては歳出、３款２項１目児童福祉総務費の２０節子育て支援医療助成費へ充当させていただいております。

１９款繰越金は１億３，５３９万８千円で５４０．８％の増額となっております。

２２ページをお開きください。

２０款諸収入は８，９８１万１千円で３．２％の増額となっています。これは４項１目雑入の１節簡易郵便局事務取扱交付金の増などが増額の理由でございます。

次に歳出の説明をさせていただきます。２４ページをお開きください。

歳出の１款議会費は７，１５２万６千円で８．４％の減額となっております。１項１目議会費６５６万８千円の減額は４節議員共済会負担金の負担率見直しに伴います減額であります。

２５ページをご覧ください。

２款総務費は１５億６，６２３万３千円で１２．１％の増額となっております。１項１目一般管理費は２６ページ、３節の退職手当組合納付金の増額。２７ページ、１３節の公共施設等総合管理計画策定業務委託料等の増額により４，０１５万７千円の増額となっております。

３１ページをお開きください。

３目財産管理費は１５節身延地区公民館旧下山分館解体工事により７９１万１千円の増額であります。旧下山分館は昭和４５年に建設され老朽化が著しいため解体するものでございます。

３６ページをお開きください。

８目諸費は２７年度、１５節に計上されていましたＪＲ波高島駅公衆便所新築工事の減額により１，００６万１千円の減額であります。

９目まち・ひと・しごと創生事業費は総合戦略に基づきます事業の経費１億２，０４６万２千円を計上させていただいたところでございます。

３９ページをお開きください。

２項２目賦課徴収費は１３節に３年ごとに行われます固定資産評価（評価替え時）標準宅地

鑑定業務委託料を計上したことにより１，２２６万２千円の増額であります。

４１ページをお開きください。

４項選挙費は２８年度中に執行予定の３目参議院議員選挙費１，６２５万６千円および４２ページの４目町長選挙費９６５万４千円を計上させていただいております。

４３ページをご覧ください。

５項２目指定統計調査費は２７年度に計上されておりました国勢調査にかかる経費の減額により９１５万３千円の減額であります。

４８ページをお開きください。

３款民生費は２１億９，３１８万３千円で０．６％の増額となっております。１項１目社会福祉総務費は４９ページ、２８節国民健康保険特別会計繰出金の増額により６６５万円の増額であります。

３目高齢者福祉費は５１ページ、２８節介護保険特別会計繰出金の増額により１，１８５万９千円の増額であります。

４目老人医療費は２８節後期高齢者医療特別会計繰出金の増額により２，０２９万９千円の増額であります。

５目障害福祉費は５２ページ、２０節重度心身障害者医療費助成の減額により１，２１２万３千円の減額となっております。

５４ページをお開きください。

２項１目児童福祉総務費は人件費の減額などにより１，２２５万９千円の減額であります。

６２ページをお開きください。

７目特定教育・保育施設費は１３節民間保育所保育費用委託金等の増額により１，２２５万２千円の増額であります。

４款衛生費は８億２，４５７万２千円で２．８％の減額となっております。

１項１目保健総務費は人件費の減額などにより４５６万円の減額であります。

６４ページをお開きください。

２目予防費、６５ページの１９節に飯富病院の起債償還分の負担金および普通交付税再配分として本町の交付税へ一括で交付されてきます早川町分、合わせて８，３６２万４千円を計上させていただいております。

２０節には子宮頸がん予防ワクチン接種後の症状に対する医療支援費４３万２千円を計上させていただいております。

６６ページをお開きください。

４目老人保健費の１３節に循環器系の健診や各種がん検診等の費用３，５７９万９千円を計上しております。この中の子宮頸がん検診につきましては、若い世代の罹患率が高く予防ワクチンの積極的な接種勧奨が控えられている状況から健診による早期発見・早期治療へつなげるため２８年度から自己負担分を無料とすることといたしました。

６９ページ、２項１目清掃総務費の１９節に峡南衛生組合の負担金１億８，８８０万９千円を計上させていただいております。

７０ページをお開きください。

３項１目簡易水道運営費は２８節簡易水道事業特別会計繰出金の減額により１，５８６万２千円の減額であります。

７１ページをご覧ください。
５款労働費は２，９７０万６千円で５．６％の増額であります。
１項１目労働諸費、１３節に各公共施設の草刈りや清掃作業、給食の調理等、シルバー人材センターへの業務委託料を計上させていただいております。
７４ページをお開きください。
６款農林水産業費は２億７，１８２万９千円で１３．３％の増額であります。
７６ページをお開きください。
１項４目農業土木費は７７ページの１９節県営中山間地域総合整備事業負担金の増額により２，３５１万８千円の増額であります。
５目山村振興費は７８ページ、１３節ヤマメの里解体撤去にかかる測量設計業務により１，１２４万３千円の増額でございます。
８０ページをお開きください。
７款商工費は９，４０３万１千円で１％の増額であります。
２項１目観光費は８３ページ、１９節醍醐山整備による周辺地域活性化事業補助金により５８万６千円の増額となっております。
８款土木費は７億７，２９１万４千円で１６．７％の減額であります。
１項１目土木総務費は８４ページ、１３節橋梁点検法に基づく橋梁点検業務委託料１１０橋分の増額により７１１万１千円の増額であります。
８６ページをお開きください。
２項２目道路新設改良費は１３節の減額および１５節に２７年度に計上しておりました橋梁長寿命化に基づく西嶋第一橋修繕工事の減などにより１億６，７５０万円の減額であります。
８７ページをご覧ください。
５項１目住宅管理費は８９ページ、１５節西嶋第２団地外壁改修工事、１９節緊急輸送道路等の建築物耐震診断にかかる建築物耐震化促進事業費補助金の増により１，７５２万４千円の増額であります。
６項１目下水道総務費は２８節下水道事業特別会計および農業集落排水事業等特別会計への繰出金の減額により１，３５４万９千円の減額であります。
９０ページをお開きください。
９款消防費は１億３，６８９万２千円で８％の減額であります。１項１目非常備消防費は９１ページ、１８節の減額により１，３１３万３千円の減額であります。
９２ページをお開きください。
２目消防施設費は１５節に耐震性貯水槽３基分の計上により５６０万４千円の増額となっております。
３項１目防災費は２７年度に計上されていました１８節の被災者支援システムサーバー購入費等の減により４３９万円の減額であります。
９３ページをご覧ください。
１０款教育費は１０億４，４９５万３千円で３．６％の減額であります。
１項１目教育委員会費は９４ページ、１３節の身延中学校、仮称、第１小、第２小、３校の校歌作成業務委託料および身延中学校開校式会場設営業務委託料、９５ページ、１９節の小学校閉校記念事業等補助金５校分などにより３９５万１千円の増額となっております。

９７ページをお開きください。

２項１目学校管理費は９８ページ、１５節の下山小学校および西嶋小学校の改修工事、１８節の学校統合にかかるスクールバス４台の購入費などにより５，５６４万１千円の増額であります。

１０４ページをお開きください。

９目教育振興費から１０９ページ、１６目大河内小学校教育振興費までそれぞれ各小学校の子どもたちへの教育振興にかかる予算を計上しておりますが２７年度に計上しておりました教科書改訂に伴います教師用指導書購入費の減により、それぞれ減額しているところであります。

１１０ページをお開きください。

３項中学校費は学校統合により久那土中学校、下部中学校、中富中学校の管理費および振興費が減額となっております。

１目学校管理費は２７年度に計上されていました１５節身延中学校改修工事費および１８節スクールバス購入費の減により６，２２２万５千円の減額であります。

なお２８年度は１３節にスクールバス運行業務委託料として８，４８３万６千円を計上させていただきました。

１１２ページをお開きください。

３目教育振興費は２７年度に現２年生の修学旅行を前倒しして実施したことによる１９節修学旅行補助金の減額などのため１，９２８万９千円の減額であります。

１１４ページをお開きください。

４項１目社会教育総務費は青少年自然の里の閉館に伴い２７年度まで２８節に計上しておりました繰出金がなくなったため５９０万６千円の減額であります。

１１９ページをお開きください。

５項１目文化財保護費は１２０ページ、１３節身延町ブッポウソウ繁殖地保護増殖業務委託料、１５節県指定文化財旧市川家住宅保存修理工事の増などにより２，１９８万３千円の増額であります。

１２３ページをお開きください。

４目総合文化会館管理費は人件費の減、１１節修繕費の減などにより１，３００万９千円の減額であります。

１３４ページをお開きください。

１２款公債費は１１億５，４４４万４千円で１４．８％の減額であります。

１項１目元金は繰上償還等により１億９，１５０万９千円の減額となっております。この元金の中には５億８，２１０万円の借り換え債が含まれております。平成２３年度に５年利率見直しで借り入れました合併特例事業債２億８３０万円。臨時財政対策債３億７，３８０万円が５年経過するため２８年度に借り換えるものでございます。

１３５ページをご覧ください。

１３款諸支出金は３億１，２３１万３千円で２，３１３．２％の増額でございます。

１３６ページをお開きください。

１項１８目まちづくり振興基金費は合併特例事業債を２億８，５００万円充当し積み立てを行うことにより３億円の増額となったものでございます。

以上、非常に雑駁な説明で大変恐縮ですが以上で議案第３９号の詳細説明とさせていただき

ます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第４０号および議案第４１号の詳細説明を求めます。

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

それでは最初に議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算について詳細を説明させていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。８ページをお開きください。

１款の国民健康保険税につきましては、平成２８年度課税限度額および軽減判定所得の見直しの予定があり、課税限度額につきましては基礎課税額にかかる課税限度額現行５２万円が５４万円に、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額現行１７万円が１９万円に、介護納付金分については１６万円の据え置きです。

また保険税の５割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額、現行２６万円を２６万５千円に、２割軽減の対象となる世帯は現行４７万円を４８万円に改正されることが１月２６日閣議決定されたところです。このことを踏まえ国民健康保険税につきましては平成２７年１１月末現在の被保険者数、一般被保険者３，５６８人、退職被保険者１３６人で平成２８年度の保険税を試算し、退職被保険者の保険税については６５歳の誕生日に到達した者が一般に移行することも考慮し算出しました。

一般の現年課税分は徴収率を９５％、退職の現年課税分は徴収率を９６％とし、また滞納繰越分につきましては一般分の収納率を１０％、退職分の収納率として医療給付費分を１２％、後期高齢者支援金分および介護給付費金分をそれぞれ９％として算出しました。その結果、１目一般被保険者国民健康保険税の予算額は３億７，２３６万６千円。２目退職被保険者等国民健康保険税の予算額は１，４４０万３千円の予算計上となりました。

９ページをご覧ください。

４款国庫支出金から１０ページ、８款共同事業交付金につきましては国、県ならびに国保連合会等からの基礎数値や事業費の見込み、補助率や負担率等を乗じた金額を予算計上してあります。

１１ページをご覧ください。

１０款１項１目一般会計繰入金、１節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては保険税軽減分に対し県が４分の３、町が４分の１負担する中で一般会計より国保会計に繰り入れるもので平成２７年度の実績に基づき６，７７７万３千円の予算計上です。

２節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては低所得者数に応じて保険料額の一定割合を公費で補てんするもので国が２分の１、県と町でそれぞれ４分の１ずつ負担することになっており、平成２７年度の実績に基づき３，４５７万８千円の予算計上です。

３節職員給与費等繰入金は歳出予算の１款総務費に充当するもので３，３８２万１千円を予算計上し職員人件費として４名分を見込んであります。

４節につきましては出産育児一時金繰入金で８名分の費用額に対して３分の２の額２２４万円を予算計上してあります。

５節につきましては、財政安定化支援事業繰入金３，９４２万５千円の予算計上です。これは低所得者層の割合、高齢者の割合が高いなど保険者の責めに帰さない財政事情に着目した一

般会計からの補てん金です。

６節につきましては、その他一般会計繰入金として４９５万８千円の予算計上です。説明欄、一番下のその他２７９万９千円の内訳は保健事業７万９千円、特定健康診査分２７２万円です。

１１款１項２目その他繰越金に５千万円を予算計上しました。これは平成２７年度の決算を見込み、所要の繰越金が見込めることから平成２８年度の歳入財源といたしました。

続いて歳出予算を説明させていただきます。１３ページをお開きください。

１款１項１目２節から４節までは職員４名分の人件費ですので、詳細については説明は省略させていただきます。

１３節につきましては、レセプト等の電算処理委託および電算システムの保守点検委託で３２７万３千円の予算計上です。

１４ページをお開きください。

２款１項療養諸費から１５ページ、２項高額療養費については平成２７年度実績をもとに算出した金額となっております。

１６ページをお開きください。

３款１項１目後期高齢者支援金、１９節については支払基金から示された金額となり２，１６７万６千円を予算計上いたしました。歳出の根拠は医療保険加入者１人当たりの支援金と被保険者数等によるものであります。

４款前期高齢者納付金等から１７ページ、６款介護納付金については支払基金への納付金となっており予算額については基金からの通知に基づきそれぞれ予算計上いたしました。

７款共同事業拠出金については総額４億８，３４３万８千円を計上いたしました。１項１目高額医療費共同事業費拠出金４，４９４万１千円はレセプト１件当たり８０万円を超える医療費が対象となり算出されております。

また２目保険財政共同安定化事業拠出金４億３，８４９万４千円は、平成２７年度の改正により１円から８０万円までの全レセプトの医療費を対象としてそれぞれ国保連合会から示された金額であります。

８款１項１目特定健康診査等事業費については１，７９４万８千円を予算計上いたしました。主な事業内容としましては１８ページをお開きください。人間ドックの対象年齢６５歳までを平成２８年度より７０歳の方も該当としました特定健康診査、特定保健指導、また新規事業として糖尿病予防教室や特定健診未受診対策事業を実施し平成２０年度より行っておりました禁煙外来および運動施設利用料補助事業は利用者の減少により平成２７年度で終了といたします。

２目保健衛生普及費については３３１万２千円を予算計上いたしました。主な事業内容としては説明に書かれているとおりであります。保健事業につきましては、平成３０年度から実地が予定されている医療費の適正化に向けた取り組みに対する保険者努力支援制度を見据え平成２８年度より実施してまいります。

以上で議案第４０号の説明を終わらせていただきます。

○１０番議員（川口福三君）

今の１６ページの３款後期高齢者支援金、２千何万と。これは２億だと。

○町民課長（望月由香里君）

失礼しました。

１６ページの３款１項１目ですね。後期高齢者支援金、１９節につきましては２億１，

０６７万６千円を予算計上いたしました。大変失礼しました。

では続きまして議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

歳入予算から説明させていただきます。６ページをお開きください。

歳入の保険料につきましては、広域連合からの資料により予算計上をいたしました。

１款１項１目特別徴収保険料、１節につきましては１億５４８万円を予算計上いたしました。

２目普通徴収保険料、１節現年度分につきましては３，３３０万９千円を予算計上いたしました。２節過年度分につきましては、平成２８年度への滞納繰越分を見込んで９０万９千円を予算計上しました。

２款１項手数料は科目設定です。

３款１項１目療養費繰入金につきましては、広域連合による基礎数値の１２分の１を療養費の町負担繰入金として計上し、予算額は２億５，１５３万９千円といたしました。

２目事務費繰入金につきましては、保健事業費分および広域連合で示された共通経費を均等割、総人口割、後期高齢者人口割で算出した金額として２，５６３万９千円を予算計上いたしました。

３目保険基盤安定繰入金につきましては低所得者に対する軽減措置分であり県が４分の３、町の４分の１負担するもので一般会計からの繰入金６，７８０万９千円となっております。

４款１項１目および５款１項１目は科目設定です。

５款２項１目１節健康診査事業費補助金３０７万４千円は、特定健康診査事業に対する広域連合からの補助金となります。

２節雑入３０万円は保険料の過年度還付金を広域連合が歳出財源として負担するものです。

歳出予算の説明をさせていただきます。８ページをご覧ください。

１款１項１目一般管理費、２節から４節につきましては１名分の人件費ですので詳細説明は省かせていただきます。

１２節通信運搬費は保険証更新の郵送料として１２０万円を予算計上いたしました。

１４節事務機リース料は後期高齢者医療窓口端末リース料１５万７千円を予算計上いたしました。

１９節その他負担金１，１９６万９千円は広域連合の共通経費等に対する負担金となっております。

２項１目徴収費は保険料徴収事務費として４７万円を計上いたしました。

３項１目保健事業費、１３節の委託料につきましては特定健診の委託料で１千人分、７６９万４千円の計上となっております。

９ページをご覧ください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金、１９節につきましては広域連合への納付金であり歳入予算で計上してあります保険料および療養費、保険基盤安定負担金の金額で総額４億５，９０４万６千円を広域連合の見込み額により予算計上いたしました。

３款１項１目保険料還付金、２３節につきましては過年度において所得の修正申告等により保険料が変更になり還付が生じた場合の予算として３０万円を予算計上いたしました。

以上で議案第４０号および４１号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第４２号および議案第４３号の詳細説明を求めます。

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算について説明させていただきます。

なお科目設定のための節や金額の少ない節、人件費については説明を省略させていただきます。

８ページをお開きください。はじめに歳入についてです。

１款１項１目第１号被保険者保険料、これは６５歳以上の被保険者保険料で１節現年度分特別徴収保険料、２節現年度分普通徴収保険料、３節滞納繰越分保険料、合計で４億１，６５２万８千円を計上いたしました。

次に４款に移ります。４款１項１目介護給付費負担金、１節現年度分ですが歳出、保険給付費の総額に国の負担割合を乗じて計算した金額４億８４６万５千円を見込みました。

２項１目調整交付金ですが歳出、保険給付費総額の９％を見込み２億５６８万２千円を計上しました。

２目１節地域支援事業交付金ですが歳出、介護予防事業費の２５％、１１８万３千円。２節包括的支援事業･任意事業交付金は歳出､包括的支援事業･任意事業費の３９．５％､１，５７４万９千円を計上いたしました。

次に５款１項１目介護給付費交付金、１節現年度分ですがこれは４０歳から６４歳の第２号被保険者の保険料で歳出、保険給付費見込み総額の２８％、６億４，０８１万２千円を計上しました。

２目地域支援事業支援交付金は歳出､介護予防事業費の２８％､１３２万５千円であります。

９ページに移ります。

６款１項１目介護給付費負担金、１節現年度分ですが歳出、保険給付見込み総額に県の負担割合、これを乗じた金額３億３，５３３万４千円です。

２項１目地域支援事業補助金､１節介護予防事業補助金は歳出､介護予防事業費の１２．５％､５９万１千円を、また２節包括的支援事業・任意事業補助金は歳出、包括的支援事業・任意事業費の１９．７５％、７８７万４千円をそれぞれ計上しました。

次に８款は一般会計からの繰入金です。

１目介護給付費繰入金は歳出、保険給付見込み総額の１２．５％、２億８，６０７万６千円を見込みました。

２目１節介護予防事業繰入金は歳出、介護予防事業費の１２．５％、５９万１千円を、２節包括的支援事業・任意事業費繰入金は歳出、包括的支援事業・任意事業費の１９．７５％、７８７万４千円をそれぞれ計上しました。

３目その他一般会計繰入金につきましては１節で介護保険担当職員の人件費分、２節で介護保険事務費分、合わせて４，７６１万円を計上しました。これらは歳出１款の財源に充当いたします。

４目低所得者保険料軽減繰入金は平成２７年度からの措置として第１号被保険者のうち保険料率の所得段階において第１段階に属する方を対象に保険料を軽減し、その軽減した分につい

て公費を投入することになりました。その軽減額４４３万３千円を繰り入れるものです。

次に９款繰越金は１００万円を見込みました。

以上で歳入についての説明を終わり、次に歳出について説明をいたします。１１ページをご覧ください。

１款１項総務管理費についてですが、８節報償費は介護保険運営協議会委員の報償費で４回開催する計画で計上をいたしました。

１１節需用費５７万１千円。これにつきましては消耗品ほか説明欄に記載のとおりです。

１２節役務費２３６万８千円ですが、郵便料・電話料の通信運搬費１３０万３千円と国保連合会へ各種事務手数料および保険料の口座振替手数料１０６万５千円です。

１３節委託料１４１万５千円は平成２９年度に平成３０年度からの第７期介護保険事業計画を作成するその準備といたしまして、平成２８年度にニーズ調査を行う必要があり、そのための業務委託予算です。

１９節負担金補助金及び交付金は峡南広域行政組合への負担金で、分散処理システム負担金１０万８千円。これは平成２９年度からの総合事業開始へ向けてシステム改修するための負担金と介護保険運営費負担金１，２６０万９千円という内訳であります。

１款２項１目介護認定審査会費は峡南広域行政組合への負担金で介護保険認定審査会運営費負担金として認定調査費、主治医意見書作成費等１，１８１万６千円を負担いたします。

１２ページへ移ります。

２款は保険給付費で保険者としての負担金です。平成２８年度の各費目の予算額は平成２７年度の決算見込み額と過去の実績額の推移等を勘案して計上したものです。

１項介護サービス等諸費は要介護１から５と認定された方の給付費で１目居宅介護サービス給付費から１３ページの１０目特例居宅介護サービス計画給付費までの負担金合計２０億７，１０９万８千円を見込みました。

２項介護予防サービス等諸費は要支援１、要支援２と認定された方の給付費で１目介護予防サービス給付費から１４ページ、８目の特例介護予防サービス計画給付費までの合計５，３７７万８千円を見込みました。

３項その他諸費、１目審査支払手数料は国民健康保険団体連合会へ支払う手数料で２６４万６千円を見込みました。

４項高額介護サービス等費は１目と２目合計で４，１２７万５千円を見込んでいます。高額介護サービス費とは１月の利用者負担の合計額が一定の限度額を超えたとき、その超えた分があとから給付されるものです。

５項高額医療合算介護サービス等費は１目と２目合計で５９４万７千円を見込みました。これは介護と医療の自己負担の合計額が一定の限度額を超えたときに、その超えた分があとから給付されるものです。

１５ページに移ります。

６項１目特定入所者介護サービス費から４目特例特定入所者介護予防サービス費につきましては１億１，３８７万１千円を計上しました。特定入所者介護サービス費は施設サービスや短期入所サービスを利用したときの費用で、町民税世帯非課税などの所得の低い方に対し居住費と食費の負担を軽くするため一定の負担限度額を設定し、これを超えた分を保険給付するものです。

次に５款地域支援事業費、１項１目二次予防事業費につきましては６５歳以上で生活機能が低下し、このままでは近い将来、介護が必要になる恐れのある高齢者に対し予防事業を実施する費用を計上しています。

８節報償費４１万４千円は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の講師への報償です。要支援認定を受けた方のうちサービス未利用者等を対象に下部、中富、身延の３会場で実施する予定であります。

１１節需用費２６万８千円。１２節役務費６万９千円は説明欄に記載のとおりです。１３節委託料は二次予防高齢者筋力トレーニング事業の委託費１２４万１千円です。3会場、各１２回の教室を予定しています。

次に２目一次予防事業費は元気な高齢者で近い将来、介護が必要とならないよう予防する、元気を維持するための事業を行う費用です。

８節報償費１０４万４千円は生き生き百歳体操その他の事業の講師への謝礼です。１１節需用費９２万８千円。１２節役務費１万７千円は記載のとおりの内容です。１３節委託料６３万２千円の内訳は一次予防高齢者筋力トレーニング向上事業１３万円。これは健康運動指導士による教室で全１３回分です。一次予防高齢者認知症予防事業４万８千円。これは能力アップ教室を予定しています。友愛訪問事業４５万４千円は老人クラブ連合会に委託する予定です。

３目総合事業費清算金の１９節１０万円は本町から町外の住所地特例施設に転出した方が当該住所地特例施設が所在する自治体の総合事業を利用した場合に身延町が負担すべき費用を支出するためのものです。

１７ページに移ります。

２項包括的支援事業・任意事業、１目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては福祉保健課在宅支援担当職員の人件費および地域包括支援センター運営経費です。

８節報償費３１万６千円は地域ケア会議委員１０名に対する報償。研修等の講師謝礼、成年後見制度利用支援事業における後見人等の報酬に対する助成費用を計上しています。

９節の旅費５万円。そして１１節需用費２３万９千円。１２節役務費６４万８千円につきましては説明欄に記載のとおりです。

１３節委託料３２１万３千円のうち峡南在宅医療支援センター運営業務２８８万９千円につきましては、これまで峡南５町の負担金と県の補助金により飯富病院にこの在宅医療支援センターの機能を設置して在宅医療に関する相談、在宅主治医の紹介、在宅健康管理システムの運用等の業務を行ってまいりましたが、平成２７年度の介護保険法の改正により地域支援事業の中で各市町村において医療と介護の連携をさらに推進することとなりました。このことに関して峡南５町で検討した結果、単町で取り組むより峡南圏域として取り組むことが効果的・効率的であるとの結論から既存の峡南在宅医療支援センター機能を活用し、さらに強化する中で取り組むこととしまして、この予算を計上したところであります。

１４節使用料及び賃借料６１万４千円。１９節負担金補助及び交付金１４万３千円につきましては説明欄のとおりであります。

１８ページをご覧ください。

任意事業は在宅での介護を支援する事業が主なものです。１２節役務費１６万４千円は郵便代、１３節委託料９万８千円は家族介護者交流事業として在宅介護者のつどいの開催を委託するものであります。

１９節徘徊高齢者家族支援事業補助金として２万３千円を計上しました。これは徘徊高齢者探索機、これはＧＰＳ機能を利用した無線発信機、それの初期加入料助成費３基分を見込んでおります。

２０節扶助費３０１万円の内訳は介護用品等扶助費１２６万円。寝たきり高齢者等介護見舞金、これは見舞金年額５万円で３５人分、１７５万円を見込んでいます。

７款１項１目第１号被保険者還付金３０万円は転出、死亡等により保険料に過払いが生じた場合に備えた予算です。

以上で議案第４２号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

引き続きまして議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算について説明させていただきます。

６ページをお開きください。

歳入についてですが１款サービス収入、１項１目１節介護予防サービス計画費収入は介護度が要支援１、または要支援２と認定された方の介護予防サービス計画の作成料で６４０万８千円を計上しました。これは新規利用者の計画作成費用と継続の作成費用の単価は違いますが新規ケースを１月当たり６件、継続ケースを１１４件と見込みました。

次に２款１項１目一般会計繰入金１５４万５千円は、介護予防サービスの事務費への一般会計からの繰入金です。

３款繰越金、４款諸収入については科目設定のための計上です。

次に歳出について説明します。７ページをご覧ください。

１款１項１目介護予防サービス計画事業費、４節共済費８３万８千円。７節賃金５２５万円はケアマネージャー資格を有する臨時職員２人分の人件費です。１１節需用費２万円は参考図書購入費用として計上しました。１３節委託料１８４万７千円については、介護予防サービス計画の作成等に関わる業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託するもので新規ケースを１月当たり４件、継続ケースを１月当たり２９件見込んだものです。

以上で議案第４３号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第４４号の詳細説明を求めます。

望月水道課長。

○水道課長（望月真人君）

それでは議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

４ページをお願いいたします。

第２表の地方債ですが各簡易水道建設費の財源に充てるため、簡易水道事業債の限度額を１億５，３１０万円。過疎対策事業債の限度額を同じく１億５，３１０万円とし、合わせて３億６２０万円にするものであります。

続いて歳入から説明させていただきます。７ページをお願いいたします。

１款１項１目簡易水道使用料として１節現年度分２億１千万円。２節過年度分６７万円。合わせまして２億１，０６７万円の計上でございます。

次に２款１項１目簡易水道負担金につきましては、加入者負担金として５万４千円。受託工事負担金として１千円の合わせて５万５千円の計上であります。

次に３款１項１目簡易水道手数料につきましては１節加入手数料が５千円。２節給水装置工事事業者指定手数料が１万円。３節開栓手数料２千円の計上でございます。

次に４款１項１目簡易水道国庫補助金につきましては、２８年度につきましては久那土、古関簡水、中富南部、中富西部、中富北部簡水、大城簡水、身延中央簡水の計６簡水、６事業を予定しております。合計１億７，６２０万６千円の国庫補助金の計上でございます。のちほど歳出で詳細をさせていただきます。

次に５款１項１目簡易水道一般会計繰入金のうち１節の水道事業費繰入金では総務費繰入金として３,４１６万７千円。建設費繰入金として１,９４３万５千円で合わせまして５,３６０万２千円の計上でございます。２節の公債費繰入金といたしまして２億７，６２０万８千円の計上でございます。

次に６款１項１目繰越金につきましては１３０万円の計上でございます。

８ページをお願いいたします。

７款１項１目雑入、１節消費税還付金、２節雑入につきましてはいずれも科目設定のための１千円の予算計上です。

８款１項１目水道事業債のうち１節簡易水道事業債として１億５，３１０万円。２節過疎対策事業債として同じく１億５，３１０万円。合わせて３億６２０万円の計上でございます。

次に歳出につきまして説明させていただきます。９ページをお願いいたします。

１款１項１目簡易水道管理費、２節、３節、４節は人件費ですので省略させていただきます。

７節賃金につきましては、その他賃金といたしまして町営水道の水道メーター検針員１６名分の賃金といたしまして７５３万６千円の計上でございます。

８節報償費につきましては毎日水質検査員２０名分の年間報償費といたしまして６０万円。あと波木井配水池周辺草刈り謝礼といたしまして１万２千円の、６１万２千円の計上でございます。

１１節需用費のうち消耗品につきましては塩素滅菌剤の購入および施設機械器具消耗品等の購入費といたしまして６１３万５千円の計上でございます。燃料費につきましては公用車４台分の燃料費といたしまして６９万１千円の計上でございます。印刷製本費といたしまして水道料金徴収簿および検針票等の印刷代といたしまして５２万１千円の計上でございます。光熱水費につきましては各水道施設の電気料といたしまして３,６２７万１千円の計上でございます。修繕費につきましては各水道施設の老朽化に伴い今年度２，８８０万円の計上でございます。

１２節役務費のうち通信運搬費につきましては、水道施設遠方監視に伴う電話専用回線の使用料等に５６７万９千円の計上。手数料につきましては水道料金の口座振替手数料等で８０万１千円の計上。あと自動車損害保険料、公用車２台分４万４千円。その他、保険料につきましては水道検針員１６名分の普通傷害共済保険の加入のための１２万９千円の計上でございます。

１３節委託料につきましては各水源、各水系別の水質検査業務および各水道施設の保守点検業務、また漏水調査、管路図作成業務等を併せて３，２３７万８千円の計上でございます。内容につきましては説明欄に記載のとおりです。

１０ページをお願いいたします。

１４節使用料及び賃借料につきましては、使用料といたしまして三保簡易水道事業における市川三郷町山保簡易水道から水道水の受水に伴う使用料といたしまして７２万円。遠方監視システムのセンター利用として３８万９千円の合わせて１１０万９千円の計上でございます。賃

借料につきましては町内２９施設の水道施設用地賃借料といたしまして８８万円の計上でございます。重機等借上料につきましては、主に水源の維持管理といたしまして２６万１千円の計上でございます。

１５節工事請負費につきましては、計量法により８年にいっぺんのメーター器の交換ということで今年度は量水器の取替工事といたしまして１，５００万円を計上させていただいております。

１６節原材料費につきましては、量水器バルブ購入および補修用材料購入費といたしまして４３０万４千円の計上でございます。

１８節備品購入費につきましては残留塩素測定器４台分の購入費でございます。

１９節負担金補助及び交付金につきましては、三保簡易水道受水に伴う市川三郷町への分担金といたしまして５４万円。また水道料金の分散処理システム負担金として計算センターへの負担金が２６５万５千円の合計３１９万５千円の計上でございます。

２３節償還金及び割引料につきましては、過年度還付金といたしまして５万円の計上でございます。

２７節公課費につきましては、公用車２台分の自動車重量税１万４千円および消費税の納付予定額といたしまして９３８万６千円の合計９４０万円の計上でございます。

続きまして２款１項１目一般管理費につきましては２節、３節、４節は人件費なので省略させていただきます。

１１ページをお願いいたします。

１１節需用費のうち消耗品につきましては一般事務費等２万３千円。修繕費につきましては公用車２台の整備料としまして２０万円。計２２万３千円の計上でございます。

役務費といたしまして公用車２台分の車検整備手数料および自動車損害保険料といたしまして合計６万円の計上でございます。

２７節公課費につきましては公用車２台分の自動車重量税で２万６千円の計上でございます。

２款２項１目簡易水道建設費につきましては、１１節需用費のうち消耗品につきましてはコピー、トナー、コピー用紙、その他事務用品といたしまして１２９万３千円。あと公用車２台分の燃料代として１８万６千円の計１４７万９千円の計上でございます。

１３節委託料につきましては中富西部簡易水道事業、矢細工地内、大城簡易水道事業につきましては湯平、門野地区の測量実施設計業務であり中富西部が２千万円、大城が２，０７９万円の計４，０７９万円の計上でございます。

１４節使用料及び賃借料につきましては、プリンター等事務機器４台分のリース料でございます。

１５節工事請負費につきましては２８年度久那土・古関簡易水、中富南部簡水、中富北部、中富西部、大城、身延中央の５事業を予定していますが工事内容につきましては説明欄記載のとおりですが久那土・古関簡水が２，２００万円。中富南部簡水が５，２００万円。中富北部簡水が７，５００万円。中富西部簡易水が１億６，１８５万５千円。１２ページをお願いいたします。大城簡水が１，４２１万円。身延中央簡水が１億３，３００万円を予定しております。

１７節公有財産購入費につきましては中富西部簡水配水池建設に向けての用地取得費でございます。

２２節補償補てん及び賠償金につきましては、同じく中富西部簡水配水池建設に向けての立木の補償費であります。

３款１項１目元金につきましては２億３，７８７万６千円。利子につきましては５，６１６万円の計上でございます。

４款１項１目予備費につきましては１０万円の計上でございます。

以上、４４号の詳細説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第４５号および議案第４６号の詳細説明を求めます。

深沢環境下水道課長。

○環境下水道課長（深沢香君）

それでは議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。それでは歳入から説明させていただきます。

１款１項１目農業集落排水使用料１３２万７千円につきましては現年分と過年度分、合わせて上之平地区３９世帯分の使用料でございます。

２目小規模集合排水使用料５０万６千円につきましては現年度分と過年度分、合わせて北川地区１５世帯分の使用料でございます。

３目戸別浄化槽整備事業使用料４０８万円につきましては、市町村設置型浄化槽１１１基分の使用料であり、合わせて５９１万３千円を計上させていただきました。

２款１項１目農業集落排水事業繰入金に１，３１９万１千円。２目小規模集合排水事業繰入金に４７７万９千円。３目戸別浄化槽整備事業繰入金に８２４万６千円。４目予備費繰入金に１０万円。合わせて２，６３１万６千円を計上させていただきました。これは各事業の維持管理費、公債費等の財源に充てるものであります。

３款１項１目繰越金、４款１項１目雑入は記載のとおりでございます。

次に歳出を説明させていただきます。７ページをお願いいたします。

１款１項１目上之平地区維持管理費に８４４万５千円を計上させていただきました。主に職員の人件費のほか処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費です。４４０万６千円の増額の要因につきましては１５節工事請負費でありまして、処理施設の荒目スクリーンの交換修繕工事をお願いするためであります。

２項１目元金、２目利子につきましては長期債の償還金で合わせて６０７万４千円を計上させていただきました。

８ページをお願いいたします。

２款１項１目北川地区維持管理費に１１１万６千円を計上させていただきました。ここも処理施設およびポンプ施設にかかる維持管理経費でございます。

２項公債費、１目元金、２目利子についても長期債の償還金で合わせて４１６万９千円を計上させていただきました。

３款１項１目戸別浄化槽整備事業維持管理費に９３０万円を計上させていただきました。ここも職員の人件費のほか市町村設置型浄化槽１１１基分の浄化槽施設にかかる維持管理経費でございます。

９ページをお願いいたします。

３款２項１目元金、２目利子につきましても長期債の償還金で合わせて３０２万７千円を計上させていただきました。

４款１項１目予備費として１０万円を計上させていただきました。

以上が議案第４５号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

６ページをお開きください。歳入から説明させていただきます。

１款１項１目中富下水道事業分担金から３目角打、丸滝下水道事業分担金に科目設定として各１千円。４目身延下水道事業分担金に５世帯分１００万円。５目下部下水道事業分担金に１世帯分２０万円。合わせて１２０万３千円を計上させていただきました。

２款１項１目中富下水道事業使用料に現年分と過年分を合わせて１，００２世帯分、３，５２８万１千円を計上させていただきました。２目帯金、塩之沢下水道事業使用料に同じく１６５世帯分、５８１万７千円を計上させていただきました。３目角打、丸滝下水道事業使用料に同じく２８１世帯分、９８９万１千円を計上させていただきました。４目身延下水道事業使用料に同じく４０９世帯分、１，４３９万４千円を計上させていただきました。５目下部下水道事業使用料に同じく５７世帯分、２００万５千円。合わせて６，７３８万８千円を計上させていただきました。

７ページをお願いいたします。

２款２項手数料につきましては記載のとおりでございます。

３款１項一般会計繰入金につきましては、１目中富下水道事業一般会計繰入金から６目下水道一般会計繰入金まで各事業の維持管理費、公債費等に充当する財源として３億６，２５７万９千円を計上させていただきました。

４款１項１目繰越金、８ページをお願いいたします。５款１項１目雑入、１節消費税還付金、２節雑入は記載のとおりでございます。

９ページをお願いいたします。歳出の説明をさせていただきます。

１款１項１目下水道事業総務費に１，２４６万８千円を計上させていただきました。

１０ページをお願いします。

１款２項１目中富下水道事業維持管理費に３，０７７万３千円減額の５，０３４万７千円を計上させていただきました。減額の主なものは１５節工事請負費の八日市場地内国道５２号、下水道管渠移設工事が２，６８８万２千円。２７節公課費の消費税分が２６８万５千円の減額が主なものでございます。

１１ページにいきまして２目帯金、塩之沢下水道事業維持管理費に１２５万１千円減額の１，３８３万８千円を計上させていただきました。

１２ページをお願いいたします。

３目角打、丸滝下水道事業維持管理費に２４７万８千円減額の１，７３５万９千円を計上させていただきました。減額の主なものは１１節需用費中、修繕費の浄化センターおよび管路等の修繕費の２００万７千円の減額が主なものです。

１３ページをお願いいたします。

４目身延下水道事業維持管理費に２，４１３万５千円を計上させていただきました。

１４ページをお願いいたします。

５目下部下水道事業維持管理費に１，７０８万２千円を計上させていただきました。

１５ページ、上段をお願いします。

維持管理費の計に総額１億２，２７６万１千円を計上させていただきました。１目から５目までの維持管理費につきましては、人件費のほか処理場施設やマンホールポンプ等の維持管理にかかる経費を計上させていただきました。

１款３項公債費でございますが１目中富下水道事業元金から１６ページ、１０目下部下水道事業利子まで、それぞれの建設事業の長期債にかかる元金および利子の償還金で合わせて２億９，５４５万円を計上させていただきました。

２款１項１目予備費として５０万円を計上させていただきました。

以上で議案第４５号、議案第４６号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第４７号の詳細説明を求めます。

遠藤下部支所長。

○下部支所長（遠藤庄一君）

それでは議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算について詳細説明をさせていただきます。

予算書６ページをお開きください。歳入からご説明をいたします。

１款１項１目温泉使用料、１節使用料として４８９万８千円。過年度使用料として１千円。合わせて４８９万９千円の計上であります。

２款１項１目利子及び配当金については、下部奥の湯温泉事業基金利子として５千円の予算計上であります。

３款１項１目繰越金につきましては１千円の計上であります。

４款１項１目下部奥の湯温泉事業基金繰入金については５１７万５千円の計上であります。内容につきましては歳出でご説明をいたします。

次に歳出についてご説明をいたします。７ページをご覧ください。

１款１項１目温泉管理費、１１節需用費として６８８万９千円の計上であり、消耗品については温泉管理費消耗品として３万円の計上です。燃料費については施設管理草刈用燃料費として２千円の計上です。光熱水費については各施設の電気料として８１万６千円の計上であります。修繕費につきましては歳入、４款１項１目に計上しました基金繰入金の５１７万５千円を繰り入れし今回３年に一度の温泉ポンプ交換修繕および交換ポンプのオーバーホールメンテナンス修理および温泉ポンプ制御盤インバーター交換のほか通常の各施設等の修繕費、合わせて６０４万１千円の計上であります。

１２節役務費として３６万６千円の計上で、うち通信運搬費については各施設のデータ管理料、電話専用回線の使用料等に３６万３千円の計上です。手数料については使用料、口座振替手数料として３千円の計上であります。

１３節委託料については下部奥の湯温泉設備点検業務委託として２０４万１千円の計上です。昨年に比べ５０万円強の増額となっておりますが、これは今回の温泉ポンプ交換に伴いポンプ挿入管の内部の湧水の詰まり状況を確認するため、構内にカメラを入れ観測をする業務分が増

額となっております。

１４節使用料及び賃借料については事務機器リースとして７７万９千円の計上であります。

次に２款１項１目下部奥の湯温泉事業基金積立金については５千円の計上であります。

以上で議案第４７号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由の説明と担当課長の詳細説明が終わりました。

お諮りします。

議題になっております議案第２８号から議案第５９号の予算を審査するため委員会条例第５条の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第２８号から議案第５９号の予算については予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置された予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第７条第３項の規定により全議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、全議員が予算審査特別委員会の委員となることに決定しました。

なお、正副委員長の互選を行いますので議員控室にご参集をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。

再開は１６時２０分といたします。

休憩　　午後　4時１５分

再開　　午後　4時２０分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長が決まりましたので報告します。

委員長に広島法明君、副委員長に田中一泰君が互選されました。

予算審査特別委員会での審査をよろしくお願いします。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、本日は散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会　午後　４時２１分

平成２８年

第１回身延町議会定例会

３月　４日

平成２８年第１回身延町議会定例会（２日目）

平成２８年３月４日
午前　９時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　諸般の報告
日程第２　一般質問

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	赤池　朗	２番	田中一泰
３番	広島法明	４番	柿島良行
５番	芦澤健拓	６番	松浦　隆
７番	河井　淳	８番	福與三郎
９番	草間　天	１０番	川口福三
１１番	渡辺文子	１２番	伊藤文雄
１３番	深澤　勝	１４番	野島俊博

３．欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（２１人）

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川　信
会計管理者	竹ノ内　強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課農林担当副主幹	大村　隆	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢　香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（２人）

議会事務局長　中村京子
録音係　佐野和紀

開会　午前　9時００分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

（　あ　い　さ　つ　）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第２号により執り行います。

日程第１　諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第１２１条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

日程第２　一般質問。

質問の通告者は３名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

通告の１番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤健拓君。

○５番議員（芦澤健拓君）

通告に従って質問いたします。

下部温泉郷の復活について町の考えを聞くということで、１番目なんですが、これは下部温泉郷の復活というか下部温泉郷という、今はもうすでに下部温泉郷というようなものではなくなっているような感じもいたしますので、下部温泉の活性化ということで質問をさせていただきたいと思います。

その昔、私たちが若かったころは非常に下部温泉は繁盛しておりまして多くの旅館、ホテル、民宿、酒屋、スナック、ラーメン屋、料理の仕出し屋、芸者置屋などが軒を連ねておりました。ところが皆さんご存じのとおり現在の下部温泉は元気な旅館、ホテル、民宿は数えてみても約２０軒ぐらいと大変少なくなっておりまして、当然のことながらその周辺を支える酒屋とか仕出し屋、飲食店なども非常に少なくなって本当に数軒くらいしか残っておりません。

ご存じのように下部温泉は戦でケガをした将兵が湯治のために訪れて以来、信玄公のかくし湯として知られているほか俳句で有名な高浜虚子、小説家の井伏鱒二などの文人、墨客が訪れて俳句や随筆を残していることでも知られております。そのほか幕末から昭和まで生き抜いて東京府知事なども歴任した政治家の後藤新平、五千円札の肖像画でも知られている思想家の新

渡戸稲造なども下部温泉を訪れています。よく知られているように昭和の大スターの一人である石原裕次郎がスキーで骨折して下部ホテルでリハビリのために逗留をしていたことも有名です。下部温泉は骨折などの外傷だけでなく、内臓の手術後の療養のためにも大変有効であるというふうに知られております。

昔どおりの下部温泉の繁盛を取り戻すことは無理な願いであることは十分承知しておりますけども、下部温泉に少しでも元気を取り戻したい、そういうふうに考えているのは私だけではないと思います。ということで、下部温泉の活性化を願って質問を行います。

薬湯という名前をお聞きになったことはある方もいらっしゃるかも分かりませんが、薬湯というのは文字どおり飲んで効能がある温泉という意味で、下部温泉の湯も薬湯と呼ばれて愛用されていました。昭和のはじめにはこのような飲み湯番付というものが発行されまして、今でも飲める温泉と飲めない温泉がありますけれども、飲める温泉の中でも効能があるものと、そうでないものとがありまして、全国の飲める温泉を比較した番付です。なんと下部温泉は東の横綱に支持されておりまして、西の横綱が大分の湯平温泉ということになっております。山梨では下部のほかにも湯村温泉、西山温泉、増富温泉などもこの番付に掲載されております。

この飲み湯番付なんていうのは、多分に宣伝に使用された色合いの濃いものでございますけども、昭和７年の６月１０日付けで山梨県は湯本ホテル大森館という、今の湯本ホテルですけれども、そこに売薬の免許証というものを出しております。これは内務省衛生試験場の試験を受けて試験成績がよかったということで売薬免許証、要するに薬として売っていいですよという免許を受けております。これがその売薬免許証の写しといいますか、下部リビングウォーター、下部飲料鉱泉ということで売薬発売を免許するという内容で売薬免許証というのは、今では薬として売ることについては薬事法などの非常に厳しい試験を受けなければならないことになっておりますけども、下部温泉の水がそういう動物試験とか薬効試験とかを通ったものではないとは思いますけども、売薬免許証というものを受けて販売していたということです。

現在、下部地区では２種類のミネラルウォーターが製造されておりますけども、１社はこの３月いっぱいで工場を移転すると聞いております。この１社はもともとがというか、はじめはミネラルウォーター、下部の水を使っていたわけですけれども、途中から三者共有線というものが廃止されまして、水が使えなくなって本社のほうから水を輸送してきて、こちらの工場で充填するというようなことになっていましたので、今回、工場を移転するということで残るのは１社のみということになります。これは下部温泉の鉱泉水を使用してナチュラルミネラルウォーターとして製造販売しておりますけども、５００ミリ、１リットルのペットボトルと１０リットルと２０リットルのバッグインボックスという箱に入っている、中にプラスチックのバッグが入っているという、そういう形のものを製造販売しております。土産物店をはじめ旅館、観光地などで販売するほか全国のリピーターの注文に応じて発送しているそうです。

昭和町ではこのバッグインボックスを災害時の備蓄用として使用してくれているようですけども、本町でも災害時の備蓄用として利用していただくことも考えられるのではないかと思います。

ミネラルウォーターの製造販売はまさに下部の地場産業でございますので、下部温泉活性化のためにも地方創生につなげるためにも今まで以上に町でも利用していただく。それから大いに宣伝をしていただきまして、町内の皆さんをはじめ全国でも使っていただけるような形になればありがたいなというふうに思っております。現在のところは年間で４千万円ぐらいの売り

上げだということですけども、これが増えていけば大変下部の活性化につながるんではないかなということで提案させていただきました。現在の製造量の３倍ぐらいまでは増やせるということでございますので、そうなれば雇用も増やせますし、地方創生の一助になることは間違いないと思いますけども町長のご見解をお聞きいたします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

下部温泉郷のミネラルウォーターは身延町役場発行の身延のびのびガイドブックによりますと下部温泉駅近くの製造工場で昭和４年から発売されミネラルバランスがよく、まろやかな舌触りで東京サミット、沖縄サミットでは公式のミネラルウォーターとして使用され、また温泉街の天然鉱泉水で製造されている製品はミネラルたっぷりで胃腸など消化器系に効果があると言われているところです。町でもこれまで観光キャンペーン時のＰＲ用配布物品として、あるいは各種観光広告読者プレゼントなど下部温泉郷、あるいは身延町のＰＲグッズとして利用してきました。

今後、身延町総合戦略では下部温泉の魅力アップとしてオリジナル商品の開発など下部温泉の魅力をブラッシュアップし、集客・雇用に結び付ける計画ですので下部温泉の資源の１つであり、これまでもいろいろな場面で利用してきたミネラルウォーターですが、地元の皆さまのご意見も伺う中で新たな活用方法などを検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

今おっしゃったのは駅前のというふうにおっしゃったように思うんですけども、これは先ほど私の話の中にありましたように３月いっぱいで本社のほうに移転するということを聞いておりますが、そのへんはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今お答えさせていただいた中にも、当然下部の駅前だけでなく、ほかのところも含めての答弁です。それと移転ということも聞いていますけども、４月より移転ということを伺っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

ということですので、これさっき私がいろいろ説明したナチュラルミネラルウォーターというのは、特にここで固有というか個人の名前を出すのはあれですので控えさせていただきますけども、まさに地元で製造販売しているものでございますので、ぜひ今後はこのへんに力を入れていただいて、ぜひこれが製造販売につながるようなことを考えていただければ下部温泉の

活性化の一助にもなると思いますのでよろしくお願いいたします。

次に１２月議会でも質問の中で申し上げましたように、町長が主張しておられる下田原・市之瀬道路、これ私はトンネルだとばかり思っておりましたけども道路ということでしたので、これについてお伺いしますけども、私はこれができますと下部温泉の誘客を阻害するんではないかというふうに考えております。これについて町長のご見解をお聞きしたいんですけども、１２月議会で町長は中部横断の３カ所のインター開設に伴い、中富インターと国道３００号とをつなぐための下田原・市之瀬間に県道を開削したいということでおっしゃっておられましたけども、この道路ができますと私は下部温泉の誘客を阻害するんではないかなというふうに考えまして周辺の人たちにも話をしましたところ、１３人の町民から出された請願書の中の人たちもこの請願書の内容を考えるとちょっとやっぱり、私の主張のほうが正しいのではないかということで同調してくれていることが分かりました。

せっかく国道３００号で富士山や本栖湖方面から下ってきた観光客が中富インター方面や国道５２号線方面に抜けてしまうというふうなことになりますと、せっかく下部温泉・早川インターもできて観光の誘致に大変有効な手段ができたわけですので、これを生かしていただくほうがいいんではないかなと思うんですけども改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

中富インターチェンジと国道３００号を結ぶ新設道路につきましては、議員も質問の中でおっしゃったとおり昨年の９月定例会において新設道路建設を求める請願第４号が採択されたところでもございます。したがいまして、建設に向けて要望を県に行っているのが今の段階でございます。

また平成２９年度末までには、ご案内のとおり中部横断自動車道が開通する見込みとなったことから町内の建設中の３カ所のインターチェンジの名称につきましては、議員各位および身延町総合戦略策定委員会の皆さんに意見をお伺いする中で、平成２７年の１０月１３日の議員全員協議会において名称を下から身延山インターチェンジ、下部温泉早川インターチェンジ、中富インターチェンジに全員一致で決定をしていただき、町といたしましては名称素案を検討会へ提出をさせていただいたところでもございます。ご案内のとおりだと思います。

これに対して去る２月２６日には、国土交通省から本案の素案のとおり決定の連絡をいただいたところであります。インターチェンジは本町に訪れていただく皆さんの玄関口です。下部温泉を利用していただく皆さんにつきましては、下部温泉・早川インターチェンジをご利用していただくものと思っておりますので、ご質問にありますように下部温泉郷への誘客を阻害するとは私は考えておりません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

私が言っているのは国道３００号から下ってきたお客さんがそこから下田原のほうへ、要するに中富インターのほうに来てしまうんであれば、そのままま っすぐ行けば下部温泉に行ける

のにこっちへ入ってしまうということも考えられるんではないかと。だから要するに下田原・市之瀬道路というのは無駄な道路ではないかということを言っているんですけども、いかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

議員がおっしゃることにつきましては、下田原インターは活性化インターでございますので地域の皆さんがいかに生活に利用できるか、このことが第一でございます。まして先ほど私が申し上げましたとおり、富士山から来る人たちも下部温泉に来る人たちは下部温泉のインターを使うことは間違いないと思いますので、下部温泉の誘客に対して阻害をするということはないと考えます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

せっかく国道３００号の改良が進んで今、第１次工事ですけども第３次までいけば相当良い道になるはずですね。ということになれば、あの道を下ってくる人はかなり増える。そうなれば下部温泉への誘客も大変有効になってくると思うんですけども、そこへ、私がこういう言い方をするとまた怒られるかも分かりませんけども、余計な道を造ってこっちへ引っ込むというようなことは私は避けたほうがいいと思うんですけどもいかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私は避ける必要はございません。そしてましてや町の最高決定機関であります議会で請願をしていただいた、こういう事実もございますのでご理解をいただければありがたいと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

請願については私、触れたくなかったんですけども、請願の署名をした１３人の中には３名の町からの仕事を受ける指名業者が含まれている。それから３名の県のＯＢの人たちが含まれています。そのほかには町長の後援者とみられる人たちが多くみられます。そういう人たちの請願ですから、私はあの請願、１３人だけの町民の請願でありまして下部地区を代表する人たちではないというふうに考えておりますので、そういうことを申し上げておきます。このへんは言ってみてもしょうがないのでこれだけにしておきますけども、あくまでも私が前から主張しておりますように三沢・市之瀬トンネルを優先してもらいたいということだけはしっかりとお願いをしておきます。

次にインバウンドの観光客の下部温泉郷への誘致をどのように考えているのかについてお聞きします。

２月のはじめは春節という中国の旧暦の正月に当たるということで、東京をはじめ多くの観光地が中国人の観光客でにぎわっているという様子がテレビや新聞などでも報道されておりま

した。名古屋では通常はラブホテルとして営業しているホテルまでが中国人観光客用の宿泊施設として利用されたというふうな話です。

まるでよその話で本当に私たちの身延町にとって、なんか嘘のような話ばかりなんですけれども、現在、下部温泉ではあるホテル以外にはインバウンド観光のお客さまは利用されておられないということを聞いております。そのような調査をまず行っているのかどうか。それから２月１５日の総合計画検討会議の席上で身延町のインバウンド観光客数を調べてもらいたいというふうに申し入れておきましたけども、その結果はいかがでしょうか。今後、インバウンド観光客数の調査を行う予定はあるのかどうか、その点を含めてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

お答えします。

インバウンド観光の実数調査につきましては、昨年度までは行っていませんでした。しかし本年度地方創生先行型事業として多言語パンフレットの作成を行い、これに伴い町内各施設等より外国人観光客入客調査を実施しました。回答をいただいたのが９施設で内容は９月から１１月にかけての入客数で町内各施設ごと重複する部分もあろうかと思いますが合計は９月が６９８人、１０月が６３４人、１１月が２５１人でした。下部関係につきましては下部温泉郷内２施設で９月が５０６人、１０月が５０７人、１１月が１４４人。本栖湖畔、３施設等では９月が１５８人、１０月が１０２人、１１月が８０人でありました。地域的では中国人が一番多く全体の６７％となりました。

今後、調査を実施するかということなんですけども、そういうインバウンドの関係も当然、町のほうでも観光としても今後、力を入れていかなければならないと思いますので、そういう調査は継続していきたいとは思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

多言語のパンフレットというのはいつごろできるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

ちょっと今、聞き落してしまったんですが、部数ですか。

○５番議員（芦澤健拓君）

いいや、いつごろに。

○観光課長（柿島利巳君）

もうできています。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

そのパンフレットはどういう場所に置いてあって配布をされているのか、そのへんについて

もお伺いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

町内の各観光施設、あるいは旅館とか、あるいは東京都内等の集客施設、東京都内のファミリーレストランとかを利用して配ったりもしています。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

多言語ということですけども中国語、英語、それから何語なんでしょうか。そのへんをちょっとお願いします。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

英語、中国語、韓国語です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

先ほどのインバウンドの観光客数ですけども、１００人単位というとちょっとあれですね、９月が６９８、１０月が６３４、１１月が２５１。下部の場合は５０６、５０７、１４４ということで今後ももし調査するとすればアンケート調査のような形になるということでしょうか。

○議長（野島俊博君）

柿島観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

今年、アンケート調査というような形で実施しましたけども、またやり方等は検討していきたいなと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君。

○５番議員（芦澤健拓君）

ぜひ、これは重要なことですのでしっかり進めていただきたいのと下部温泉だけでなくて身延山にも和紙の里にも多くの外国人が訪れていただけることがやはり大変重要なことであると思いますので、地方創生に結びつけるという意味でもぜひ今後の調査を確実にお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

芦澤健拓君、よろしいですか。

通告１の③が、今、先に④へいったようですけども、通告１の③はどうしますか。

○５番議員（芦澤健拓君）

下部温泉郷調査結果ですか。

○議長（野島俊博君）

そうです。その活用はというところです。

○５番議員（芦澤健拓君）

それはまだ、今から言います。

○議長（野島俊博君）

今からですね。では順番を入れ替えてということでよろしいですね。

○５番議員（芦澤健拓君）

ごめんなさい、そうですね。４と３が入れ替わっていますね。

それでは議長のご指摘に従いまして３番をお聞きします。

地方創生戦略会議の中でも出ましたけども、役場の若手職員による下部温泉郷の調査結果というものが出ているということでございますけども、アクションプラン等についてはこの役場若手職員による下部温泉調査結果等が生かされているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

プロジェクトチームにつきましては、ご存じのとおり１９名の役場若手職員を委嘱してお願いしたところです。今、言われましたとおり生かされているかどうかということでございますが、まだ具体的にはこのアクションプランには入っておりません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

アクションプランに入っていないということになると、この下部温泉の調査結果については今後、また新たに出されるということなんでしょうか。それから２月１６日に高大連携事業の成果として身延高校の生徒さんから８つの政策提案があったということが新聞に出ておりますけども、この中で下部温泉郷についてもなんらかの提案が出されていたのかどうかということも併せてお願いします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

それではプロジェクトチームの提案でございますが、多岐にわたりまして全部で４６項目についてありました。そのうち観光・商工関係でございますが２１項目ありまして中でも下部温泉郷に関しましては６項目という形でございました。また、そのプロジェクトチームでは現地調査をしまして、実際に下部温泉郷を皆さんで歩いていただいて調査をしていただきました。調査結果につきましては具体的に掲げられておりまして、内容をご説明しますと下部温泉駅ということに関しましては、駅構内は殺風景で掃除も行き届いておらず駅に降り立ったときの第一印象としてはよくないと。職員を配置して駅の美化活動や観光案内を行う。また足湯を設置して訪れた人には印象に残ることや電車の待ち時間等も退屈しないような配慮が必要ではないか。温泉郷全体では温泉郷の景観条例を制定し下部温泉独自の景観を目指す。外国人観光客に特化した宿泊施設を設置し旅慣れた外国人の誘致に結び付ける。温泉街に足湯の交流スペースを設置し、子どもから高齢者まで利用できる休憩所を設置する。また温泉会館につきましては、外観からはなんの施設か分からないということで暗い印象を持ってしまうので外装、内装とも

にリニューアルして幅広い客層に利用してもらうというような提案をいただいております。これらにつきましては施策の詳細、施策を行う理由、期待される効果等も併せて提案をしていただいております。

今後、地域の皆さま、特に温泉街の皆さま方とあと関係課等で今後の下部温泉郷の活性化ということで具体的に検討を行ってまいりたいというふうに思います。また可能なものから実施していければということで、可能なものが出てくればアクションプラン等にも計上していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

アクションプランの中では下部温泉郷という看板が山のてっぺんにありますけども、これを新たに作ってもらえるというふうなことで、富士の国やまなし観光振興施設整備費補助事業、補助率２分の１ということで工事請負費６２０万９千円というものが計上されておりますけども、これについて地元の要望、あるいは地元に対する説明等があったのかどうか、この点についてお聞きします。これは通告にありませんので、もしお答えいただければということでお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

地元の方とか、あと地元選出の議員さんのほうからも要請は受けております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

昨日ちょっとその地元の議員さんと話をしたんですけども、看板を新しくしてもらうよりももっとほかに使ってもらいたいというふうな意見がありまして、私、この下部温泉郷の活性化ということで話をする中で観光案内所というものが下部の駅前にもありますけども、あるとき駅前のレストランで食事をしているときに見たら、どうも観光客らしい方が案内所を訪ねてきたけども誰も対応してくれる人がいなくて、これは大変だと思って私、早速、地元の議員さんのところへ連絡して、こういうわけだから来てくれということで来てもらって対応してもらったことがあるんですが、このへん、もし今からでもなんとかなるのであれば、この工事ではなくて案内所の整備とか案内所の業務委託、これは身延観光案内所の場合には業務委託になっていまして３９０万円ということになっておりますけども、こういうふうなことのほうがむしろ下部温泉のためには今のところ役立つのかなというふうに考えますので、この点については今後検討していただければと思います。

次の質問に移ります。

子どもの貧困問題ということで、現在、国会でも種々論議がされているようですけども、本町では子どもの貧困問題というのはないのかどうかという点についてお聞きしたいと思います。

厚生労働省の公式データによりますと２０１２年の統計で０歳から１００歳以上を含めた社会全体の相対的貧困率は１６．１％、１８歳未満の子どもの貧困率は１６．３％ということで

６人に１人が貧困であるというそういう状況だそうです。

数字で表しますと年間の手取りが一人暮らしで約１２０万円以下。母一人子一人の母子家庭で約１８０万円以下を貧困世帯というふうに呼ぶらしいのですが、最近発表された山形大の戸室健作准教授という方の研究によりますと少子化で子どもが減っているのにもかかわらず生活保護基準以下の収入で暮らす子育て世帯が過去２０年間で２．５倍になっている。４７都道府県のうち３９都道府県で子育て世帯の１０％以上が貧困状態にあり、子どもの貧困が全国的に深刻化しているということが明らかになっています。

この調査によりますと山梨県の子どもの貧困率は１１．７％ということで、全国平均の１３．８％よりは低いんですが１割を超える割合で存在するということですから本町が例外であるということはあり得ないというふうに考えております。

本町の２月１日現在の世帯数は５，８０７ですから約１０％としても５８０世帯、かなり多くの世帯が子どもの貧困に晒されているというふうに計算上は考えられるわけですけども、このへんについて本町の子どもの貧困率、これはどのくらいあると考えておられるのか、これについてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

ただいま芦澤議員がおっしゃいましたとおり、国の調査では日本の子どもの貧困率が１６．３％とほぼ６人に１人が該当しているという中でございます。それから山形大学の先生の調査によりますと全国で１８．３％の人が生活保護費以下の収入で暮らすというような状況でございます。全国的に母子家庭の貧困の状況が深刻になっているということが想定されます。

本町におきましても児童扶養手当の認定を受けているひとり親家庭は８９世帯で年々増加傾向にあります。中でも母子家庭はそのうちの約９割になります。この中には貧困率の基準収入を下回る世帯が６割から７割にのぼると推計されます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

全国平均よりはずっと低いということで考えていいのかどうか。８９世帯がいろんな面で苦しんでいる、その中でも母子家庭は９割に当たると。６、７割は言ってみればその日の生活にも困るような生活をされているような感じだと思うんですけども、子どもの貧困というのも本当に深刻であるということは、私たちもいろんなことで聞いたり見たりしておるわけでございますけども、国会ではそんなことはないというふうな言い方で安倍首相なんかは言われておりますけども、私は子どもの貧困は本当に深刻であるということは考えていかなければいけないと。特に本町のような、町長が非常に子どもの処遇改善に努めておられるということを考えると子どもの貧困に対して十分な対処をしていただくことが必要ではないかなというふうに思っておりますけども、この子どもの貧困に対して現在はどのように対処しているのか。あるいは今後どのように対処していくというふうにお考えなのか、町長のご見解をお聞きします。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

お答えいたします。

国では平成２６年に５年間の重点施策を掲げた子どもの貧困対策大綱がつくられ、大綱に基づき子どもの貧困対策会議が開かれております。その会議の第３回の中では平成２８年度予算に向けてひとり親家庭・多子世帯等の自立支援および児童虐待防止対策の充実策、子どもの未来応援国民運動の今度の展開、子どもの貧困対策に関する有識者会議の開催、これらについての論議がされております。

また山梨県では国が策定した子どもの貧困対策の推進に関する大綱に基づき、仮称ではありますが山梨子どもの貧困対策推進計画を策定中であります。現時点ではその素案に対する意見を県民から募集し、その募集期間が終了したところでございます。県内市町村に対しては今年１月２９日にはじめてこの対策についての市町村説明会が開催されたばかりであり、本町を含め県内市町村の多くは現在、その体制を整えている段階であります。

今後は国の子どもの貧困対策に関する有識者会議の開催や県の推進計画に基づき、県と市町村、民間団体、地域が連携し子どもの貧困対策のための具体的な施策が展開されるものと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

２０１３年に子どもの貧困対策推進法というものが成立しまして１４年には大綱が策定されたと。この具体化された内容はひとり親家庭に支給する児童扶養手当の拡充ということで、子どもが２人以上いる場合の加算を拡充する。第２子分を現行の月額５千円から１万円。第３子以降の３千円を６千円にする。これを今年の８月支給分から適用していくというふうな方向だと。これはたしかに増額はされておりますけども、そもそもの給付額が低すぎるんではないかというふうに考えている人が結構いるようです。

それから政府が掲げておりますこの子どもの貧困対策に関する児童扶養手当ですけども、これを不正受給する人がいるんではないかなということを考えて、この不正受給対策の強化を行っていると。これは生活保護の不正受給対策もそうなんですけども、あまりにもやることがせこいですよね。こういうふうなことで、こっちであげますよと言いながら、こっちの手であげませんよと言っているというふうな、そういうことでは、これは子どもの貧困は救われないというふうに思いますし、現在、景気がよくなっているというふうに考えておられるようですけども、私たちにはそのトリプルダウンもきておりませんし大変苦しい生活が続いているということが一般の家庭の中ではみられると思います。そういう意味で町長に子どもの貧困問題に対してどういうふうに取り組んでいかれるかということをお聞きしたんですけども、今、課長のお答えの中にありましたように今後は県の施策とか国の施策に従ってやっていくということらしいので、そのへんはぜひ誠実に考えていっていただきたいと思います。

次に子どもの貧困のもう１つの問題というのは貧困のスパイラル、つまり親が貧困であるとそれが子どもにも連鎖していくと。貧困の連鎖という問題だと思います。なぜそういうふうに

なるかというと親の収入が多い場合にはある程度の学力が付けられる。しかし貧困家庭の場合には進学したくてもできないというふうな状況があります。私自身も奨学金をいただいて高校、大学を出まして妻も高校を奨学金で出ました。５人の子どもたちも高校、大学は奨学金でお世話になりながら卒業しております。

こういう奨学金を受けている場合には、当然のことながら卒業時に借金を背負って社会に出るということになるわけです。返還型の奨学金の場合はそういうことがしょうがないことであるというふうに思いますけども、これを返還していくことができなければ、また次の子どもたちにもその奨学金をつなぐことができないということで一生懸命返還して、私もすでに返還は終了しておりますけども、そういうことがずっと続いていくと子どもの貧困、それが連鎖していくというふうな形になってしまうということだと思います。

そこで提案ですけれども、本町ではニプロの故佐野實前社長からの２億円の寄附金というものが佐野實基金として創設されております。この基金にもっと本町の企業や町民から一層の寄附を募って基金額を増やして、進学したくても家庭の事情などで進学が思うに任せないような子どもたちに給付型の奨学金、つまり返さなくていいよという奨学金を給付する制度をつくったらどうでしょうか。もちろん卒業後に本町に居住するとか本町に就職するというような条件を付けることは十分考えられますし、この給付金額とか給付対象者についての詳細は検討していただかなければなりませんけども、仮称、實奨学金制度というものを創設して運用していけばせっかくのご寄附を生かすことができると考えますけども、この点について町長のご見解を伺います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

貧困の連鎖、スパイラルを防ぐための対策として貧困世帯の子どもの教育支援は重要で必要な施策であると私も考えています。平成２８年度予算では子育て支援、教育費の保護者負担額の軽減等を図る目的の事業予算も計上しているところでもございます。

現在、町では奨学金事業目的の基金として身延町育英奨学基金と身延町福祉教育学校等奨学奨励基金を設置しております。育英奨学基金は町内の中学校の卒業生で進学をする者、成績優秀な者、学資の支弁が困難と認められる家庭の生徒に１０万円を支給するものでございます。また福祉教育学校等就学奨励基金につきましては２年以上の大学、または専門学校で福祉、保健、看護、介護等の教育課程を履修する者に対して３万円を支給するものでございます。この事業の拡充や見直し、新たな奨学金制度の創設についても考えていかなければならないと思います。

今後、子どもの貧困対策の推進に関する法律第１０条、国及び地方公共団体は就学の援助、学資の援助のほか学習の支援、その他貧困の状態にある子どもの教育に関する支援のために必要な施策を講ずるものとするとの規定に基づきまして国・県における教育支援策、身延町の教育支援策を講じてまいりますので、町の教育支援策の具現として奨学金制度も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

ぜひ充実した奨学金制度を制度設定していただけるようにお願いいたしたいと思います。

最後に今年１月１３日に山梨県が発表し、２月５日に制度導入についての説明を行ったという第２子以降の保育料無料化についてお聞きします。

これはアクションプランの中でも第１子の年齢にかかわらず第７階層以下の世帯の第２子以降の保育料を無料化するということが提案されておりまして、県の提案をこの無料化の費用は県と市町村が折半するという内容ですけども、本町ではすべて町が負担するというふうにお考えなのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

山梨県では１月１３日に第２子以降の保育料の無料化を発表いたしました。対象を年収６４０万円未満世帯の３歳未満児で第２子以降の子どもであり、内容は第１子の年齢条件を取り払い第２子以降の保育料を無料化する事業を行う市町村に対して２分の１の補助をする、そういうものでございます。

町では総合戦略で保育料の無料化を計画しておりましたので、このたびの県の助成事業を活用し年収６４０万円未満世帯のすべての第２子以降の子どもまで拡大して保育料を無料とするというものです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

大変これは良い制度だと思いますが、この新聞によりますと山梨県が１月１３日に発表してその後非常に、４月スタートということが目標だったようですけども、そのことが市町村に対しては大変、唐突な発表であって富士吉田市の担当者のことが出ておりますけども、条例改正が必要な市町村もあり間に合わない。それから新制度では支払いが生じないと思っている保護者が多いということで混乱が起きる恐れがあるというふうに指摘していると。こういうふうなことがありますので、私はこの質問の通告をしたのは２月１９日だったんですけども、この時点ではアクションプランのほうをよく拝読していなかったものですから、この内容が大変、県を超えるようなというか、県以上の内容になっているということにちょっと逆に驚いたような状況ですけども、このようなアクションプランを策定したということの、非常に政策的な判断だと思うんですけども、これを子育て支援課の課長が考えて出したのか。あるいはもっと前に町長、副町長のほうからそういう指示があって出したのか。そのへんについて、地方創生戦略策定会議の責任者でございます副町長にお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

芦澤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおりこれにつきましては、第２子以降の保育料の無料化につきましては身延町総合戦略、昨年１２月に策定していただきました総合戦略の５つの基本目標のうち基本目標

４の結婚・出産・子育て環境の充実の中で、在園児の第２子以降の保育料の無料化を施策として掲げております。当初のアクションプランでは、例示としますと２人兄弟の例でいいますと２人とも在園している場合の第２子以降を最初は無料として、案としては考えておりました。ただそれはコンクリートのように固まっているわけではなく、今後施策については予算の関係もありますので動いていきますよということで説明をさせていただいたんですけども、先ほど子育て支援課長のほうからも答弁いたしましたとおり、１月１３日に県が年収６４０万円未満の世帯について第１子の年齢にかかわらず、ここが大きいんですが第１子の年齢にかかわらず３歳児未満の第２子以降の保育料を県、町で２分の１ずつ負担し合いましょうと。そうすることによって無料化する事業を立ち上げたいというようなことで発表がありました。

本町ではすでにこの保育料についてはずっと検討してまいりましたので、他市町村のような混乱する状態にはなかったわけです。それでこの県の施策を利用しようと、うまく活用して入れ込んで県の予算も２分の１、３歳未満児は入るわけですから若干、町の負担が３歳未満児については落ちるということもありまして、それではどういう事業にしようかということで組み替えについて当初予算の中で検討させていただきました。そうすることで県に合わせて年収の制限そのものは設定いたしましたけども、第１子の年齢制限をなくしましょうと。これも県に合わせました。そして県の３歳未満児のみならず、すべての園児に拡充していきましょうということで、これは当初予算の議論の中で決定をしたところであります。それを今回、上程させていただいております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

ということは、このアクションプランに書かれている内容はすでにその県の考え方を取り入れてつくってあるということのようですけども、これは第１子の年齢にかかわらず第７階層以下の世帯の第２子以降の保育料を無料化する。なお、第８階層以上の世帯については現行の保育料軽減措置を継続するということで、まさに県が発表した内容をここにすべて取り込んであるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

副町長は県にも太いパイプがあるようですので、そういうことも含めてこういうことが出てきたのかなというふうに考えますけども、今後アクションプランに従って地方創生の総合戦略が行われていくことになると思いますけども、いろんな面で本町の状況が改善されるようにということを最後にお願いして私の質問を終わります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

以上で芦澤健拓君の一般質問は終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は１０時１５分といたします。

休憩　　午前１０時００分

再開　　午前１０時１５分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

一般質問の前に子育て支援課長から発言の申し出がありましたので、これを許します。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

先ほど芦澤議員の一般質問の答弁で子どもの貧困に関する質問がございました。私の山形大学の調査結果の割合を全国で１８．３％と述べたという指摘がございました。訂正をいたします。全国で１３．８％に訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（野島俊博君）

次は通告の２番、松浦隆君の一般質問を行います。

松浦隆君の質問を許します。

登壇してください。

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

通告に従いまして一般質問を行います。

今回、中部横断道の開通と国道３００号の第１期改修工事の完成を来年に控えまして中部横断道と国道３００号を活用した富士五湖地域からの集客、そして中部横断道から富士五湖地域への観光客にいかに町の観光地、また各施設等に立ち寄ってもらえるか。そして身延のよさを実感していただけるか。これが観光立町を目指す今後の本町の将来を左右する可能性があると考え、その中にあります道の駅しもべについて伺いたいと思います。

また国が進める地方創生事業において、本町の将来の方向と存続をかけて身延町まち・ひと・しごと創生の人口ビジョン、また総合戦略が策定され先ごろ町民の方々に公表されました。この総合戦略の内容や今後の方向性、また手法について私の思いも伝えながら質問をさせていただきたいと思います。

まず第１番の道の駅しもべでの今後の集客への対策について伺います。

１番、道の駅しもべの集客内容等の状況について伺いますが昨年の道の駅、もしくは最近のでも結構です。集客状況、これを簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

それではただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

道の駅しもべの集客内容等の状況につきましては、過去５年間の決算書等によりお答えさせていただきます。

平成２２年につきましては5万3，５４７人。収入額にいたしまして7，６２１万6，５７４円。平成２３年度につきましては4万6，１９１人。収入額6，６９３万7，９５８円。平成２４年につきましては4万4，４２４人。収入額6，５０７万6，１４６円。平成２５年度につきましては4万3，５１４人。収入額にしまして6，０７７万2，６４２円。平成２６年は3万6，５８９人で収入額では5，２８０万8，６２１円となっております。

新町合併以来、平成２２年をピークとし年々集客数の減少とともに収入も減少している状況でございます。

なお、集客数につきましてはレジの通過者でありますのでその旨、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

これは今、数字を並べていただきましたが２２年が5万3千人と。ピークだという話でしたけども、それから毎年どんどん下がっていますね。２６年には3万6千人。これは当然、お客さまが少なくなれば経営収支、こちらのほうも当然下がってくるわけなんですが、これは年々来館者、レジで買い物していく方ですね、来館者は別としても買い物していく方が減少している、これは何が原因だと思われていますでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

来館者の減少につきましては施設の老朽化等もございますでしょうが、国道３００号の交通量自体も減少しているのではないかと予想しております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

そうですね、たしかに施設も老朽化しています。老朽化して使っていないところもございます。そういう部分。それから国道３００号、これはバス会社なんですが、あそこの今、工事している中ノ倉の上の九十九折のところがカーブをまわるときに頭がはみ出る。また内輪差でうしろの後輪がはみ出るということで危険が多い、通ってはいけないということではないんですが、できるだけ国道３００号を通らないようにという通達が出ています。ですから富士五湖の、例えば精進湖あたりまで来たお客さんがあえて精進湖線を通って甲府のほうへ行って、また身延のほうにまわってくる、国道５２号を通ってまわってくるというようなそういう事例もありますし、この間、国道３００号を降りてきたバスの運転手に聞きましたら、そういう通達が出ているんだけれども、今回、時間がなくて渋々、会社のほうに電話で了解をいただいてルート変更をさせてもらったというふうな話もございました。ですからバスの運転手、それから観光客にとっても時間的な部分も含めて、あの国道３００号が改修されて国道３００号をおりて来られればどれだけいいかということは皆さんが十分ご承知なんだろうと思います。

また僕が思うに農事組合法人　下部特産物加工組合、あそこが道の駅としてやっているわけなんですが、そこの役員の高齢化、これが高齢化していますので結構、新しいことに対する活

性化策、そういうことに対しての改善がなかなかうまくいかない。ある意味ではマンネリ化している。そういう部分も見受けられます。またそういう、今言った高齢化の部分があったりするものですから、地元の生産者、特に最近、地元の中でも６０を過ぎて定年退職して、それから自分で農業をやろうとそういう方も増えているんですが、実際には道の駅へ物を出してそこで道の駅を活性化させて地場産業として出して、どこまで出していいのか。また出すことによってどういうシステムで生産者にお金が入ってくるのかという、そういう部分が知らない方が非常に多い。ですから、ある意味では地元の生産者へのＰＲ不足と同時にまた地元も高齢化していて生産者が少なくなっているという、そういうことでの商品の供給の、道の駅側にすれば仕入れの不安定化、そういう部分があるんではないかと思いますが、そういうところは産業課としては把握しているんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えいたします。

私どももそういった面があるというようなことは承知はいたしております。道の駅しもべをただいま運営しております農事組合法人　下部特産物食品加工組合につきましては指定管理ということで直接町が経営にたずさわっているわけではございませんのでそのへんの件につきましては、またこの組合のほうと町のほうでよく協議を進める中で善処していければと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

そのへんも今、答弁にあったことも十分分かるんですが、この客の減少による売り上げ減での、今、道の駅しもべは経営悪化の負のサイクルに陥っているような私は気がするんですよね。ですからなんとかこの状況を打開しないと大きな問題になるような気がするんですが、そのことも含めて次の②に移りたいと思います。

先ほど来、産業課の大村副主幹のほうからも話が出ましたけども、あの施設、道の駅しもべは平成８年に設置されまして約２０年が経過しています。今の施設の状況について、先ほど老朽化しているということで話がありましたけれども、その内容についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えいたします。

ただいま議員さんもおっしゃられましたように、道の駅しもべにつきましては平成８年の設置でオープンが平成９年４月からになっております。開設以来２０年目を迎えようとしております。現在、施設の管理は身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらに基づきましてご承知のように平成１８年４月から農事組合法人　下部特産物食品加工組合が指定管理者となっております。施設は売店機能を有しメインとなる振興館、そば処、バーベキュー棟、移築古民家、カワニナ養殖施設、陶芸釜、芝生広場、駐車場、２４時間利用可能な

外トイレ等が整備されておりますが全体的に老朽化が進んでおります。特にホタルドームにつきましては平成２４年から展示物の老朽化と併せ､雨漏りにより現在閉鎖中となっております。またカワニナの養殖施設、陶芸釜は現在、使用されておりません。

なお、平成２４年度には振興館の屋根の塗り替え工事といたしまして約７００万円をかけて改修した経過もございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

２４年、今、ホタルドームの話が出ました。２４年に改修していると。塗り直しして、たしかそれは雨漏りが原因でお願いしたような経過だと思いますが、この間、聞いた話だとまだ、２４年に改修したんだけども今も雨漏りしているという話なんですがそのことはご存じですか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

改修いたしましたのは振興館のほうでございまして、そちらのほうがまだ雨漏りがしているというのはちょっと私、すみません、存じ上げておりませんでした。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

まだ雨漏りしているらしいです。そのへんもぜひ対応して、対応というか確認をしながら今後どうするかご検討いただきたいと思いますが、２４年からホタルドーム、閉めているという話でしたけども、これは昔はホタルドームでＬＥＤかなんかでホタルの成長を展示してやっていたような気がするんですが、その機械はもう全部壊れているというそういう理解でよろしいんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

壊れているといいますか、一部もうすでにかなり、パソコンのような画面で内容を展示する部分がございますが、そのモニター自体が設置当初のもののままでございまして今現在、使えない状況になっております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

分かりました。現在の国、町の状況を考えると、あれだけの施設、今、新たに造ろうなんていうことは今の時代ではとても無理なことだと思います。幸いにも道の駅しもべとして今現在あるわけですから、町の観光拠点だけではなくて本来の目的である地域活性化にも大いに活用するべきだと思いますが、その点についての町の考えはいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

町といたしましても、道の駅しもべの利用につきましては重要な課題であるというふうに認識しておりますので今後、検討を進めていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

それでは③の質問に移ります。

現在の経営内容ですね、施設の老朽化等ということで先ほど答弁がありましたけども、この中で経営内容、それから老朽化、この２つに絞って町はどのように今後考えているのか。まず経営面について、このへんについてお答えいただければと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

それでは経営面ということでございましたが、経営面につきましては先ほど申し上げましたように組合とよく協議して、そのへんを改善するように努力いたしたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

最近、南アルプスでも問題になりました。赤字経営では最悪、仕入れの支払い、また生産者への支払い、それから納入業者への商品への支払いもできなくなる。またそういうことが起こると当然、納品業者もまた生産者も物を入れなくなる。先ほど言いましたけども負のスパイラルになってしまうということで、また品揃えが少ない店舗というのはやはり魅力に乏しい道の駅になる。ますます客足が遠のき負の連鎖に陥るんではないかというふうに心配されます。

それでこの赤字の脱却について、産業課のほうでは今後組合のほうと話し合いをしながらなんとか良い方向に持っていきたいということでしたけども、この赤字の経営からの脱却について、対応を含めて町長のお考えをまずちょっとお伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告にはありませんけれども、私も一生懸命、下部の道の駅が今後も地域の皆さんの活性化のためになるように、このことは十分考えていきたいなとこういうふうに思っているところであります。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

今、町長もおっしゃったようにやはり町も、もともと町の施設でやっていたわけで指定管理で運営を任せていると。しかしながら運営を任せているといっても、ある意味では町の顔になる施設なわけですから、これからなんとかしなければいけないというのは当然、行政のほうも、また町長もお考えいただいていると思いますし、地元の私としても当然考えているんですが、私はこれからの時代、親方日の丸的な経営では立ち行かない、そう考えています。今までいろ

んな道の駅も含めて成功した他の内容を精査しますと、検証したりしますと魅力ある品揃えの経営、それから他に先駆けた内容での経営、それからお客の嗜好を巧みに取り入れた経営、また地域の特色を生かしたオンリーワンの経営など、指定管理制度ではありながら他のそういう道の駅なんかでも成功している例がたくさんございました。またそういうところはリピーターを呼び込む、無駄のない民間企業の手法で成功しています。その内容をもっと調べますと、この成功の裏には行政からの確たる方向性を踏まえた中で指導をされていますし、その方向性に賛同した地域の協力で成り立っているのが今の成功した道の駅の模範的な経営の内容です。

中部横断道の開通等により交通量が確実に増加すると予想される、今こそ行政の確たる方向性と強い指導力で道の駅しもべを立て直すことが必要ではないかと思うんですが、町長いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

松浦君、今、１の何番をやっているんですか。

○６番議員（松浦隆君）

だから施設等の状況についてですけども。

○議長（野島俊博君）

②ということですね。

○６番議員（松浦隆君）

そうです。

通告にないからお答えできませんか。産業課長ということにしていますけども。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ただいま議員さんがおっしゃっているとおり、国道３００号が開通になりますと一部ですけれども、ヘアピンの一番悪いところは、開通になるとこういうことになりますと必然、私も交通量は多くなるとこういうことでございますので、それらを踏まえて先ほども言いましたように皆さんで検討をしながら、私どもも入れていただいて、そして素晴らしい道の駅にしたいなと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

次に施設について伺います。先ほど経営面で話を伺いましたけども、施設について伺います。

雨漏りしているホタルの展示施設、ホタルドームですね、また中の機械的な施設も壊れているという話だったんですが、今のままでは本当にもったいないと私は思うんですが、これは町はどのように思っているんですか。もったいないと私は思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

大村産業課副主幹。

○産業課農林担当副主幹（大村隆君）

お答えします。

ご指摘のとおり、今、閉鎖した状況のままになっております。おっしゃるとおり大変もったいないような状況になっているというふうには理解をいたしております。今後の活用につきま

しては組合のほうとも協議したり、町内でも協議を進める中で活用方法を探っていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

道の駅しもべのすぐ上には丸畑があるわけですが、あそこは木喰上人の生誕の地です。木喰の生誕の地というのは、ある意味で日本でただ１カ所の場所なんですね。日本全国に誇れる、まさにオンリーワンの場所なんです。木喰上人のマニアの方、結構、道の駅を利用して道の駅からマイクロバスに乗り換えて、またワゴン車に乗り換えて丸畑にのぼっておられます。ある意味では木喰上人のマニアにとっては、あの丸畑というのは聖地というふうに考えられております。このことを前面に出さない手はないというふうに私は考えますし、このことを前面に出すことによって集客にも大きな力になるんではないかというふうに思いますが、この点について町長いかがお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

私も先日、微笑館の方へ行かせていただきました。本当に素晴らしい財産だと思っております。それでこの道の駅ですけども、先ほど来、町長、産業課のほうでもお答えさせていただきましたけれども、これから高速道路の整備、国道３００号の改修、そういうものが終わりますとおそらく国道３００号の通行というものが格段に増えてくるというように期待をしているところであります。今言ったように道の駅しもべの活性化に合わせ、微笑館とのコラボで売り出すということは本当に大切なことだと思いますので、また総合戦略も今、実施中でございますのでその中で観光の一環としてしっかりと対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

今、話が出ましたけども、現在、中山間整備事業の一環で道の駅しもべの横から田ノ上集落を通って丸畑の微笑館までの道路整備が行われております。幅員が５メートルということで平均斜度２０度と乗用車のすれ違い、またマイクロバスの運行も可能だというふうに聞いております。丸畑には微笑館や生誕の生家もあるわけですが、一般の家庭で微笑仏を鑑賞することも可能になっています。それを目当てにマニアの方は訪れるわけですが、今までより容易に丸畑にその道が開通することによって、マニアの方の客数が増えるんだろうと、そういうふうに思われます。

しかしマニアの方はいいんですよ。今すぐ下の入り口のところにある道の駅しもべ、これは観光施設ですよね。観光施設に全国で先ほども申し上げましたけれども、全国でオンリーワンの場所にもかかわらず、その一般の観光客に木喰上人の生誕の地であることや微笑仏、それから微笑館等、そういうものを今、副町長が微笑館に行って素晴らしいものだということをおっしゃっていましたけども、それを知らしめる看板一つないんですよね。これも非常にもったいないと思うんですがいかがですか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

そうですね、看板等については私も若干足りないんではないかという感じはします。微笑館に行くのにはまず縦貫道路の方面からも行けますし、旧古関地区、また今、改良中の場所ですね。そういう道の整備に合わせて看板等の充実も必要ではないかと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

僕が地元ですからいろいろ見たんですが、古関側から屋敷に抜ける、あの道ですね。昔からの道。あの道の入り口のところに小さい、木喰の微笑館入口って書いてあるだけなんですよ。あれだけだと、微笑館入口だけでは一般の方、分かりません。やっぱり丸畑の木喰の里のすぐ下にある道の駅、あれだけのスペースがあるわけですから、あれを利用しない手は私はないと思うんですよね。あれを利用して、変な話ですけども身延だけのオンリーワンの施設ですから木喰上人の生誕の地というものをアピールしながら集客につなげる。そういうことをぜひ進めていただきたいと思います。またそれをすることによって、ある意味で木喰の里の道の駅ということを売り出すことによって、これはひとつ、今日借りてきたんですがこれは「もくじぃ」というキャラクターなんですが、これは今、宣伝していますよね。１千体を作ってうんぬんということで先ほど伺ったんですが、そういう「もくじぃ」もあります。こういうものも、グッズも含めて、また新しい木喰の里の新しい商品の開発、それから販売することによって新たな集客にもつなげられると思うんですよね。ある意味では国道３００号の第１期改修工事、また中部横断道の開通によって交通量が格段と増えると私も思います。そういう今だからこそ地域の活性化に向けても、また町の玄関としても、ある意味で将来への夢に向かった決断を私はするべきだと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

先ほども言いましたとおり、今、総合戦略の中でまちづくりを進めております。私も微笑館、また生家のほうへも行かせていただいております。その中で微笑仏ですね、５体所蔵されております。また他の家にも何体かそれぞれ所蔵されているようです。例えば道の駅のところへ看板を設置するなどをして、丸畑の地域を地図で示すとか、そういう形での案内も必要ではないかということは考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

先ほど来、話がありましたけども、ホタルドームが今、使われておりません。前に２４年に屋根を直しているわけです。どういう直し方をしたかちょっと分かりませんけども、若干雨漏りが、前みたいにひどくはないけども雨漏りがしていると。そういう話の中で、そこを例えば以前、これは町長はご存じだと思いますし、また旧下部の職員の方々はご存じかと思いますが

以前、丸畑の木喰の関連のご家族の方と教育委員会の中でちょっと揉め事がありまして、木喰の微笑館はあそこでいいと。それを下におろすということはできないというふうな、いろいろな話があったようです。そういうトラブルがあったみたいなんですが、それから結構な、２０年以上経っていますし、そのへんはどうするかは別問題として、僕はせっかくあるホタルドーム、あれだけ空いているわけですから、あそこを例えば当然、看板を設置して木喰の里の道の駅だということも大事だろうと思いますし、それと同時に道の駅に来られた方々にそのホタルドームを使って、あそこを改修してあそこにパネルでもいい、もしくはレプリカでもいいと思うんですよ。木喰さんはどういう人なのか。また微笑仏ってどういうものか。その町のこれはオンリーワンのものだよということをそこでアピールする。ＰＲしながら、なおかつそれに関連したグッズ、そういうものを売ったり、それから新しい商品、例えば今、下部味噌ってやっていますけれども、あれ木喰味噌でもいいと思うんですよね。例えばちょっと中身を変えて。そういうふうなことをやることによって集客につながってそれが、経営が、まず第一番は経営なんですが、あの道の駅しもべの経営をしっかりやることによって、それによってしっかりした商品を開発して、しっかりした販売の場所を確保して、しっかりお客さんを入れ込んでそのことで口コミで外に広がっていけば、やはりそれだけの集客に、交通量が増えればなっていくわけです。そういうものをやっぱり少しずつやっていかなければいけないんだろうなと思います。ぜひその点を進めていただきたいと思います。

またホタルドームに隣接するスペースがあるんですが、そこも今、全然、何も使っていないんですよね。そういうところを私は道の駅しもべだけをなんとかしたいということではないんですよ。やはり町のいろんな施設、また町の観光地、観光の町を売っているわけですから、身延山にしても下部温泉にしてもですね。そういうところを富士五湖から来たお客さま、例えば中部横断道で帰られるかもしれない。しかしながらそこで足を止めていただいて、ちょうど立地的にもあの国道３００号のカーブを降りてきて、ほっとするところなんです。やはりそうすると交通量が増えれば寄ってくれるお客さまもいる。またバスで来られた方も寄るかもしれません。そういうところで町をＰＲするような、身延山、下部温泉、和紙の里、ゆばの里、それからクラフトパーク、ああいうところをＰＲすることによって、ではちょっと寄ってみようかというそういうお客さまも、潜在的なお客さんもいるはずなんですよね。そういう町をＰＲする、町の玄関としてＰＲしていくようなものも、せっかくのスペースですから、あれももったいないと思いますので、そういうところにも設置してやったらいかがかと思いますがどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

議員さんのおっしゃるとおりだと思います。総合戦略の中でも中ノ倉トンネルの、こちらから行くと出口ですね、観光案内所は現在もあるんですが、本来でしたら今年度で閉鎖の予定でございました。そこを新たにまた開設をしまして、特にインバウンドも見据えまして外国語の堪能な方をそこへ張り付けたいと思っております。それで本栖へ来た方が身延町のほうへおりていただくとなると、あそこの下部の道の駅がとりあえず一つの窓口みたいな形になります。そこの今言っている空いている施設を活用するということは本当に大事だと思いますし、ぜひ施設を、じっくり調査をする上でどういう使用方法が一番ベストか考えながら検討させていた

だきたいと思います。

それと１点、先ほどホタルドームの屋根の修理と言われたのですが、平成２４年に修理したのは振興館の屋根でございます。ホタルドームのほうは、おそらくまだ雨漏りがそのまま続いているような状態ではないかと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

なんか僕の４番の質問もお答えいただいたような気がするんですが、４番は割愛させていただきます。今、お答えを伺いましたので。

基本的に、やはり振興館のほうの屋根だけ、ホタルドームの屋根はやっていないというのであれば、それもある意味でちゃんとして新たなスタートをしていただきたいなと思うんですよ。それは先ほども申し上げましたように経営の内容から始まって、すべての部分において新たな、２０年経ったことを１つの区切りにして新たな経営の内容、新たな方針の中で町からの確たる、先ほど言いましたが総合戦略の中にも入っている、そういうことも含めて確たる町からの指導をしていただきながら、それを受けて道の駅の農事組合法人ですか、そちらのほうもしっかりと新たな気持ちの中でやっていただかないとせっかくの施設がもったいないですし、町の玄関ですから、そのことを考えていただいてやっていただければと思いますし、そのためにも町のほうの力強い指導力のほうを発揮していただきたいと思います。何しろ中部横断道、それから国道３００号、この改修が終わることによって、おそらく身延町の中で国道５２号は交通量が減ると思います。国道３００号だけが、手前味噌でなんかあれなんですが国道３００号だけが交通量が増えるような気がするんですよね。ですから、そういう部分をぜひ注視してやっていただければと思います。

それでは次の２番の質問に移ります。

身延町の将来についての町長の考えということでお伺いしたいと思います。

昨日の所信表明の中でも町長の言葉で総合戦略については、手前味噌であるけれども立派なものができたというふうな話をされておりました。総合戦略が策定されたことについての町としての自己評価についてお伺いします。

昨年の３月定例会において、私の地方創生事業に対する町の取り組みとの一般質問の中で町民の声を反映し、日本一の総合戦略の策定を進めるという町長からの答弁をいただきました。あれからちょうど１年が経過して作成された人口ビジョンと総合戦略なんですが、町としての自己評価、町長は昨日はそういうふうに言われましたけども政策室長にお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

国は平成２６年１２月２７日にまち・ひと・しごと創生長期ビジョンおよび５カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略をそれぞれ閣議決定しまして、各市町村におきましては地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するという内容でございました。

本町では各分野に精通されている総合戦略策定委員２０名を委嘱させていただき、町民アン

ケート等を実施するとともに役場若手職員によるプロジェクトチームの提案、策定委員や議会議員の皆さま方からのご意見・ご要望等を検討する中で、人口ビジョンの策定では２０６０年の本町の目標人口を７，６００人として５つの基本目標の身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略を決定していただきました。

本町の総合戦略についてでありますが、戦略の委員をはじめ議員の皆さま方からのご意見・ご要望やご協力をいただきアクションプランまで策定ができました。特に総合戦略につきましては、具体的な事例を掲載するということまでできましたことは皆さま方のご意見をいただいたことからであります。総合戦略の策定に携わっていただいた戦略の委員、議会議員、プロジェクトチームおよびアンケートに回答をいただいた町民の皆さま方のご協力により町長も行政報告の中で申し上げましたとおり、大変素晴らしい総合戦略を策定することができたというふうに思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

私も委員ですから、策定委員の一人でしたから経過は承知しています。ただ、私が策定委員に参加させていただいて大変、感じたことはあまりにも時間がなかった。その間、当然、政策室のほうでは町民の方々、また私たちに対してもアンケート、それからアンケート調査をいただいて、それについての考えを示してくれというふうな、そういうやりとりはありました。しかし実際に開いたのは４回の委員会で作成されたという経緯がございまして、私としてはなんかちょっと消化不良的なそんな感じもしましたけれど、その結果を私としては本当に心配したところでもございました。

私個人としてはまだまだ十分ではないなと思いましたが、時間の締め切りといいますか、３月までに出さなければいけない。本当は昨年１０月までに出せればプラスアルファがあったのでもっとよかったんでしょうけども、それにはあまりにも時間が足りない。３月までに出さなければいけないということで、本当に提出期限が決まっていたということで、これだけのぎゅうぎゅう詰めの中でやらなければいけなかったという理由は分かるんです。だから逆に言うと策定されて出したわけですから、これをどのように今後進めていくか。こちらのほうにシフトを変えていかなければいけないんだろうなというふうに思います。

総合戦略はＰＤＣＡ、プラン・計画、ドゥ・実施、チェック・評価、それからアクション・改善の４つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとして継続的な改善を推進するマネジメント手法ということでお伺いしました。関連した内容であれば途中で方向を変更しながら進めることが可能だというふうに私は理解したんですが、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略というふうにここにありますが、これに掲載してある内容につきまして、細かい話はアクション、プランという形で身延町独自でつくってあります。国へ提出している資料としてはこの総合戦略の資料がいっています。この内容につきまし

ての方向性が同じであれば可能でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

私もそういうふうに捉えたんですが、そうするとある意味ではその時々の町の状況を勘案した中で軌道修正を図って実施することも可能なわけですよね。ですから基本的には人口減少を抑えて５つの基本目標を達成していく。その中において、アクションプランの中の内容が同じことであれば、それを少しずつでもやってみたけれども、実施してみたけれども検証の中でこれは違うんだろうという形の中で、また別のほうのやり方も可能なわけですね。そういうことをぜひ進める中で、１つの手法として、町のほうの手法としてやっていただければと思いますが、それを今後やっていくというふうな、そういう形の中でやっていくというような考えでいらっしゃるわけですよね、町は。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

先ほどの芦澤議員の質問の中にもありましたとおり、プロジェクトチームから提案をされております。また議員の皆さまとか一般町民の方からも提案をされております。ほんの一部アクションプランに盛り込んだということでございますので、順次、４年間というこの総合戦略の期間ではありますけども、これをきっかけとしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

ぜひその目標を達成していただきたく、人口減少を抑えて基本目標を達成していただくようにお願いして次の質問に移ります。

②ですが概略としてまち・ひと・しごとですね、この総合戦略が出されましたけれども、これが総合戦略が策定されて概要版で各戸に配布されました。この５つの基本目標の内容を多岐にわたって紹介されていますけども、今後の町の進むべき方向、これはどこを指しているのか、ちょっと分からないという方が結構いらっしゃったんですよ。その点について、やはりこういう場でお答えいただいて、町民に対してお示しするべきではないかと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今おっしゃられましたとおり身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては５つの基本目標を掲げております。そして先に町民の皆さまにはこの概要版をお配りさせていただいたということでございます。

基本目標の１は地域に根差した雇用の創出。基本目標の２は町を元気にできる人材の育成。基本目標３は人の流れをつくり移住・定住の促進。基本目標の４は結婚・出産・子育て環境の

充実。基本目標の５は特色ある持続可能な地域社会の形成となっております。

総合戦略の目的は少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するということになっております。

町の進むべき方向は戦略の目的であります人口の減少に歯止めをかけることを目指すことだと思っております。しかし昭和２２年から現在まで長い間、身延町としては人口の減少が起きております。人口の減少に歯止めをかけることは大変厳しいと判断しておりますが、今後少しでも抑制ができるよう身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略で策定した５つの基本目標の実現に向けて効果的な施策を実施していきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

今、人口減少に基本的に総合戦略、最終的には人口減少に歯止めをかける。それで町を元気にしていきたい、そういうことだと思うんですが、その答弁を受けまして、質問の③に移りたいと思いますが、この人口減少に対して町の進むべき方向ということで出ましたけども、その方向への具体的な手法、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（野島俊博君）

佐野政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今、お答えしましたとおり総合戦略は５つの基本目標からなっております。それぞれの事業を計画的に実施していくことが目指すべき人口減少の抑制策でございますが、手法としましては基本目標の中で最重要視していく項目としましては結婚・出産・子育て環境の充実を図っていくことだと考えております。町内の子育て世帯が安心して暮らせるよう支援を実施するという考えで未就学児、小中学生、保護者負担の軽減策を実施してまいる予定でございます。

次には地域に根差した雇用の創出では地場産業を活用しての事業の推進としまして身延町特産曙大豆でまちおこしの計画を掲げ、地方創生加速化交付金を申請いたしました。これを実施していくには曙大豆保存会、生産者、ＪＡ、商工会、町の５者による曙大豆振興協議会を設立し種子の確保、生産技術の向上、品質の向上に取り組み曙大豆のブランド化を確立しまして六次産業化を進めるという計画でございます。

さらには人の流れをつくり移住・定住の促進という項目では町内に居住している主に一人暮らしの高齢者を対象の身延町版ＣＣＲＣの実施について、町と身延山大学や町内の医療介護施設などと協議会を立ち上げ、空き校舎等を活用することも含め内容について検討してまいる予定でございます。

これら以外にも将来を見据えた町を元気にできる人材の育成では人材を育成する勉強会、ＷＡＫＡＭＯＮＯ（わかもの）大学の開催やまちづくりを担ってもらう地域おこし協力隊の雇用など、具体的な事業計画を計画しております。

また総合戦略を進めていくに当たりましては地域にある観光、温泉、和紙、農産物、人材などさまざまな町内特有の資源を地域の皆さまと共に活用し、活性化に結び付けていくことが大変重要だと思っています。

なお、これらを実践していくには財政状況の厳しい本町におきましては国や県からの交付金や補助金の活用が大変重要と考えております。総合戦略の交付金以外にも他の省庁や県の補助金等を積極的に活用して総合戦略に掲げた事業を実施してまいる予定でおります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

今、るる説明がありました。曙大豆なんかで町の特産品をつくって、またそれを生産することによって生産者の増加、それからそれに伴って若者の増加ということも非常に有効なことだろうと思いますが、しかしながらやはり時間がかかっていく、その中でどういうふうに進めるかというのが今後の課題だと思います。

実は先月、町長も一緒に行っていただいたんですが飯富病院議会で広島県尾道市の公立みつぎ総合病院に研修視察を行いました。町からは町長と福祉保健課長に同行していただきましたけれども、その御調町、人口７，１５２人で高齢化率３５．４％の町でございました。地域包括医療とケアシステムの構築、そして寝たきりゼロを目指した住民のための病院づくりということを理念として経営して、周辺の診療の圏域人口を６万人としてその対象にして行われておりました。

驚いたのがこの病院の就業者数が人口７，１５０人において６５０人の就業が、従業員数ですね、あったんですね。これを、６５０人を今の山梨県の企業に置き換えるとおそらくトップクラスの企業になろうかと思うんです。うちの町には地域包括医療を目指す飯富病院のこの議員の立場からも、また高齢化率の高い身延町の議員の立場としても私としては学ぶものが数多くあった気がいたしております。

先ほど来、話がありましたけども、町民の方々に出しました地方創生の人口ビジョン総合戦略の概要版の基本目標の３にＣＣＲＣ、先ほど政策室長からも話がありましたけども高齢者が自立して生活できるうちに入居して社会活動に参加し、介護が必要になった場合も医療を受けながら暮らし続けるこの仕組みとしてＣＣＲＣがございます。それはある意味では身延町版ということでやろうとしていますけれども、基本目標の１に地域に根差した雇用の創出ともあります。この公立みつぎ総合病院をすべて真似しろなんて私は言いませんけども、またそれは条件が違い過ぎて無理があろうかと思います。しかし一部を取り入れるだけでも、先ほど曙大豆を特産物にしていろいろやるということでしたけれども、それに匹敵するような雇用の創出に私はつながるんではないかと。今の時代、外部からの企業誘致、これは非常に難しいです。飯富病院を有する本町として、また促進計画、この間、出されましたけれども、促進計画にも明記されていますね。空き校舎等を活用した新たな戦略をということも出ています。飯富病院を有する町として今回の総合戦略にこういうものをうまく組み合わせて、先ほどのＰＤＣＡも含めて駆使すれば、なんとかうちの町の総合戦略にマッチするんではないかというふうに考えるんですが、基本的には最後はこの総合戦略、人口減少については町のやる気と、それに賛同して一緒にやる人間のやる気だと思うんですよ。当然、最後はやる気でみんなでやらなければいけないんですけども、町長もこの検証をされておりますし、内容を十分理解していると思いますが、町長こういうことも含めて、推進に向けて町の挑戦、考える余地はないでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月副町長。

○副町長（望月幹也君）

身延町版ＣＣＲＣの内容については、先ほど政策室長が答弁したとおりですけども、協議会には町と身延山大学、町内の医療、介護施設、その中にもちろん飯富病院とかいろんな施設も入っております。先ほど議員さんが総合戦略の基本方針の１番の地域に根差した雇用の創出にもつながるんではないかと、まさしくそのとおりだと思います。例えば身延山大学には福祉学科がございます。そこで学ばれた方がそのＣＣＲＣで働いていただく。そうすると身延町に残っていただける、そういうことも含めて、あと町民で介護とかそういう資格を持っている方が町内へ勤めていただける、そういうものも含めた中でのＣＣＲＣの計画でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

まさに今、副町長がおっしゃったことが私が一昨年の１２月に私なりの考えを出させていただいたそのものなんです。それにうまくこれを、ＣＣＲＣにＰＤＣＡをうまく組み合わせるとこれはいけるはずなんですよ。ただそこでどれだけの、御調町みたいに６５０人が雇用できるかというとそれは難しいですし、それだけの施設も造らなければいけない。しかしその方向に向かうこと自体は当然、雇用の場所の創出、それからそれに合わせて人口の減少も抑えられる、そのことをやはり挑戦していただく。そういう挑戦の気持ちがないと前には進めないような気がするんです。身延町の行政改革大綱の基本理念に知恵と工夫による地域の発展、これが基本理念で出ています。まさにこの基本理念がそのまま、この総合戦略の今、話をした内容にも組み込めば、挑戦の中で少なくとも検討だけは進めていただいて、できるだけ、先ほど話がありましたけども、この総合戦略で４年といいました。どの計画を見ても２年間、検討会を開いてで進める。そのあとの２年間で、なんか実施の方向に向けてという形なんですが、２年２年で紋切型にそういうふうにやるんではなくて、やはり例えば良いことはできるだけ早く、１年なら１年、半年でもいいと思うんですよ。やりながら次の検討を重ねていく。複合型のそういうやり方でもいいと思うんです。良いことはやはり早くやって、よその行政よりも早く手を挙げてやっていかないと、やはり同じことをやる行政も出てくる可能性がありますのでそういう中でぜひお願いしたいと思います。

時間がありません。町の将来に対しての３番、最後の質問、町の将来に対しての町長の考えということで伺いたいと思います。

総合戦略のアクションプランでＣＣＲＣの事業目標、先ほども話をしましたけども２８年、２９年、それを目標値を１事業所として平成３０年より実施するというふうにされています。できるだけ早い時期に今、申し上げましたように検討会を設置してＰＤＣＡを活用して町の将来のために議論を進めていただきたいと思いますが、やはり成功と人口減少の抑制のためには町の将来に対しての町長の明確な考えがないと、これは進まないだろうと思います。その点においても町長の明確なご答弁をいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

お答えをいたします。

ご存じのとおり新東名高速道路と中央自動車道を結ぶ待望の中部横断自動車道が平成２９年度中には開通する予定で現在、工事を進めていただいております。行政報告でも申し上げましたが平成２８年２月２６日に国土交通省関東地方整備局長より中部横断自動車道の新身延ジャンクションから増穂インターまでのインターチェンジ等の名称の決定の連絡をいただいたところであります。本町に関わるインターチェンジは町の原案のとおり和田地内は身延山インターチェンジ、波高島地内は下部温泉早川インターチェンジ、下田原地内は中富インターチェンジとなりました。インターチェンジ等の名称が決定をされたことにより、平成２９年度中の開通に弾みがついたと私は思います。

また国道３００号も大型観光バスが安全に通過できるようヘアピンカーブ等の解消を図るための改良工事を県により進めていただいております。これらの町内を縦横に走る主要幹線が完成いたしますと、本町にとりましては自然災害等での交通の寸断の心配が減少することや格段に利便性の向上が図られ、通勤圏の拡大により静岡市や甲府市など町外の企業等に勤務することが可能になると思います。

さらに新東名高速道路はすでに御殿場ジャンクションから豊田東ジャンクションまでの総延長２００キロが開通しております。中部横断自動車道が開通いたしますと本州、四国、九州までの広域な高速交通のネットワーク化により目的地までの所要時間の大幅な短縮が図られることになります。町民の利便性の向上はもとより身延山久遠寺や下部温泉郷および本町を経由しての世界遺産の富士山、千円札の富士山撮影場所の本栖湖などへ日本人観光客および外国人観光客の誘致が可能になると思います。

このようなことから昨年中に策定した身延町まち・ひと・しごとの創生総合戦略に基づき、この目的であります本町の人口減少の抑制に向けて町民の皆さんと一緒に各種施策を遂行することにより人口減少を抑制し「住んでよし・訪ねてもよし・おらが身延（まち）」を目指し、なお一層、素晴らしいまちづくりに取り組んでまいりますのでよろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

ご丁寧にありがとうございます。何しろ人口減少に歯止めをかけて、町が笑顔にならなければいけないと思います。今のままでは町がなくなって本当にみんなが憔悴する。それをやはり抑制するには笑顔のまちづくりを進め、それが成功することが大変大事なことだと思います。ぜひ町長にはその点、副町長と力を合わせていただきながら進めていただくことを強く要望しまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

以上で松浦隆君の一般質問を終わります。

次は通告の３番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

私は３点についてお尋ねをしたいと思います。

まず１点目、学校統廃合問題についてということで、補助席の使用についてということで１点目なんですけれども、この通告を出したときに議運の席でも同じことを何回も言っているというようなことを言われたんですけど、通学に対する不安、これはいまだに消えていないんですね。２月２４日に１２月議会で保護者からの請願が採択をされましたけども、それについて教育委員会ではどういうふうに対応するのかというお話を伺ったときにも、私はその回答について納得することができなかったし、保護者の皆さんもやっぱりまだいまだに、４月から新しい中学校が始まるというのにいまだに不安というものが消えていない。やっぱり議員として、こういう皆さんの声をここで教育委員会にきちっとお尋ねをして、少しでも不安を解消するのが私は議員の役割ではないかなというふうに思って、何回もこの質問はさせていただいていますけれども、２月２４日の日に保護者の補助席は使わないようにということで、その請願が採択されて教育委員会はできるだけ使わないようにするけれども、確実に使わないとは言っていないんですね。やっぱり場合によったら１席や２席使うことも考えなければいけないというふうに答弁があったんですけど、１席や２席って１人や２人、子ども一人ひとりなんですよね。そこのところが、きちっと確実に使わないで、きちっと固定の席で安全に通学できるようにするのが教育委員会の仕事だと思うし、それを保護者の方たちは望んでいるんです。そういう思いでもう１回質問したいと思うんですけど、このなるべく使わないようにしたいけれども１席２席は使うことになるかもしれないという答弁に変わりはないでしょうか。まずそこから確認をさせていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

議員さんもおっしゃられたとおりスクールバスの運行につきましては、これまでに何度もご質問を受け、お答えしているところであります。スクールバスの補助席の使用に関する答弁は直近では先月、２月１２日開催の議員全員協議会において昨年１２月の第４回定例会で採択された請願書のその後の対応についてということでご説明を申し上げたところです。そのときの答弁のとおり補助席はできる限り使用しないように調整をし、運行予定表を作成しますとお答えしました。そのできる限り使用しないように調整をとは現在、生徒全員が定時便に乗った場合、原線と下部線が固定座席数をオーバーします。原線は２人オーバーするので保護者、生徒の了解を得る中で西嶋線の２席、空いている固定席に飯富橋から２人が乗っていただくことで調整をいたしました。また下部線につきましては、定時便を運行する場合には２台のバス。古関発と下部温泉駅から運行する、そういうことで全員が乗る場合には５系統６便で運行します。これで予定されているとおりの通学であれば補助席を使わないで登下校ができます。突発的な、イレギュラーで生徒が１便へ乗る予定が２便になったとき。２便に固定席が満席の場合には、その生徒をそこへ置いていくわけにはいきません。当然乗せて中学校まで送る等を考えなければなりませんので、そういう場合には補助席使用ということも出てくると。そういう意味でのできる限りの調整をしますというお答えです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

なるべく保護者の意向に沿うような努力をされているというのは分かりました。だけれども子どもって突発的なことって起こるんですよね。お腹が痛くなったり、それは前にも言ったけれども子育てしていれば何が起こるのか分からないのが子どもではないですかね。予定どおりにはいかないですよ。そういうときに補助席を使うのはしょうがないって、それって本当に責任を持った対応なのかなというふうに私は思うんですけど、ずっと補助席は安全だからとおっしゃっていますけども、その安全性の根拠が私よく分からないんですね。現に保護者は危険というか安全ではないから補助席を使わないでほしいと、そういう願いがあるわけですよね。どこにその安全性の根拠があって、ずっとそういうふうに教育委員会は安全だって言い続けていらっしゃるから、その根拠を教えていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

これについても何度もお答えしていると思います。安全だということで、どれに比べて安全だと判断をしているのではなく、法令に基づく定員というものが定められております。それに乗る上での乗車の生徒、児童の安全は確保されている。そういうことで安全という言葉を使っております。

今回、その安全うんぬんの議論ではなく教育委員会としましては保護者の要望、意見、この保護者の要望、意見も生徒また保護者の不安を払拭する、これは当然のことで言わずもがなのことなんですが保護者の要望・意見でも相反する要望・意見があります。当然、保護者によってはこれは学校の意見もあるんですが、早朝の部活をやるかやらないか、これの議論もありました。早朝の部活、３０分やるためにスクールバス１台、用意をします。これは学校の方針でもありますし、保護者の大多数の要望があっての運行の計画です。これら保護者の要望・意見もそれぞれありまして、それを調整して一番いい生徒の安心・安全、それから保護者の不安をできるだけ払拭しようと。そういうことで教育委員会は調整をしているところです。それで今このような運行計画を今日も実際に乗車訓練で新入生を含めて生徒が通学をしております。そのような形で４月１月以降は運行をしていきたいというふうに考えています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

私は安全だという根拠を示してくださいと言っているんです。安全だろうではなくて、本当に子どもたちの安全に責任を負う教育委員会は、きちっと根拠を示して、こうこうこうだから安全なんです、それに加えて保護者の皆さんの意見、そういうものをやっぱり大切にするということで出てこないとおかしいと思うんですね。安全だと一応言っておいて、それはあるから、保護者の皆さん、安全とか危険とかという問題ではなくて保護者の皆さんの意見を尊重して今回そういうふうに対応したというのはちょっとおかしいと思うんですね。きちっとした責任ある教育委員会の対応として、きちっとした根拠をきちっと示した中で対応していかないと保護者の皆さん、不安を抱えていなくていけないではないですかね。安全だろうでは納得がいかな

いですよ。その根拠をきちっと示してください。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

前回の議会で松浦議員さんから２点式のシートベルト、固定席の３点式のシートベルト、これの安全性についてというご質問がありました。そのときお答えしたとおりです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

そこで本当に安全だという根拠が出てきたんですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

安全性の根拠を教育委員会は調査なり検討なり、数値的なものも含めてそのようなことは行っておりません。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

そうしたら安全なんていう根拠はどこにもないということではないですか。道交法で認められているとか言っていましたけど、それはやっぱり車が走ることを認めるという道交法ですよね。そこに安全性とか、ましてスクールバス、子どもの安全を第一に考えなければいけないスクールバスの安全性なんていうのはどこにもないではないですか。それをきちっと担保して根拠を出して、こうこうこうだから安全で、だからこの計画を進めますというものがない限り保護者は納得しないし不安を抱えているんですよ。だからいまだに通学への不安が消えないというのが現状ではないですか。確実に、できるだけ使わないということではなくて、１人でも２人でも補助席を使うようなことがないようにきちっと対応していただきたい。これは保護者の願いでもありますし、これは町民みんなの願いだと思いますよ。通常的に。最初は通年で利用するということが、保護者の思いを汲んだ上で１人か２人、そういうことになるというようなお答えに変わりましたけども、そうはいっても保護者の不安な思いは消えないわけですから確実に使わないということ、教育長いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今、議員さんは確実に１人なり２人なりのそういう事態においても使わないということを確約できるかという話でございますけども、先ほど来より課長が申しておりますように基本的にはオーバーしないような形を取ります。しかし、どのようなことがあるか分からない。先ほど議員さんもおっしゃったようなことも当然あると思います。そういうときに時間は迫っている。またいろんな連絡方法等を考えれば学校へ間に合わない。そういうようなこともあるやに思われるということを課長は言っているわけです。そういうことのお話でございますので、それを絶対ないような形でできるかということは私としても言えません。ただ、先ほど言いましたよ

うにいろいろ考えて対策を取っていくということを考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

学校教育課長と同じ答弁ということで、それがこの町の教育長の答弁ということですね。本当に子どもたちの安全をきちっと考えている教育長の答弁だということで、私は本当に保護者がこの話を聞いたらがっかりするんではないかなというふうに思います。うちの子が乗らなくても、よその子でも誰でも乗るその子が危ない目にあう、それは保護者として「いいよ」なんていうことは言えないんですよ。

それでさっき何があるか分からないって、それだってちゃんと想定して対処しておくのが仕事なんではないですか。何があってもきちっと対応してできる。時間がないから乗せるなんて、そもそもそこがおかしいではないですか。どんなことがあってもきちっと責任持って固定席で送り迎えする体制を整えるのが教育委員会の仕事だと思うんですけど、これ以上言っても仕方がないですね。変えるつもりはないということで。

それと１カ月間、添乗員を乗車させるというような話があったと思うんですけども、この件についてはどういうふうな対応でしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

１カ月間、添乗員というか見守り、状況の確認等をさせるためにシルバー人材にその業務を委託しようと考えています。その手配を今しておりますが５便、１０便、全部に乗せるという考えではなく定時便の、５系統に１カ月で数回ずつ乗るような形で２人の添乗員を予定して、その２人が随時その５便に乗るということで登下校便含めて考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

あと荷物の棚を設置するというふうにおっしゃったんですけども、この件についてはいかがですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

荷物棚は運転席側の座席の上ですね、乗車したら右側の列の上に荷物棚が設置されております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

３台、庭に駐車してあって荷物棚を見たんですけど、すごく狭いですよね。あれにきちんと入るように、なんか設置するって言ったから、あれはもともとあるものではないんですか。設置するということは、新たにもっと子どもたちの荷物が多いということを想定して、私はほかにちゃんときちっと設置するのかなという思いをしていたんですけども、そうではなくてもと

もとあるあの小さいので対応しなさいということなんですね。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それについても前からお答えしているとおり、車の仕様として荷物棚を設置しますと。仕様の中で謳ってある部分です。それから当然、乗せきれない荷物につきましては膝の上、足元、それから今回は補助席も使わないようになりますので、そういう空いたスペースに置いていただくような形になりますという説明をしたとおりであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

私は中学生は荷物が多いということを想定して、特別にちゃんと荷物棚を設置するのかと。親たちもそういうふうに思っていますよ。まさか今まである、あの小さいものにみんな乗せるなんてことは思っていないと思うんですけども、わざわざ設置するというふうに言っていたので、そこのところはあるものを使うと。わざわざ設置するわけではないということで理解しました。

それから２月１２日のときの答弁で、そもそも私は５台ということが、スクールバスを買うときに５台というところがおかしかったんではないかという話をしました。そうしたら子どもたちは１００人で１４０人分の容量があるから５台で十分だというような答弁をされて、だけどそのときにもやっぱり補助席を使うということを想定して１４０人という。もともとから通常的に補助席を使うということで考えていたから、補助席を使わなければ２２人の５台で１１０ですよね。そうするとぎりぎり。だけど１４０人ということは、そもそも補助席を使うということで想定をしていたと。容量は十分だとおっしゃったけども子どもたち一人ひとり、容量ではないんですよね。私この前も言ったんですけども。この子がどこから乗って、それにはどこから来てどこから乗って、そういうところまできちっと把握をして何台なんだということを決定するのが教育委員会の仕事だと。容量で決めるんではないと思うんですよ。そんな考え方で小学校も決めてもらうと困るなというふうに思って、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど、小学校の、今回の予算にも出ていますけれども、スクールバスに補助席を使うということを想定しているんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今４台の購入を計画し予算に計上させていただいております。これにつきましては、中学校のスクールバスの購入時の検討と同じように容量ではなくて定員です。定員を確認しながら運行経路、これから小学校の統合準備委員会の中で何系統、どういうふうな輸送を、通学の支援をするかご協議いただきますが、その状況によっては当然バスが不足うんぬんということも出てくるかもしれません。ただ、予算計上の上では定員ということを考えまして補助席も使った人数で、今の小学校区からの通学を検討した台数であります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

それは補助席を使った場合にということで、定員だって補助席を使って考えているわけでしょう。ということは同じということですね。小学校の子どもたちも補助席を使って送り迎えをするということを教育委員会は考えていると。それでいいですね、教育長。

○議長（野島俊博君）

鈴木教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

小学校につきましては、これから準備委員会でいろいろ協議をしていただくことになります。スクールバスの送迎についても大きな課題の一つでございます。今、課長が申しましたように予算計上は今、説明のとおり定員という形で載っております。しかし今後、どこでどのような形で何人がどこの便へ乗るのかというようなことはまだ、今の段階では決定をしていませんので、今後のいろんな情勢を見ながらということになります。予算計上は一応、先ほどの説明のとおりであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

その最初の考え方がそもそもおかしいと思うんですよ。結局その定員、容量、それで考えているということではないですか、子どもたちを。そうではなくて、ここからここまで子どもたちは利用する。それはもう人数が分かっているわけですから、予算要求のときにそこをちゃんと計算をして予算要求をするのが普通なんではないですか。結局、容量で子どもたちを考えているということになってしまうんではないかなというふうに私は思っているんですけど。そういう考え方がおかしいですよということをずっと申し上げているんです。これも平行線ですから。私はそうではなくて一人ひとりの子どもたち、きちっと安全確保をするためには補助席は使わないという、そういう固い決意の中で安全に運行していただくようなことを考えていただきたいと申し上げて１点目はこれで終わります。

２点目、出発時間ということなんですけども、この前、回覧板がまわったときにスクールバスの到着時間はありましたけども、出発時間がなかったということで多くの皆さんからどうなっているんだろうという話を聞いたんですけども、どうしてああいうような回覧板になったんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

すみません、通告いただいた質問が出発時間についてということで、このご質問の内容をはっきり判断できませんでした。それでスクールバスの登下校の各便の運行時刻についてのご質問と理解をしまして、それ用の答弁を用意してあります。回覧うんぬんよりは児童生徒への通学の時刻というのは当然、報告はしてありますし、回覧というか配布もしてあって、先ほど申し上げましたが、今日も乗車訓練ということで定時便の時刻にそれぞれの乗降場所で乗っていただいております。

その時刻表ということでちょっと説明させていただきますが、まず下部線については登校時、朝の部活動に対応する便、このあとは部活便と言わせていただきますが、部活便は古関を７時

に出発します。通常便は７時３０分に古関を出発します。部活動がなく登下校が通常便だけの場合、補助席を使用しないために２台に便乗していただきます。下部温泉駅発は７時４５分の便に下部温泉駅、それから波高島駅で乗車する生徒が乗ることになります。

次に久那土線と西嶋線についてですが、登校時の部活便と通常便の出発時刻は下部線と同じです。部活便７時と通常便７時３０分にそれぞれ久那土中体育館、西嶋神社を出発します。それから・・・。

○１１番議員（渡辺文子君）

すみません、あとはもういいです。とりあえず。そこが一番多いということですよね。時間がかかるところですよね。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

すみません。６台全部言ってもらわなくていいです。一番遠いところがどのくらいなのかなということを聞きたかったわけで、やっぱり子どもたちが朝、何時に出るのかということは子ども本人、それから保護者にとったらすごく重要なことでそういうことをもっと早くにきちっと検証して出していただきたい。それはもう前から私、保護者の思いにそういう思いがあるということでお話をしてまいりました。

やっぱり１時間近くも時間がかかると自宅学習とか、それから塾に行くこともできない。そういう問題もあって本当に親たち、本人たちも大変な思いを、これから大変だなという思いをしているんだと思うんですね。教育委員会で統合を決めて、そういうふうに全町を１つにするというふうに決めたからには、当然そういうふうに１時間以上もかかる子どもも出てくる。そういうときに家庭学習とか、不公平になるというのは当然ですよね。すぐ帰って勉強できる子と１時間以上もかかって自宅へ戻る子と。教育委員会はそこのところをどういうふうに考えたんでしょうか。そこのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それについても何度もこの議場の中、それから統合準備委員会の中、それから学校で保護者対象の説明会の中、それから乗車訓練をする中、その中で説明なり意見なり協議なりをしていただいている部分です。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

でも保護者にはそういう不安というか、そういうものがすごくあるんですよ。いくら説明を繰り返したっておっしゃっても、実際にもう４月からそういう場面に遭遇している保護者にとったらやっぱり不安というものはあるのは仕方がないですよね。そういう思いにどう応えるのか、教育委員会は。そういうことで私、今回、質問をしています。保障なんかできないですよね。不公平なままですよね、それは。

それとあとスクールバスの欠席の、例えば体調を崩して今日は欠席しますというときにはどこにどう連絡をしたらいいですか。その体制はどうなっていますか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

それにつきましても学校、それからスクールバスの運行を委託する予定の業者、教育委員会とで協議をしました。子ども、生徒の体調とか突発的なもので乗れないという場合は連絡は不要ということにしております。必ずバスは用意する、その子が乗るための。ただ、先ほどの質問の中でもお答えしたとおり、部活便へ乗る予定がお腹の調子が悪くて定時便へ乗らなければならない。これも連絡なしで乗っていただく。そういう場合に、先ほど言った補助席をもしかしたら使うことが出てくるかもしれない。そういうことで言った部分です。そういうことでありますので、予定どおり、また突発的に後発の便に乗る場合には、こちらで手配をしてやっていただく。ただ学校を休む、もしくは遅れるという連絡は当然、学校のほうに保護者から連絡をしていただくことで協議がされたところです。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

分かりました。それは、ではこれまでどおり欠席・遅刻という連絡は学校にすれば、スクールバスのほうは考えなくていいということですね。はい、分かりました。

３番目にいきます。災害時の対応についてということで、教育委員会では身延町がどういう状況の町なのかということをきちんと把握されているのかどうなのかというのをちょっと私、不安に思ったんですけれども、身延町の概況ということで町の地層ということで富士川を境にして３つの大きな断層に挟まれていて、そのほかに大小無数の断層が走っていると。このため河川の蛇行が著しく、また河川の浸食も強く特に台風、雨季などには山崩れなどによる崩壊、さらに崩壊した岩石や土砂は土石流となって下流部を襲うなど常に自然災害の発生する危険性が極めて大きい地域である。そのうち富士川に合流する河川流域の一部には液状化が想定されている地域が存在すると。これはもちろん教育委員会は認識を、こういう町なんだということは教育委員会で認識をされていますよね。まず、その確認をしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

一般的なところは当然、職員としても認識はしております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

それでやっぱり広範囲から通学をしなければならないという、遠距離になればなるほどリスクが高くなるということで、交通止めなんかになった場合に、特に国道３００号なんか結構、交通止めで北川と本栖の間がしょっちゅう交通止めになるということがあって保護者の方たちも心配しているんですけど、そういうときに、ほかにもきっとあると思うんですね。町内、いろんな地域があるから。そういう地域の方たち、例えば交通止めで子どもたちが学校に行けないといったときには休校になるんですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

細かい部分の質問になっているようなので、通告いただいた災害時の対応についてということで全体を答弁させていただきます。

身延中学校のスクールバスの運行に関し、災害時の対応につきましては基本的には現在運行している小中学校のスクールバスと同じ対応になります。

生徒の通学についてはスクールバスの通学に限らず自宅を出て学校まで、学校を出て自宅まで、また当然でありますが学校在学中の児童生徒については校長の管理下にあります。災害の発生が登下校の途中、または在校している時間帯なのかで対応も変わってきます。スクールバス運行に関し非常事態が発生した場合につきましては学校、保護者、教育委員会、スクールバス運行者、それぞれが連携して対応しなければなりません。教育委員会では平成２８年度身延中学校スクールバス運行計画を定めます。その中で緊急時の対応も謳っています。また身延中学校においてはスクールバス運行災害事故対策マニュアルを作成し、１つ目として登下校中に東海地震が発生した場合の学校の対応、スクールバスの動き、保護者の動き、それから注意報や予知情報、警戒宣言が発令された場合の同じく学校の対応、スクールバスの動き、保護者の動き、風水害への対応、それから登下校中にスクールバス等、事故が起きた場合の対応、それぞれについてマニュアル化しております。それからスクールバス運行業務の委託を予定している事業者においても重大事案発生時の初動体制、安全管理規定などにおいて事故や災害発生時の対応について定めております。

学校、保護者、教育委員会、運行事業者がそれぞれ連携して災害等が発生したときでも安全で無事に保護者に生徒を引き渡すことができるように努め、対応していかなければならない。学校の休校、それから時間が遅れて始業する、それらは校長の判断で教育委員会等には報告をいただくことになると思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

では具体的にはそういう一部の地域の交通止めがあったと。それで子どもたちが行けないというのは校長の判断ということですか。教育委員会はそれに関わっていないですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

行けないという判断うんぬんは先ほど言ったとおり教育委員会、学校、それからバスの運行会社等と連携を取りながら判断をすることになると思います。最終的な学校へ通学させるか、させないかの判断は学校長が行います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

例えばさっき言ったように具体的に国道３００号通行止めになって行けないという。そういうときにたぶん休校はないと思うんです。そうすると、そういうところに住んでいる子どもた

ちは中学校というと勉強も１日休んでしまうとどんどん進んでいきますよね。義務教育だから、そこのところやっぱり平等にしてほしいという親の思いって当然だと思うんですよね。そういう場合にはどういうような対処を考えていますか。具体的に。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

校長との協議の中では、当然一部分のスクールバスが運行できないという部分はそれの代替なり何なりを考えてやらなければならないというふうには判断しているようです。例えば今、国道３００号で古関から常葉駅までの間、次は市之瀬ですか、市之瀬までの間で通行止めになった場合、それ以降が通行可能であれば始発をもしかしたら市之瀬からにするかもしれません。当然、古関の生徒は乗れませんので保護者等に連絡をして保護者責任で学校まで送ってください、もしくは校長がそこの生徒については今日はそのような状況で通学ができないから公欠扱いにしますと、そういうような判断を当然、校長がすると思います。そのときの状況で先ほど言ったとおり判断をしてどうするかということを決定すると思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

まだまだ聞きたいことがあったんですけども、時間が押して、ほかの質問もありますので何しろやっぱり義務教育なので保護者の思いというのは平等にきちっとやっていただきたいという思いがありますので、これは伝えておきたいと思います。心してやっていただきたいと思います。

２点目、国民健康保険についてお尋ねをいたします。

国保というと町長の所信表明でもありましたけど、この身延町、国保税高くて本当に皆さん、大変な思いで国保税を払っていらっしゃるというような思いを私も何人からも聞いていて、本当にこんなに高いのだったらよその町に引っ越してしまいたいということを言っている方もいらっしゃって、本当に私としても困ったなというふうに思っているんですけども、地域的なものとか、やっぱり国が国保、国民皆保険というならばやっぱり国庫負担、これを減らすのではなくて十分、運営していくような国庫負担を保障すべきだというふうに思っているんですけども、それがだんだん減らされてしまって、今の国保の会計が大変ということで、とても払いきれないということで、多くの自治体では私、今までずっとしてほしいということで、一般財源からの繰り入れをして国保税安くてしている市町村もあるということで、この国保の問題はほかにもいろいろ問題があるとは思うんですけども、国でも国保税高いというそういう国民の声に押されて今回、保険者支援金ということで国が予算措置をしているんですね。いろいろあって、大変国保の担当、すごく努力してくれているというのはすごく理解をしているんですけども、せっかくこういう国からの保険者支援金が出たときに少しでもその国保税、安くするほうにまわせないかと。私としたら思うし、まわしているところもあるという現実を聞いたときにはぜひこの町でもしていただきたいというふうに思っているんですけども、この国保の保険者支援金はいくらで１人当たりにするといくらぐらいになるのかということで、まずお尋ねしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

お答えします。

今回の支援金ですが拡充分１，７００億円を含めまして総額３，４５７万８千円が本町に交付されました。１人当たりに換算しますと８，９２７円です。そのうち国が４，４６３円、２分の１、県・町がそれぞれ２，２３２円の負担となります。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

これには町の負担もあるということなんですけども、８，９２７円、これ３０年に都道府県化を控えていていろいろ大変とは思うんですけども、少しでも、全額とは言わないです。少しでも保険者の保険料引き下げのために使うことができないかということで質問したいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

今回、１人当たり８，９２７円の支援金をいただきましたが、平成２５年度から２６年度の国保の１人当たりの医療費につきましては１人につき１万６，６３８円。前期高齢者につきましては１万９，３８７円伸びております。たしかに本町の国保税は県下でも高い位置にありますが、それと同時に１人当たりの医療費についても全体で２位、一般被保険者が３位、前期高齢者が２位と高い水準がずっと続いております。今後、団塊の世代が高年齢化していくことなど、ますます医療費の増加が見込まれているところでありますので、また財政基金が３年間、２４年度から積み立てられていない、ゼロという町は県下で本町だけであります。そういったことも考えますと、もし２７年度で決算状況におきまして、もし余剰金があるのであれば少しでも基金に積み立てを行い急激な医療費の増加やこれ以上、保険税が上がることのないよう、まず国保の基盤強化を図っていきたいと思いますので、そのへんはご理解をいただきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

もちろん苦しい状況、医療費が高いというところも分かるんですけども、やっぱりせっかく国が保険者支援金ということで国保税を安くするためにこの予算を町にくれるわけですから、私は少しでもなんとか国保税を安くするために使っていただきたい。やっぱり今、現実高くてなかなか払いきれないという人が多い中で、その問題というのは、ではほかにどういう方法があるのかということをやっぱり考えていかなければいけないんではないかと思うんですね。

２番目に移りますけども、その中で払いたくても払いきれない、払えないという人たちが１年間、国保税滞納したら資格証明書というふうになってしまうんですね。この方たちが病院に行く場合には１０割負担をして病院にかからなければいけないということで、私、昨年の１２月議会で飯富病院で無料低額診療をしていただきたいというような一般質問をしましたけれども、

こういう保険証がなくて資格証明書の人たちは病気になっても病院に行けなくて命を落としているという事例が全国でも、そしてこの県内でも徐々に増えていますよね。こういう中でやっぱり資格証明書を発行するということは、国できちっと資格証明書の人たちの生活実態を調査する中でその資格証明書を発行しなさいというような通達も出ているわけで、きちっと把握する努力をすべきだと思うんですね。身延町はさっき言ったように国保税、前は一番高くて今は２番目なんですけど、資格証明書の発行も２１．７３％ですか、交付割合が。これは比較的高いんですね。なるべく資格証明書を持っている人たちが命を落とさないように、きちっとその生活実態を把握した中で、今、努力していることは分かりますので、さらなる努力をしていただいて命を落とすことがないようにしていただきたいと思いますけど、これについては担当としてどういうふうにしていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

被保険者資格証明書につきましては、国民健康保険法第９条第６項の規定や、また身延町国民健康保険税滞納者対策実地要綱に基づいて運用しています。まず基本となる運用方法があります。それに基づいてやっていますが、資格証明書の交付されている方が病気やケガをして病院にかかりたいという場合など緊急を要する場合はもちろん命のほうが大事ですので短期証を身延町では交付しています。と同時に今の生活状況や今後の生活状況の見通しなどを細かく聞く中で必要であれば福祉担当への紹介等も行うようにしております。

なんらかの事情で役場のほうに来られないようなケースでも、戸別訪問や支所等での相談業務も行っていますので、病気で資格証明書なんだけども病院にかかりたいという方は自ら声をあげていただいて、町のほうに相談に来ていただけるようにしていただければよろしいかなと思っています。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

滞納している人たちはやっぱり滞納しているということで敷居が高いんですね。来れば対応するよではなくて、そこのところが不十分だからこの２１．７３％というような割合が出てくるんではないですか。そうではなくて、今まで努力してきてくれたことは理解をしています。でももっと努力をして生活実態をきちっと把握する努力を進めていかなければ、こういう方たちの中から命を落とす人が出るんではないか、それを心配して、そういう町であってはいけないと思うからこういう質問をしているんです。私は努力しているのは認めているし、改善してきたことは分かっています。でもまだまだ努力をすべきだというふうに、もっと町民の中に入っていって、もちろん納税勧奨員さんもいますけれども、もうちょっと努力もしていく必要があるんではないかということをさっきから言っているんですけど、いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

望月町民課長。

○町民課長（望月由香里君）

現在、資格証明書を交付されている方については１年以上の滞納があり、納付相談にも応じない、また納付誓約についても連絡もなく履行しない方に納付相談の機会を確保するために交

付しているものであります。しかし機械的な運用をしていることはありません。特別な事情の有無の把握に努めておりますし、ただ滞納者の方が相談をしやすい体制、これは私どももちゃんと整備しなければならないし、相談機会の確保、これのほうも積極的にやっていきたいと思っております。まず実態把握については、さらなる努力をしていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

ちょっと時間もないので３番目にいきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。

住宅リフォーム助成制度の実施をということで、空き家に入居する人を含めて住宅リフォーム助成制度の実施をということで、今回、アクションプランにもこの空き家に入居する人のも出ていまして、これはこれで進めていただきたいというふうに思うんですけども、私、この住宅リフォームについては以前にも質問をしました。住宅リフォーム制度というのは個人が住宅のリフォームですね。屋根や外壁の取り換えや塗装、台所や風呂などの水回り、畳などの表替えや断熱ガラスの工事など幅広い修繕や改修に工事費の一定額を補助するというものですね。この補助をしていただいた町民は助かるし、町内の中小建設業者も仕事おこしに役立つ。そして地域経済に大きな波及効果が出るということで、全国各地にこの制度が広がって２０１４年５月に全国的には６２８自治体、県内でもお隣、市川三郷町をはじめ甲府、韮崎、山梨市、上野原、甲州市、中央市、忍野村など８自治体で実施して今、南アルプスでも検討しているということですけれども、やっぱり地域経済に大きな波及効果が出るということで、やっぱりここのところ、ただ補助金を出すということではなくて、そのお金が地域でまわるという、すごく良い、私は制度だと思っていますので、いろんな制度、補助金がありますけど、この制度をぜひ進めていただきたいと思います。今、本当に業者、仕事がなくて遠くまで通っているというような状況がある中で、ぜひ検討していただきたいと思いますけれどもお答えをお願いします。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

お答えいたします。

先ほど議員さんが言われました補助制度につきましては本町では現在ありません。そこで本町で行っている補助制度の中には国および県、また町の補助制度による木造耐震、木造住宅耐震化支援事業や国の補助金制度による介護保険を活用した住宅改修で手すりの取り付けや段差の改修等、一般住宅への支援を実施しているところであります。こういった事業を取り入れる中にも、できましたら町内の会社を利用していただければ非常にありがたいと思っていますし、町としましても当分の間、耐震支援事業、介護支援事業などの補助制度を活用していただきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

ということはこのリフォーム助成制度は、当分は考えていないということで理解をしましたけれども、やっぱり今あるそういう補助制度、それも大事だと思うんですけども、やっぱり地域経済をまわすというところが、そういう人たちがこの町に税金を落とすということにもつな

がりますので、ぜひ今すぐというわけではないですけれども、こういうほかの市町村なんかの事例なんかも検討する中で、ぜひこの住宅リフォーム助成制度、私、空き家とあったけどこれは店舗も含めてする必要があるなというふうに思っていますので、ぜひ検討課題として取り組んでいただきたいと思いますけど、これについてはどうでしょうか。

○議長（野島俊博君）

水上建設課長。

○建設課長（水上武正君）

先ほど答弁させていただきましたが、当分の間は先ほど申し上げた事業などを活用していただければと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

ぜひ地域経済、好循環にするためにもしていただきたいと要望するしかないですね。しないと言っているんだから。ぜひ検討していただきたいということで要望して、私の質問は終わります。

○議長（野島俊博君）

以上で渡辺文子君の一般質問は終わります。

以上で一般質問はすべて終了しました。

午後１時３０分からは常任委員会の現地調査を行います。よろしくお願いを申し上げます。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会　午後１２時２０分

平成２８年

第１回身延町議会定例会

３月　７日

平成２８年第１回身延町議会定例会（３日目）

平成２８年３月７日
午後　１時３０分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　諸般の報告
日程第２　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について
日程第３　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第４　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第５　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第６　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第７　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第８　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第９　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第２０　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第２２　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
日程第２３　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画（自平成２８年４月至平成３３年３月）について
日程第２４　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第２５　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
日程第２６　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
日程第２７　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
日程第２８　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）
日程第２９　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３０　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第３１　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３２　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３３　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３４　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）
日程第３５　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３６　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）
日程第３７　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３８　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）
日程第３９　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算
日程第４０　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第４１　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第４２　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算
日程第４３　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第４４　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第４５　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第４６　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算

日程第４７　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第４８　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第４９　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５０　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５１　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５２　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５３　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５４　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５５　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５６　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第５７　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第５８　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第５９　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

２．出席議員は次のとおりである。（１４名）

１番	赤池　朗	２番	田中一泰
３番	広島法明	４番	柿島良行
５番	芦澤健拓	６番	松浦　隆
７番	河井　淳	８番	福與三郎
９番	草間　天	１０番	川口福三
１１番	渡辺文子	１２番	伊藤文雄
１３番	深澤　勝	１４番	野島俊博

３．欠席議員は次のとおりである。

なし

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（２１人）

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川　信
会計管理者	竹ノ内　強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課農林担当副主幹	大村　隆	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢　香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（２人）

議会事務局長　中村京子
録音係　佐野和紀

開会　午後　１時３０分

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立願います。

相互に礼。

（　あ　い　さ　つ　）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第１　諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

本日の説明員として地方自治法第１２１条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。議案第２号から議案第５９号までの全議案を各常任委員会および予算審査特別委員会に議案付託表のとおり付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第２　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について

日程第３　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について

日程第４　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について

以上の３議案は条例制定案でありますので、一括して議題とします。

議案第２号から議案第４号までを一括して質疑を行います。

質疑ありますか。

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

行政不服審査会条例ですけども、議案第２号。これは平成２６年の６月１３日に公布されて２８年４月１日施行ということになっているようですけども、今までこの行政に対する不服審査に関してはどういう取り扱いになっていたのか、ちょっといろいろ調べてみたんですけどもよく分からないんですが、たしか行政手続きに対して不服がある人は、こういう行政不服ということで申し立てをしていたというふうに思うんですけども、それに対して今まではこういう行政不服審査会のようなもので対処していなかったんではないかなと思うんですけども、そのへんのご説明をお願いしたいことと、それから議案第３号ですが弁護士等の専門職を任用するという身延町法務専門職員の任用等に関する条例、これについては当初予算の２５ページの報酬のところに３０万円というふうに載っているのがそうだと思うんですが、これは弁護士に対して１回当たり３０万円、あるいは１年当たり３０万円ということで決められているのかどうか。それから身延町職員の退職管理に関する条例ですが、第４号ですね。これは今、これを制定する理由というのがよく分からないんですが、今まではこういうことは見逃されていたけど

も今回こういうものを制定することにしたのかどうか、その点についてお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

１点目の議案第２号　行政不服審査会の関係でございますが、今まではこのような事案はございませんでした。たしかにこれにつきましては、行政処分に対して不服申し立てがあった場合ということになっております。今までこのような事例は特にございませんでした。

あと３号の３０万円の支払いの方法でございますが、これにつきましては１時間当たり１万円、それに１日、２時間ということと、あと月に４回として３カ月分で２４万円プラス超過分６万円というようなことで３０万円を計上しております。

３点目の議案第４号の制定の理由は、なぜ今かということなんですが国の今回、地方公務員法、また地方独立行政法人法の一部改正により、これの制定が義務づけられたということで本町でも制定するものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

まず行政不服審査会条例ですが、今までも事例がなかったという話でしたけどもたしか処分場の問題で山の都から行政不服の申し立てがあったのではないかと思いますけども、その点はいかがでしょうか。

それから法務専門職員というのは弁護士ということであると、今までも県の顧問弁護士と町も同じ弁護士にいろいろお願いしていた経過があると思うんですけども、そういう弁護士に改めてこういう報酬を払うことになるのか。あるいはまったく別の弁護士をお願いすることになるのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

１つ目の議案ですがちょっと調べてみないと分からないということであります。すみません。

２つ目の弁護士さんの関わりですけど町村会の顧問弁護士、または当弁護士が所属している法律事務所の他の弁護士数名を候補として町村会を通じて、すでに他の市町村と同じタイミングでお願いするというような形でやっております。これにつきましては、その事案が出たときに金を払うということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

私が今言った処分場の関係というのは、たしか赤道、青道について町が行政処分を下してそれに対してたしか山の都が申し立てをしていると思うんですが、その点に関してもう一度お調べいただいてお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

樋川課長、よろしいですか。調べて調査の上、回答を。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

調べさせていただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

ほかにございますか。

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

議案第２号で４条の８項で委員の報酬および費用弁償については別に条例で定めるというふうにあるんですけども、これはこれから定めるのか、それとも今まであるものの中でこれに当てはめるのかというのを１点。

それと先ほど弁護士の３０万円というお話があったんですけども、これは４条で任命者が別に定めるものとするというふうにあるんですけども、条例の中で身延町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というものがあって、一番最後にその他のものというのがあって額が出ていないという。ここに当てはめて考えればいいのかどうなのかという、それをお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

その費用につきましては、議員さんのおっしゃるとおり身延町特別職の職員の非常勤のものの報酬の第１５の付属機関および構成員およびその他非常勤の職員のところに当てはまるものでございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

最初のはこれから条例でというふうに書いてあるけど、条例をつくるのか、それとも今まであるものに当てはめるのかということです。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

２号の委員の報酬および費用弁償について別に条例で定めるというところでございます。この別に定めるが身延町特別職の職員の非常勤のものの報酬に関する費用弁償に関する条例というところを指しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（　な　し　）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第２号から議案第４号までの質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第２号、議案第３号、議案第４号は総務産業建設常任委員会に付託されることに決定しました。

日程第５　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について

日程第６　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

日程第７　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について

日程第８　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第９　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１１　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１２　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について

日程第１４　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１５　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

日程第１６　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について

日程第１７　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第１８　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第１９　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第２０　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第２１　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について

以上の１７議案は条例改正案でありますので、一括して議題とします。

議案第５号から議案第２１号までを一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

渡辺君。

○１１番議員（渡辺文子君）

議案第１３号なんですけれども、身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてということで、これはほとんどの職員に該当すると思うんですけども、その確認とそれから影響額

ですね、これはどのくらいになるのかということと、それから議案第１４号で特別職のことで町長、副町長、教育長という３人の特別職のことなんですけど、これの影響額ですね、この２点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

１３号の対象者数ということでございますが、これはすべての職員に該当しまして給料の、今回、給料表はすべての職員を対象にするんですが、それに該当した者が１１８名おりました。金額につきましては人勧アップで１２０万１千円でございます。

もう１点が特別職の影響でございますが補正予算書の１９ページ、議案第２８号の１９ページにございますが一般管理費の職員手当、特別職手当ということで２名、町長、副町長分が１４万４千円。教育長分につきましては３６ページの１０款１項１目教育委員会費の３節の職員手当特別職手当６万円ということで、１４万４千円と６万円、２０万４千円でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質問はございますか。

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

議案第１４号にある特別職なんですが、これは今のお話のとおり常勤の特別職ということらしいんですけども、当初予算の１３７ページに特別職というふうにあって町とそれから議員、その他特別職とありますが、その他特別職の職員数１，４５５名とありまして、ここには常勤と非常勤が両方入っているようなんですけども、その他特別職というのにはどういう方が含まれるのか教えていただきたいということと、それから議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてなんですが、地域指定密着型サービスというものが今回、新たに設けられたということなんですけども、訪問介護、通所介護ということで、その事業者の４０％以上が赤字になっているということが日本政策金融公庫総合研究所の調査で判明しているわけですけども、本町におけるこの身延町指定地域密着型サービスというものに該当するのは９事業所でしたか、あるということですが、そのへんの訪問介護、通所介護の事業者の経営について何か調べておられればお知らせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

１点目の当初予算の議案第３９号の１３７ページ、給与明細、特別職のところのその他特別職の人数でございますが１，４５５人ということでございますが、これにつきましては主には参議院議員選挙の投票管理者および立会人、また町長選挙の投票管理者、立会人、それに消防団員等を含めまして、この３つで１，０６３人というようなことで、すべての非常勤のものの報酬の予算計上してあるものについてはこの欄に職員数として計上されております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

穂坂福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

議案第１７号に関わりまして、ただいまご質問がありましたが過日、訪問介護、それから通所介護、この経営が非常に苦しいというような内容の報道がありました。今回の議案第１７号に関わります部分につきましては通所介護の事業者の分であります。今回、新たに地域密着型サービスに位置づけられる利用定員１９人未満の通所介護事業所、これが地域密着型、議案第１７号に関わってくるところであります。

そこでお尋ねは経営の状況について何か情報を持っているかというようなお話でありますが利用定員１９人未満の事業所の経営内容につきましては、私どものほうで把握はしておりませんが、１カ所、どことは申し上げませんけども、そのような報道があったのでどんな状況ですかとお尋ねしたところもありますが、やはりこのままだと赤字経営だというようなお話をいただいたところはあります。全体としての把握はしておりません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

介護保険に関しては非常に大幅な改定がなされまして、今回もこういう改正条例が出ているわけですけども、それぞれの施設がきちんとした経営がされてなければ、こういう指定地域密着型サービスというふうなことも応じてもらえないんではないかなという、そういう心配で今、質問したんですけども、これはぜひお調べいただいたほうがよろしいかと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（　な　し　）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第５号から議案第２１号までの質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第５号から議案第１５号および議案第１９号は総務産業建設常任委員会に、議案第１６号から議案第１８号、議案第２０号および議案第２１号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２２　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを議題とします。

質疑はございますか。

（　な　し　）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第２２号の質疑を終わります。

本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第２２号は教育厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２３　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画(自平成２８年４月至平成３３年３月)についてを議題とします。
議案第２３号の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上をもって、議案第２３号の質疑を終わります。
本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第２３号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２４　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。
議案第２４号の質疑を行います。
質疑はありますか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上をもって、議案第２４号の質疑を終わります。
本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、議案第２４号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２５　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
日程第２６　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
日程第２７　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
以上の３議案は指定管理者の指定案でありますので、一括して議題とします。
議案第２５号から議案第２７号までの質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上をもって、議案第２５号から議案第２７号の質疑を終わります。
本案は、直ちに委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。
（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第２５号から議案第２７号は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第２８　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）
日程第２９　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３０　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第３１　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３２　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３３　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３４　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）
日程第３５　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３６　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）
日程第３７　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３８　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）

以上の１１議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第２８号から議案第３８号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

議案第２８号の一般会計補正予算に関してですけども、２ページに地方交付税３億９，６１４万４千円の補正がなされております。当初の予算は３９億９，２００万円でございましたけども、これが加わって４３億８，８１４万４千円ということで、昨年度の地方交付税に関しては算定替えの結果、１億円くらいは減るというふうな予想であったと思うんですけども、これはそれを含めての４３億８，８１４万４千円という交付になっているのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

こちらの地方交付税につきましては普通交付税、それから特別交付税がございまして、今回補正をさせていただいております３億９千万円ほどにつきましては、特別交付税の部分を補正をさせていただいたということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（　な　し　）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第２８号から議案第３８号の質疑を終わります。

本案は、直ちに予算審査特別委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって議案第２８号から議案第３８号は予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

―――

日程第３９　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算
日程第４０　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第４１　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第４２　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算
日程第４３　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第４４　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第４５　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算
日程第４６　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第４７　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第４８　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第４９　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５０　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５１　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５２　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５３　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５４　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５５　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５６　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第５７　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第５８　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第５９　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の２１議案は平成２８年度の予算案でありますので、一括して議題とします。

議案第３９号から議案第５９号までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

予算に関してですけども、つい最近、日銀のマイナス金利政策というものが出ましたけども、これによる影響というのはメリット、デメリットを含めてどんなようなものがあるか。なければないでいいんですけども。

それから電気料が、たしか日本ロジテック協同組合というのがあって、そこで調達しようとしていた中に身延町も含まれているようですけども、ここが免許停止というか、できなくなったということで電気料の関係はどのようになるのか。

それから先ほど交付税に関してお聞きしたところですが、１億９，４００万円でしたか、減額になっていますよね。これは合併算定替えによる影響を見込んでということで説明されたようですけども、それでいいのかどうか。

それから自然の里がなくなってしまうということなんですが、この施設の撤去費用等は県が負担するのか、町が負担するのか、あるいはまったく違う方法をなんか考えていらっしゃるのか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

会計管理者。

○会計管理者（竹ノ内強君）

政府が行っているマイナス金利の件でございます。２月１３日に山梨日日新聞に山梨中銀の定期の利下げということが新聞に掲載されたわけですが、それによりましてわれわれも中銀のほうへちょっと照会してみました。中銀では２年以上の定期で大口のものを０．０２５％に落としましょうということになっております。今、町が基金として積み立てている金利でございますが、これは１年もので山梨中央銀行でいくと０．０２５です。だからこれはもう今回のマイナス金利の影響は受けていないということです。また、他行につきましてもまだマイナス金利の影響は出ないということでありますが、今後はまだ分からないということです。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

電気料金の問題でございますけれども、先ほど議員さんおっしゃいますように身延町におきましても２８の公共施設で日本ロジテック協同組合のほうから電気を購入しております。これにつきましては、本町では昨年末あたりにちょっと経営状態が厳しいんではないかというふうな情報もございまして、その昨年末からほかの業者さん等から見積もりもいただく上で２８年度から別の会社との契約に向けて今、協議を行っている最中でございます。

交付税につきましては、議員さんおっしゃいますように、これにつきましては合併算定替えによります縮減が２７年度、今年度から始まっておりますのでそれらを含んだ額ということで算定をさせていただいております。

○議長（野島俊博君）

高野生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野博邦君）

自然の里の撤去費用についてというご質問に対してお答えいたします。

まず自然の里については現在、県と町、協議を進めている段階ではありますが、県の方針としまして県の施設については公売にかけるという基本的な考えがございます。その公売するに当たって、町としましては町の施設、付随して自然の里を構成していた町の施設につきましても併せて公売の条件として利用してくれることを要望しております。公売の期間を４月から８月ぐらいをめどに手続きをするというお話を聞いております。その間に購入を希望するものがなかった場合は解体撤去ということになろうかと思います。

その予算につきましては、予算というか、もしそういうふうになるのであれば町としても自然の里を構成していた施設についても併せて解体をしていただけるようお願いしております。これにつきましては当然、費用負担は生じるわけですが、少しでも解体の経費節減になればということで要望はしておりますが、まだその段階ではありませんので回答もいただいておりませんし、今後の県の考え、また町との協議の進め具合によって、解体する場合は９月ごろをめ

どに費用の予算計上をしていかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

大体分かったんですが、電気料に関してはこれは影響がないというふうに考えられるのか、あるいは今後の他社との契約によっては多少でも影響が出るのかどうか、そのへんについて伺いたいのと、それから自然の里に関しては公売ということですけども、前に政策室で中沢医師の住居の公売の公告が町の広報に出たんですけども、はっきり言ってどこの建物でどういうふうなものなのかというのはまったく分からないような公告でしたので、これはもし今後、公売に付するということであればそのへんはっきり、自然の里だから分からないことはないと思うんですけども、そういうことも含めて手続きをしっかりしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

この電気料につきましては、今、協議を進めている事業者さんとの協議の中で電気料についても決まってくるかと思いますけれども、できる限り今までロジテックと契約を結んでいた額でなんとか継続できるように進めていきたいと思っておりますけども、協議によっては若干でも負担が増加するという可能性もあるかとは思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

いろんな影響が出ることがあれば私たちだけでなく町民の皆さんにもその点、お知らせしなければいけないんではないかと思うんですけども、その点について今後の取り扱いをしっかりしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

川口君。

○１０番議員（川口福三君）

議案第３９号の一般会計についてお伺いします。

教育費の中で学校管理費、１１１ページにスクールバスの運行業務８，４８３万６千円。それからバス運行対策費として山交タウンコーチのほうへ代替運賃費として１，７６０万４千円が盛られているんですが、この業務委託先、それから運賃代行費、この代行費というのは何に当たるのかについて伺います。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

スクールバスの運行の業務につきましては、山交タウンコーチと契約という形で今、準備し

ているところです。その業務の費用等につきましても細かな見積もりをいただく中で契約に向けていこうと考えています。

それから代行の費用につきましては、遠征とか校外活動とかそれらの費用がスクールバスの運行以外に必要になってくる部分があります。それらを考慮してのことなんですが、詳細につきましてはちょっと手元に資料を持ってきておりません。特別審査委員会の中でお答えしたいと思いますのでご了解願いたいと思います。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○１０番議員（川口福三君）

このスクールバスの運行の業務委託については、過日のこの会議の中でも意見が出たんですが、やはり町内にもこうした運行業といいますか、タクシー業の業者があるわけですね。北巨摩、北杜市の場合、あそこもスクールバスを使っております。そのスクールバスの委託方法が市内業者、そしてまた業者がない地区においては３人ないし４人で、グループで会社をつくってそこへ市で委託していると。こうした教育委員会をはじめ、すべて町の財政を使う以上は町内、または北杜市みたいに市内の業者を指定して使うというような方法を取る必要もあると思うわけです。一括でタウンコーチのほうへ委託するのも一つの手かもしれませんが、やはり地元企業の育成という面、また雇用の面も考えた場合、これはやはり行政として重点を置かないとそれに関する、課長が先ほど契約内容の詳細についてはまだ分からないというような答弁でしたが、例えば燃料を入れるとか、車は当然、車検もしなければならない。そうした付随した、いわゆる関連した仕事が出ているわけですね。山交さんへ一括委託という部分になると、すべてが山交と。町内へはお金が還元できないという結果になるわけです。このへんはやはり行政をしていく上においては、町内業者の育成を重点的に考えた上で、あまりにもこの予算と差額があって、どうしても山交さんでなければ駄目だというのであればやむを得ないと思うんです。しかしながら町内業者とのそうした相談もなく、聞くところによるとこうして一括でもって契約を結ぼうというような経緯らしいんですが、先日も申し上げたんですが青ナンバーに切り替えてしまうとやはりスクールバス限定になるわけですね。スクールバスとして、白ナンバーの場合では例えば県内の対外試合とか、そういった場合は白ナンバーで十分対応できる。そうするとこの代行業務としての予算はいらないというようなことにもつながるわけです。ですからこのへんはもう少し検討して、尊いお金を少しでも節約するような努力、また町内業者を育成するような形、これはぜひ取ってほしいと思います。その点どうですか。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

今年度計画しているスクールバスの運行は、身延中学校の１校のスクールバスの運行ということで今回８，４００万円ほどの運行業務委託を計上しています。一般質問等でも答弁したとおり今後小学校の統合、３校でもやはりスクールバスが必要になってきます。それから政策室で関わっていただいている町有バス、それから町営バス、デマンド交通、スクールバスも公共交通機関が使えれば、それを生徒・児童が使って１便でも２便でも減らせる、それがいいのかなというふうに考えています。いずれ２８年度以降はそれらの部分については検討していかなければならないと思っています。

なお白ナンバー、青ナンバーも当然同じように検討していかなければならないと今の段階では考えております。

○議長（野島俊博君）

川口君。

○１０番議員（川口福三君）

今、２８年度からってこれは新年度予算だから当然、２８年度の予算計上でしょう。それを今の時点になって考えていくって、どういうことですか。これは理解できないですね。やはりこれは大きな問題なんですよ。すべてこういうことを認めるということになると、あらゆる業種においてもこういう結果がもたらされる。やはり町民あって、お互いに汗水たらして努力してもあまり思うような成果が上がらないのが今の現状なんですよ。しかしながら、こうした一方的に予算計上して地域業者には全然、話もないと。これはあまりにも行政の一方的な進め方ではないかと。やはり対話の行政、開かれたまちづくり、これはやはり基本なんですよ。もうこの予算を組む以前の問題。ですから私はこういうことを強く言うんです。私も細々でも事業をやっています。そうした一人ひとりの事業主の立場になって行政の上でも予算の配分、使い道を検討していただく。これがやはり皆さんの仕事なんですよ。町民が元気になるのも行政の指導力、いわゆるそうした企画によって町民も希望が持てるし活力も出る。これがやはり皆さんの仕事ですから。これはやはりもう少し再度検討して執行する必要があると強く望みます。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑ございますか。

深澤君。

○１３番議員（深澤勝君）

３点ほどお伺いをしたいと思います。

２７ページの総務費、委託料の新しいシステムであります新公会計システム導入業務、ここに３つの業務が新たに予算計上されておりますけども、おそらくこの行財政改革に向けてのシステム導入だと思いますけども、趣旨と期待される効果についてお伺いをしたいと思います。

それから３６ページ、まち・ひと・しごと創生事業の報償費の中に保育所等入園祝金がございます。この制度の内容と私立保育園の入園者への対応はどうなっているのか、そのへんも含めてお願いをしたいと思います。

最後に９５ページ、教育費ですがこの負担金補助及び交付金の一番最後のところに小学校統合にかかる指定制服等購入費補助金とございます。小学校の生徒で制服を利用している学校は何校あるのか、そのへんもお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

最後の質問の９５ページ、小学校統合にかかる指定制服等購入費補助金のご質問にお答えします。

小学校で制服を指定しているところは１校もありません。ここの補助金の交付を定めている要綱の中に制服等ということで、中学校もそうなんですが体育着がそれぞれ小学校にも決められた体育着があります。その費用を１万６，５００円、単価。それから現在の１年生から５年

生の児童数１６６人を見込みまして２７３万９千円の予算を計上させていただいております。

○議長（野島俊博君）

佐野子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐野昌三君）

３６ページのまち・ひと・しごとの中の保育所等入園祝金でございますけれども、これは公立・私立を含めて新たに保育所に入園するときに園服等の費用がかかるということで、それらに使っていただこうということで１人に対して１万５千円というような形で支給をするものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

笠井財政課長。

○財政課長（笠井祥一君）

ご質問の２７ページの新公会計システム導入業務ということで９７万２千円でございますけども、これにつきましては国のほうで推進しております地方公共団体につきまして今、単式簿記ということで行っているわけですけども、これを民間と同じような複式簿記に変えていこうということで公会計システムへのシステムの改修ということで、この予算を計上させていただくということであります。より分かりやすく、より開かれた会計システムに変えていくということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はございますか。

（　な　し　）

ほかに質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第３９号から議案第５９号の質疑を終わります。

本案は、直ちに予算審査特別委員会に付託したいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第３９号から議案第５９号までは予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これをもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会　午後　２時３０分

平成２８年

第１回身延町議会定例会

３月１５日

平成２８年第１回身延町議会定例会（４日目）

平成２８年３月１５日
午前　９時００分開議
於　　議　　場

１．議事日程

日程第１　諸般の報告
日程第２　委員長報告
日程第３　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定について
日程第４　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定について
日程第５　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定について
日程第６　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例について
日程第７　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第８　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例について
日程第９　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第１０　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１１　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１２　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１３　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１４　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例について
日程第１５　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第１６　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
日程第１７　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について
日程第１８　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第１９　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第２０　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第２１　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第２２　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例について
日程第２３　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例について
日程第２４　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画（自平成２８年４月至平成３３年３月）について
日程第２５　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第２６　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定について
日程第２７　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定について
日程第２８　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定について
日程第２９　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）
日程第３０　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３１　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第３２　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第３３　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）
日程第３４　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）
日程第３５　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）
日程第３６　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第３７　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）
日程第３８　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）
日程第３９　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）
日程第４０　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算
日程第４１　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算
日程第４２　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算
日程第４３　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算
日程第４４　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算
日程第４５　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算
日程第４６　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算

日程第４７　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算
日程第４８　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算
日程第４９　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５０　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５１　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５２　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５３　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５４　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５５　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５６　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算
日程第５７　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算
日程第５８　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算
日程第５９　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算
日程第６０　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算
日程第６１　切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について
日程第６２　委員会の閉会中の継続調査について

２．出席議員は次のとおりである。（１３名）

１番	赤池　朗	２番	田中一泰
３番	広島法明	４番	柿島良行
５番	芦澤健拓	６番	松浦　隆
７番	河井　淳	８番	福與三郎
９番	草間　天	１０番	川口福三
１２番	伊藤文雄	１３番	深澤　勝
１４番	野島俊博		

３．欠席議員は次のとおりである。

１１番　渡辺文子

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

（２１人）

町長	望月仁司	副町長	望月幹也
教育長	鈴木高吉	総務課長	樋川　信
会計管理者	竹ノ内　強	政策室長	佐野文昭
財政課長	笠井祥一	税務課長	村野浩人
町民課長	望月由香里	福祉保健課長	穂坂桂吾
観光課長	柿島利巳	子育て支援課長	佐野昌三
産業課長	遠藤　基	建設課長	水上武正
土地対策課長	佐野勇夫	水道課長	望月真人
環境下水道課長	深沢　香	下部支所長	遠藤庄一
身延支所長	藤田政士	学校教育課長	笠井喜孝
生涯学習課長	高野博邦		

５．職務のため議場に出席した者の職氏名（２人）

議会事務局長　中村京子
録音係　佐野和紀

開会　午前　9時００分

○議会事務局長（中村京子君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立願います。

相互に礼。

（　あ　い　さ　つ　）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第４号により行います。

日程第１　諸般の報告。

議案の審議に先立ちまして、諸般の報告をします。

本日の説明員として、地方自治法第１２１条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に一覧表として配布したとおりです。

また本日、追加案件として切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙および閉会中の継続調査申出書５件が提出されております。

なお、渡辺文子君から欠席する旨の届け出が提出されていますので報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで３月７日の質疑に対しまして、樋川総務課長から発言の申し出があったのでこれを許します。

樋川総務課長。

○総務課長（樋川信君）

それでは３月７日の本会議において、芦澤議員さんより議案第２号の関係のご質問がございました。その質問に対してお答えさせていただきます。

１点目は、これまでの不服申し立ての扱いはどうだったのかでございます。

今までにつきましては不服申し立て案件の対象となる課が申し立ての受付、審査決定をすべて行っておりました。

２点目ですが山の都が赤線、青線の関係で不服申し立てをしているはずだが。

これにつきましてはたしかに平成１８年度に赤線、青線の関係で不服申し立てがありました。産廃業者から身延町公共物管理条例に基づく利用許可申請が提出され、担当の土地対策課は不許可としました。業者はその不許可処分を不服とし不服申し立てが提出され、土地対策課は改めてその内容を審査した上で棄却の決定を下しました。このような案件がございました。

以上でございます。

日程第２　委員長報告。

はじめに総務産業建設常任委員会に付託しました議案第２号から議案第１５号、議案第１９号、議案第２３号から議案第２７号の委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、広島法明君。
登壇してください。
○総務産業建設常任委員長（広島法明君）
それでは、お手元の報告書に基づいて報告させていただきます。
（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）
○議長（野島俊博君）
以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。
委員長はその場でお待ちください。
これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
広島委員長、自席にお戻りください。
以上をもって、総務産業建設常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。
次に教育厚生常任委員会に付託しました議案第１６号から議案第１８号および議案第２０号から議案第２２号の委員長の報告を求めます。
教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。
登壇してください。
○教育厚生常任委員長（田中一泰君）
それでは、教育厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。
（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）
○議長（野島俊博君）
以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。
委員長はその場でお待ちください。
これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
田中委員長、自席にお戻りください。
以上をもって、教育厚生常任委員会審査報告に対する質疑を終わります。
次に予算審査特別委員会に付託しました議案第２８号から議案第５９号の委員長の報告を求めます。
予算審査特別委員会委員長、広島法明君。
登壇してください。
○予算審査特別委員長（広島法明君）
それでは、予算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。
（以下、予算審査特別委員会報告書の朗読につき省略）
○議長（野島俊博君）
以上で予算審査特別委員長の報告が終わりました。
委員長はその場でお待ちください。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
（　な　し　）
質疑がないので、質疑なしと認めます。
広島委員長、自席にお戻りください。
以上をもって、予算審査特別委員会審査報告に対する質疑を終わります。
これから議案第２号から議案第４号までの討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第３　議案第２号　身延町行政不服審査会条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第４　議案第３号　身延町法務専門職員の任用等に関する条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第５　議案第４号　身延町職員の退職管理に関する条例の制定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第４号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第５号から議案第２１号までの討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第６　議案第５号　身延町情報公開条例等の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第５号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。

よって、議案第５号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第７　議案第６号　身延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第６号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第８　議案第７号　身延町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第７号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第９　議案第８号　身延町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第８号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１０　議案第９号　身延町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第９号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１１　議案第１０号　身延町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１０号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１２　議案第１１号　身延町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。

よって、議案第１１号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１３　議案第１２号　身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１２号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１４　議案第１３号　身延町職員給与条例等の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１３号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１５　議案第１４号　身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１４号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１６　議案第１５号　身延町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１５号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１５号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１７　議案第１６号　身延町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１６号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１８　議案第１７号　身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１７号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第１９　議案第１８号　身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１８号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第２０　議案第１９号　身延町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第１９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第１９号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第２１　議案第２０号　身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２０号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第２２　議案第２１号　身延町公民館条例の一部を改正する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２１号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第２２号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第２３　議案第２２号　身延町なかとみ青少年自然の里条例を廃止する条例についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２２号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第２３号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第２４　議案第２３号　身延町過疎地域自立促進計画（自平成２８年４月至平成３３年３月）についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２３号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第２４号の討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第２５　議案第２４号　山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　多　数　）
挙手多数であります。
よって、議案第２４号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第２５号から議案第２７号までの討論を行います。
討論はありませんか。
（　な　し　）
討論がないので、討論なしと認めます。
これから採決を行います。
日程第２６　議案第２５号　身延町勤労青年センターの指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２５号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２５号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第２７　議案第２６号　身延町下部温泉会館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２６号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第２８　議案第２７号　下部温泉会館駐車場の指定管理者の指定についてを採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第２７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第２７号は委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第２８号から議案第３８号までの討論を行います。
討論はありませんか。
芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算（第６号）の反対討論を行います。

１４ページ、１４款２項２目１節の民生費補助金中、年金生活者等支援臨時福祉給付金事務費交付金３００万円および民生費補助金中、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費交付金６，９００万円の計７，２００万円は今年度に繰越明許となっております。６５歳以上で住民税を課税されていない低所得者に交付されるものですが、これは全国１，１００万人に支給するというもので事業費が３，３００億円、事務費が１４２億円にのぼります。これを４月から６月までの期間に支給手続きを終了するということになっております。

今年７月１０日には参議院選挙が執行される段取りになっておりますけども、安倍政権はこの選挙で憲法改正を提案できる衆参両院での３分の２の獲得を狙っておりまして、選挙前にこのように福祉給付金と称して１人３万円、獲得を狙っているという、選挙前にこのような福祉給付金と称するものでばらまきと言われても仕方のないものであると考えます。しかもこれはあくまでも臨時交付金でありまして今回のみの支給であります。１人３万円をいただいてどれだけ潤うというのでしょうか。もちろんこれによって低所得者が多少でもよくなればという気持ちはありますけども、低所得者の福祉向上にはもっと継続的・永続的な施策が必要であると考えております。

政府与党が国民の血税を使ってこのようなあからさまな選挙対策を行うことは、納税義務者としての国民への裏切り行為であります。このような暴挙には国民として異議を申し立てるという意味でこの予算措置に反対をいたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。
柿島君。

○４番議員（柿島良行君）

ただいまの議案第２８号、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業関連につきまして賛成の立場で討論をいたします。

本事業につきましては、国の福祉対策として国の交付金で実施するものであります。今、反

対討論の中でばらまき予算ではないかということがありましたけども、町の予算審議の中で国の施策である事業予算に対して選挙対策のばらまき予算であるというような議論は的を射た議論ではないと考えます。

この事業に反対した場合に、不利益を被るのはこの給付条件に該当する町民の皆さまであります。私はこのようなことの回避を含めまして、本予算につきまして原案のとおり賛成いたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

深澤君。

○１３番議員（深澤勝君）

議案第２８号、臨時福祉給付金事業について賛成討論を行います。

２７年度の住民税非課税の人に２８年度中に６５歳以上になる方､約２,３００人に１人３万円を支給するための予算計上であります。これは国の施策により全国各自治体で支給がなされると思います。身延町の高齢者を含めた該当者に支給しない、そんなことは当然考えられません。これは年金受給者と低所得者の福祉向上のための国の施策に沿っての３万円の交付であります。予算計上は当然と考え、賛成討論といたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

（　な　し　）

討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決をします。

日程第２９　議案第２８号　平成２７年度身延町一般会計補正予算(第６号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第２８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　多　数　）

挙手多数であります。

よって、議案第２８号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３０　議案第２９号　平成２７年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第２９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第２９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３１　議案第３０号　平成２７年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第１号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第３０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第３０号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３２　議案第３１号　平成２７年度身延町介護保険特別会計補正予算（第４号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３１号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３３　議案第３２号　平成２７年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３２号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３４　議案第３３号　平成２７年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３３号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３５　議案第３４号　平成２７年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第３号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３４号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３６　議案第３５号　平成２７年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３５号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（　挙　手　全　員　）
挙手全員であります。
よって、議案第３５号は委員長の報告のとおり可決されました。
日程第３７　議案第３６号　平成２７年度身延町青少年自然の里特別会計補正予算（第３号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
議案第３６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第３６号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３８　議案第３７号　平成２７年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第３７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第３７号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第３９　議案第３８号　平成２７年度身延町大河内地区財産区特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第３８号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第３８号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第３９号から議案第５９号までの討論を行います。

討論はありませんか。

芦澤君。

○５番議員（芦澤健拓君）

議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算に対する反対討論を行います。

１６ページ、第１４款２項２目１節の民生費補助金のうち臨時福祉給付金事務費交付金３３９万円および臨時福祉給付金事業費交付金１，９００万円は、先ほど議案第２８号の中で反対討論を行った補正予算とは異なって、６５歳未満の住民税非課税の町民への交付金であるということですが、内容としてはまったく同じ性質のものでございます。したがって同様の理由で国民として異議の申し立てとして反対いたします。

また３６ページから３８ページにまち・ひと・しごと創生事業費としてまとめて掲載されている約１億２千万円ですが、私と松浦議員とはこの計画を検討している戦略会議の一員としてこの予算の設定にも関わっているものでございますけども、松浦議員が一般質問の中でも触れていたように会議は４回、最大でも延べ１０時間ほどの中で主として行政サイドからの提案どおりに決められたものでございます。あまりにも急いで結論を出そうとしていたことに不安があったので、最後の会議の席上で５つの基本方針のそれぞれについてもっと時間をかけて話し合うべきではないかということを申し上げましたけれども、何人かの委員から時間設定が決められているからという町の方針に賛同する意見が出て、議論する余裕もなくこのような予算編成になったものです。

この１億２千万円の予算は政策室、観光課、産業課、生涯学習課、学校教育課、福祉保健課、子育て支援課、総務課など８つの課の所管にまたがるものでありまして、予算審査の過程でも所管課それぞれが十分に把握していない様子も見受けられました。そういう部分に関しましては副町長が責任者として発言をしていただいて、いろんな疑問が解けた部分もございました。

また議会のまちづくり特別委員会からは、この戦略の柱は何であるのか明らかにしてもらいたいという要望が出されていたと思いますが、この内容では明らかにされていないというふうに考えられます。４回の会議の中で日本一を目指そうという意見も出されました。この１億２千万円の予算の内容は総花的であり、日本一を目指そうという姿勢がまったく見られないというのが残念であります。

来月２３日に開催される予定の在来種曙大豆保存会定期総会では、本町に古くから伝来する曙大豆の種子を利用して地域創生につなげようとする試みがありますが、これはまさに曙大豆という日本固有といいますか、身延町固有のブランドでありまして日本一を目指すにふさわしい試みであるというふうに考えます。この曙大豆は今現在使われているような平仮名のあけぼのではなく、漢字の曙大豆のことでございます。

副町長は今後の検討の中で計画の変更もあり得るとおっしゃっておりましたので、一つ提案として申し上げたいと思いますけども、下部温泉郷の大看板設置予算、これ何回も私ここで聞いておりましたけども、最後に地元議員が感謝の念を述べておりましたので私が言うべきことではないのかも分かりませんけども、あの場所に同じような大看板を設置しても効果がないのではないかというふうに私は考えております。むしろボロボロになったあの大看板を撤去して下部温泉駅前に立派な歓迎看板を作っていただく。あるいは旅館案内所、今は土曜日でさえも人がいないような状況ですので、この旅館案内所に人材を派遣していただいて、お客さま満足を目指すほうがよいのではないかと考えておりますので、この点についての再検討を要望いたします。

町長、この創生事業の内容に大変満足していて自画自賛できるものであるというふうに発言されておられるそうですけども、私は必ずしも満足できる内容ではないのではないかと自問自答しております。

今年度、望月町長の２期８年間の最終年度ということで町長の最後の踏ん張りとしてこの予算を立派な予算に仕上げるということで考えていらっしゃると思っておりましたけども、私には相変わらず「住んでよし　訪ねてもよし」というスローガンが掛け声倒れの印象を免れません。内容的に非常に問題のあるこの２８年度の一般会計予算、この点について私は反対討論をさせていただきました。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論ございますか。

柿島君。

○４番議員（柿島良行君）

議案第３９号、臨時福祉給付金事業について賛成の立場で討論をいたします。

先ほど議案第２８号、補正予算の年金生活者と支援臨時福祉給付金事業のときに賛成討論をいたしましたけれども、賛成の理由につきましてはまさに補正予算の福祉給付金事業の内容と同じでありまして福祉、年金生活者等の支援のための事業であります。よって、これを反対したときに生じる不利益は町内の年金生活者にかかるものであります。このことから本案につきましても原案のとおり賛成をいたします。

続きまして同議案第３９号、まち・ひと・しごと創生事業について賛成の立場で討論をいたします。

過日、人口ビジョンと総合戦略が策定をされ町民に公表をされました。本予算はその実現に向けたアクションプランを実行するための重要な予算であります。始めていかなければ何も実現しないのは事実でございます。とにかく始めていかなければなりません。これから事業の推進状況の検証を行いながら必要な修正等を行い４年間、町の創生を図るために努力をしなければならないときであります。本予算はその最初の重要な予算であり、人口ビジョン総合戦略が成果があるものとして達成できますように取り組んでいく最初の予算であります。その認識から原案のとおり本予算についても賛成の立場で討論をいたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はございますか。

草間君。

○９番議員（草間天君）

下部温泉の駅の近くの山の看板についての話がありましたので賛成の立場から討論をします。

看板が古くなりましてどうにかしてほしいという地元からの強い要望があり、町当局の努力によりまして県からの補助金をいただいて新しくすることができましたので、このことについては賛成したいと思います。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

深澤君。

○１３番議員（深澤勝君）

議案第３９号の２８年度一般会計予算について賛成討論を行います。

先ほど来、臨時福祉給付金事務交付金等についての反対がございましたけれども、私は議案第２８号の賛成討論と同様な趣旨で賛成をするものでございます。

それからまち・ひと・しごと創生事業費でございますけれども、これにつきましては本格的な取り組みがやや遅れた感じはいたしますけれども、各種の実態調査やアンケート調査と積極的に実施を行い、いよいよ２８年度予算からスタートするわけでございます。私はこの中で子育て支援に思い切った施策を展開していると思っております。保育園児から小学生、中学生の入園・入学祝金制度の導入、転入者確保対策、さらには地域おこし協力隊の誘致による産業振興とさまざまな角度からまちづくりに挑戦をする状況にあります。次年度以降、さらにハード事業等に取り組み、まちづくりにつなげていくことが期待できると思う観点から賛成をするものでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

松浦君。

○６番議員（松浦隆君）

先ほど反対討論の中で芦澤議員から名指しの名前があがりましたので、私は賛成の立場から一言申し上げたいと思います。

平成２８年度一般会計予算の中の地方創生の中で、私も地方創生総合戦略審議委員会の委員を芦澤議員と一緒にやらせていただいております。私も正直言って時間がなかったこと、それから完全に１００％満足できる内容ができたかといわれるとちょっと難しかったかなと。それ

は確かに思います。しかしながら、これは第１回が昨年の１０月までの決定、もしくは今年の３月までの決定というそういう締めが決まっておりました。その中での審議をしてきたわけですけれども、しかしながらこの総合戦略に関しましては人口ビジョンもそうですし、何しろ４年間をかけてこのことを一つひとつ実施していって、それを検証して次にどういう形でもっていくか、そのサイクルの中で事業を進めていくという総合戦略でございます。ですからこれは反対ということではなくて、この事業をいかに町も議会も実際に計画した中で進めていって、その検証を議会も、また執行部もしっかりと検証しながらこの検証の結果によってはどうなるんだと。それをどうすればいいんだということで新しく内容を変えながら町のため、また町民のためにいい方向にもっていくということが私たち議会に課せられる、この事業に課せられる大きな使命ではないかと思います。

したがって、ただ反対するわけではなくて将来どういうふうな形でもっていくか。このことにしっかりと見つめ合って直面しながら、そのことを確認しながら進めていくべきという立場で賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありませんか。

川口君。

○１０番議員（川口福三君）

議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算について反対の立場で討論をいたします。

１０款１３節委託料の中でスクールバス運行業務に対して反対討論をいたします。

このスクールバスの運行業務の委託契約は、今まで行ってきたスクールバスの町内の雇用者の職場を奪うばかりでなく、こうした一括契約というのは県内他市町村においても例がないわけです。北杜市の場合は市内の業者、または業者のない地域においてはグループで会社というか、このスクールバスの運行業務を委託されたというような例もございます。そうした点からして、まして町内にも運送関係の業者もあるわけです。こうした業者を除いてこうした一括委託契約するということはやはり町の雇用の場を失うと同時に企業の、いわゆる８，４００万円からの大きな売り上げ、これが町内企業にはなんら潤すことがないと。この間の説明ですと一括契約であり、いわゆる燃料費においてもすべて車に関する仕事は山交タウンコーチへ一括だということになりますと、町内のいわゆるそういった車関連の事業所においてもなんらメリットがないというような状況です。この契約においては、私は反対の立場で討論いたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論はありますか。

深澤君。

○１３番議員（深澤勝君）

議案第３９号、スクールバス運行委託についての賛成討論を行います。

スクールバス運行につきましては、これまで必要以上の時間をかけて議論がなされました。児童生徒の安全確保が最重要と位置付けられて検討が進んできたわけでございます。その結果ということに私は認識をしております。信頼があり環境の整った運行事業者に委託されると思われます。今に至っては再検討する時間はないわけで計画どおり進めていくことが必要かと思います。他の運行会社についても環境が整った段階で検討すべきであると申し上げ、賛成討論

といたします。

○議長（野島俊博君）

他に討論ありますか。

（　な　し　）

他に討論がないので、討論なしと認めます。

これから採決を行います。

日程第４０　議案第３９号　平成２８年度身延町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第３９号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　多　数　）

挙手多数であります。

よって、議案第３９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４１　議案第４０号　平成２８年度身延町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４０号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４０号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４２　議案第４１号　平成２８年度身延町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４１号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４１号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４３　議案第４２号　平成２８年度身延町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４２号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４２号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４４　議案第４３号　平成２８年度身延町介護サービス事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４３号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４３号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４５　議案第４４号　平成２８年度身延町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４４号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４４号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４６　議案第４５号　平成２８年度身延町農業集落排水事業等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４５号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４５号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４７　議案第４６号　平成２８年度身延町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４６号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４６号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第４８　議案第４７号　平成２８年度身延町下部奥の湯温泉事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４７号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４７号は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第４８号から議案第５９号は一括で採決を行います。

日程第４９　議案第４８号　平成２８年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５０　議案第４９号　平成２８年度身延町広野村上外九山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５１　議案第５０号　平成２８年度身延町第一日影みそね沢恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５２　議案第５１号　平成２８年度身延町第二日影みそね沢及び石原外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５３　議案第５２号　平成２８年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５４　議案第５３号　平成２８年度身延町仙王外五山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５５　議案第５４号　平成２８年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５６　議案第５５号　平成２８年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計予算

日程第５７　議案第５６号　平成２８年度身延町西嶋財産区特別会計予算

日程第５８　議案第５７号　平成２８年度身延町曙財産区特別会計予算

日程第５９　議案第５８号　平成２８年度身延町大河内地区財産区特別会計予算

日程第６０　議案第５９号　平成２８年度身延町下山地区財産区特別会計予算

以上の財産区特別会計予算１２件は一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

議案第４８号から議案第５９号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（　挙　手　全　員　）

挙手全員であります。

よって、議案第４８号から議案第５９号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第６１　切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙についてを議題とします。

切坂山恩賜県有財産保護組合組合長から切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の任期が平成２８年3月３１日をもって満了となるため、選挙を行ってほしい旨通知がありました。

これにより同組合規約第６条の規定により、切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により指名推選により行いたいと思いますけども、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によって行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

ここで推薦者名簿配布のため、暫時休憩とします。

その場でお待ちください。

休憩　　午前１０時２０分

再開　　午前１０時２１分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開します。

切坂山恩賜県有財産保護組合議会議員については身延町八坂２１４番地４、今福誠氏。身延町八坂１０７番地、今福正孝氏。身延町八坂３６０番地、今福歳男氏。身延町八坂３２５番地、今福益行氏の４名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した４名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した４名が当選されました。

―――

日程第６２　委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、議会広報編集委員長、まちづくり検討特別委員長から委員会において調査の事件について会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会の議事日程はすべて終了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

平成２８年第１回身延町議会定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る３月３日に開催をされ今日までの１３日間、野島議長のもと私どもの提案いたしました５８件の提出案件につきまして真摯にご討論をいただき、ご可決をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と御礼を申し上げたいと存じます。

なお、３名の議員さまから行政に対する思いを一般質問の中でそれぞれ熱く語っていただきました。皆さんからいただいた叱咤激励は肝に銘じて、町民の皆さんから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいります。

私ども自治体は自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められていると思います。このためには行政と町民がそれぞれの役割と責任を担っていくことが大切であると思います。

「住んでよし　訪ねてもよし　おらが身延（まち）」、町民の皆さんが住みたくなるまちづくりに身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、なお一層取り組んでまいりますので議員の皆さんや町民の皆さんの格段のご協力をお願い申し上げまして、お礼のあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

１３日間の日程で開催されました３月定例会も皆さまのご協力の中、慎重審議をいただき無事閉会を迎えることができましたことに心から感謝申し上げます。

身延町民であることに誇りと自覚を持ち、力を合わせて安らぎと活力に溢れた開かれたまちづくりを進めていかなければならないと町民憲章にあります。平成２８年度は身延町の総合戦略を進めていく重要な年となります。町、議会、そして町民の皆さんと共に力を合わせ、さまざまな事業に積極的に取り組み活力ある町、安心して住める町を築いていきたいと思っております。

議員各位、町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜り、さらなるご活躍をご祈念申し上げ、平成２８年第１回身延町議会定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中村京子君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会　午前１０時３０分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中村京子が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議　　長

署 名 議 員

同　　上

同　　上